

第二次 桶川市環境基本計画



令和 7 年 3 月

桶 川 市

「環境にやさしく みどりと調和した 桶川」 の実現を目指して



本市では、平成8年の「桶川市環境自治体宣言」及び「桶川市ゴミ10カ条宣言」に基づき、平成12年に市民が健やかに暮らし続けられるまちや持続的発展が可能な社会を構築することを目指した「桶川市環境基本計画」を策定しました。その後、平成24年には本市を取り巻く変化を的確に捉え、環境政策をさらに着実に推進していくため、「桶川市環境基本計画」を改定し、本市における身近な環境と地球環境の改善・保全を推進してまいりました。

近年、気候危機と言われるように気候変動等による記録的な気象災害の多発や生態系の多様性が失われるなど地球規模で影響を及ぼしております。本市においてもこうした新たな問題への対応が求められており、このような背景を踏まえ、令和3年10月には、「ゼロカーボンシティ」として、主体的に取り組んでいくことを宣言し、脱炭素社会の実現に向けて、限られたみどりを守り、将来の桶川を安心・安全に暮らし続けることができるまちとして未来の子どもたちに引き継いでいくため、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、各取組を推進することとしました。

この度策定いたしました「第二次桶川市環境基本計画」では、気候変動などの新たな問題にも総合的かつ計画的な対応を進めていくため、気候変動を緩和するための計画である「桶川市地球温暖化対策実行計画」と気候変動に適應するための計画である「桶川市気候変動適應計画」の2つの計画を包含いたしました。この計画に基づき、環境像である「環境にやさしく みどりと調和した 桶川」を目指して取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見を頂くなど、御協力下さいました市民の皆様及び事業者の皆様並びに環境基本計画協議会委員の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

桶川市長

小野克典

目 次

「環境にやさしく みどりと調和した 桶川」の実現を目指して

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 計画の対象環境	6
第2章 計画策定の背景	7
1 社会情勢	9
2 桶川市の概要	14
3 前計画の実施状況	18
4 市民の環境に対する意識等	20
5 今後の課題	23
第3章 目指す環境の姿	25
1 環境像	27
2 基本目標	27
3 環境施策の体系	32
第4章 施策の展開	33
基本目標1 脱炭素・気候変動適応型社会の構築	
基本施策1 気候変動緩和策の推進	35
基本施策2 気候変動適応策の推進	36
基本目標2 資源循環型社会の構築	
基本施策1 4Rの推進	37
基本施策2 安定したごみ処理体制の構築	39
■ 資源循環型社会の構築に向けた市民・事業者の取組の方向	40
基本目標3 安心・安全な生活環境の創出	
基本施策1 公害の防止	41
基本施策2 良好な生活環境の形成	42
■ 安心・安全な生活環境の創出に向けた市民・事業者の取組の方向	43
基本目標4 自然共生社会の構築	
基本施策1 生物多様性の保全	44
基本施策2 身近な自然環境の保全	44
■ 自然共生社会の構築に向けた市民・事業者の取組の方向	45

第5章 桶川市地球温暖化対策実行計画	47
第6章 桶川市気候変動適応計画	75
資料編	91

第1章 計画の基本的事項



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

桶川市環境基本計画は、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するための、環境行政のマスタープランとなるものです。

本市では、「桶川市環境自治体宣言」及び「桶川市ゴミ10カ条宣言」に基づき、市民が健やかに桶川で暮らし続けられるとともに、持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、身近な環境と地球環境を改善・保全していくために、平成12年（2000年）に桶川市環境基本計画を策定し、平成24年（2012年）には計画年度の終了に伴い改定しました。

これ以降、本市を取り巻く環境情勢は急速に変化してきました。気候危機と言われるように地球温暖化や気候変動による記録的な気象災害の多発や生物多様性の損失をはじめ、プラスチックごみによる環境汚染や食品ロスなどの諸問題は、地球規模で影響を及ぼしていることから、本市においてもこうした新たな問題への計画的な対応が求められています。

このような中、本市では令和3年（2021年）に脱炭素社会の実現に向けて、限られたみどりを守り、将来の桶川を安心・安全に暮らし続けることができるまちとして未来の子どもたちに引き継いでいくため、令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」として、主体的に取り組んでいくことを宣言しました。

また、令和5年（2023年）には、先人が築き上げた歴史や文化を守り、変化を力に変え、魅力的で豊かな桶川を未来に引き継ぐことができるまちづくりを推進するため、10年間の行政運営の指針となる「桶川市第六次総合計画」を策定しました。

この「桶川市第六次総合計画」を上位計画とし、気候変動などの新たな環境問題にも総合的かつ計画的な対応を進めていくため、「第二次桶川市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

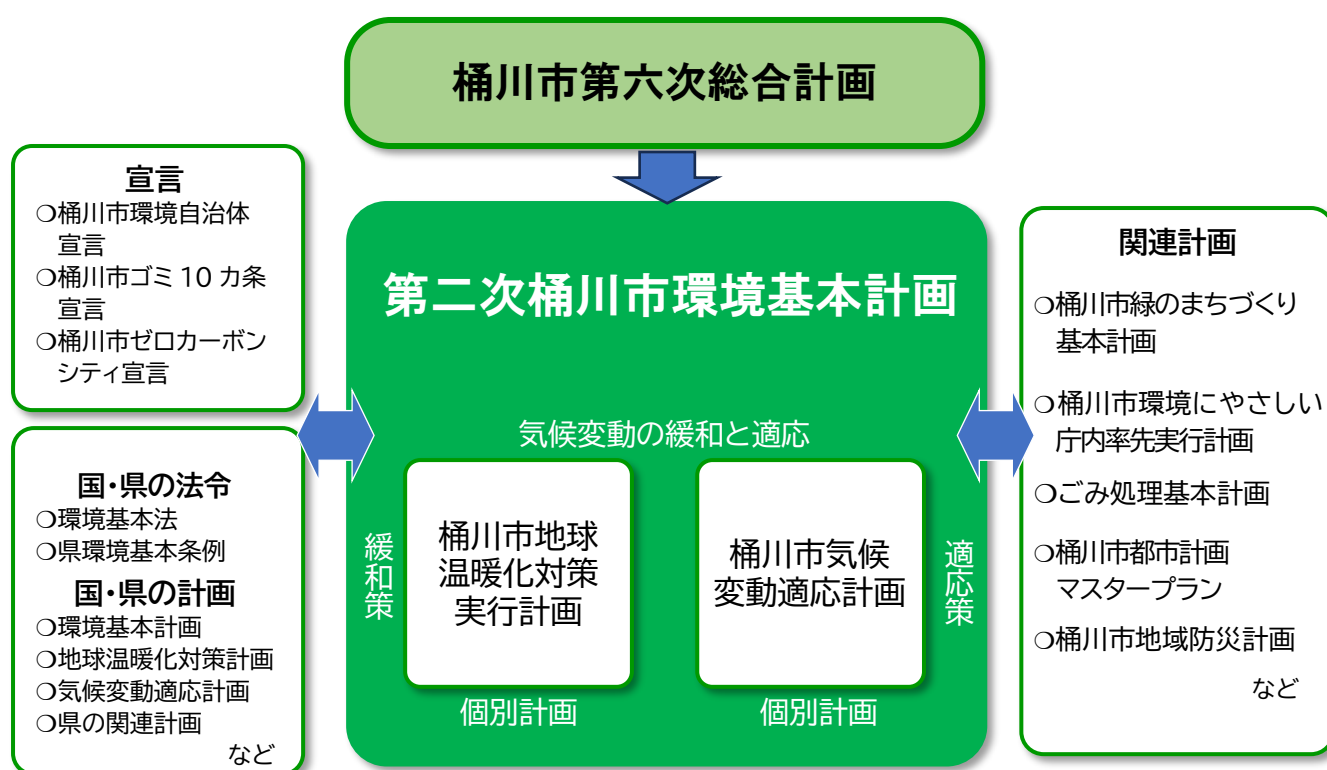
2 計画の位置づけ

本計画は、桶川市第六次総合計画を上位計画とし、環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向、その他必要な事項を定めた環境行政のマスタープランです。

また、今日の様々な環境問題と密接に関連し、喫緊の環境課題である気候変動の緩和と適応に向けた取組と一体的に推進していくため、以下の2つの計画を個別計画として本計画に包含しました。

(1) 桶川市地球温暖化対策実行計画（気候変動の緩和策）

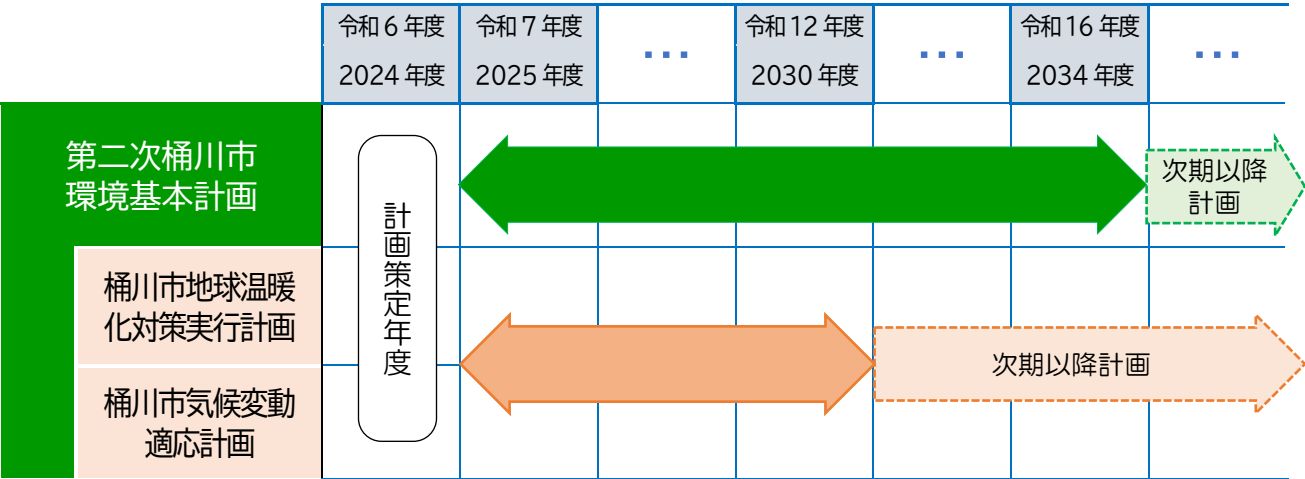
(2) 桶川市気候変動適応計画（気候変動の適応策）



3 計画期間

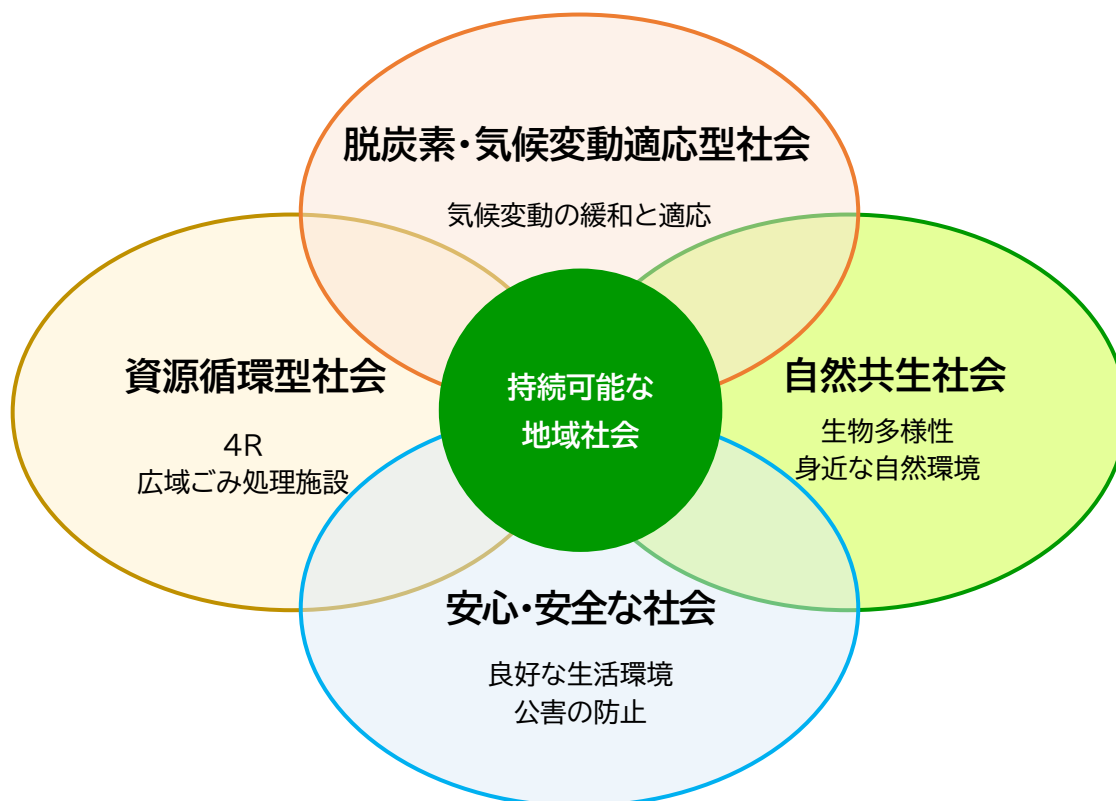
計画の期間は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 16 年度（2034 年度）までの 10 年間とします。

また、本計画に包含する桶川市地球温暖化対策実行計画と桶川市気候変動適応計画は、国や県の計画との整合を図り、令和 7 年度（2025 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 6 年間とします。



4 計画の対象環境

本計画においては、生活環境や自然環境のみならず、地球温暖化などの地球環境を含めた本市に関わる環境として、持続可能な地域社会を形成するための4つの社会に係る環境を計画が対象とする環境とします。



第2章 計画策定の背景



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第2章 計画策定の背景

1 社会情勢

現在、環境をめぐる社会情勢は目まぐるしく変化しています。気候変動による極端な気象災害や健康被害などの気候危機、生物多様性^{*1}の損失、マイクロプラスチック^{*2}による海洋汚染、食品ロス問題、世界中で起きている地域紛争、新型コロナウイルス感染症蔓延など、環境面に関連する様々な分野でのリスクが増大し、人類の生存を脅かす深刻な課題となっています。地球の持続可能性を確保することは、人類の生存にとって最優先の課題であり、誰一人取り残されることなく、地球規模課題に総合的に取り組むためには、それぞれの地域の持続可能性の確保に取り組んでいく必要があります。

(1) 世界的情勢

① SDGs（持続可能な開発目標）

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた行動目標 SDGs（持続可能な開発目標）を含む2030年行動計画が全会一致で採択され、様々な分野でSDGsの推進に向けた取組が進められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



（出典：国際連合広報センター SDGsのロゴと17のゴール）

② 気候変動

近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加により、農産物の品質低下、災害の増加、熱中症リスクの増加など、全国各地で発生しており、気候変動問題は、人類や全ての生

き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。平成27年（2015年）11月から12月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21^{*3}）において、令和2年（2020年）以降の温室効果ガス排出削減などのための新たな国際枠組み「パリ協定」が採択され、取組が急務となりました。

*1：生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

*2：マイクロプラスチック

5mm未満の微細なプラスチックのこと。

*3：COP21

2015年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約の第21回目の締約国会議を指す。

③ 生物多様性・ネイチャーポジティブ（自然再興）

生物多様性枠組みにおける愛知目標に代わる新たな世界目標として、令和4年（2022年）の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15^{*1}）において、令和12年（2030年）までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

この枠組みは、2050年のビジョンとゴール、2030年のミッションとターゲットで構成されています。2050年ビジョンは前身の愛知目標を引き継ぎ「自然と共生する世界」を掲げています。2050年ゴールでは、「生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与が評価・維持・強化される」ことなど4つのゴールを掲げました。そして2030年ミッションは、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」こととし、ネイチャーポジティブ（自然再興）を掲げました。2030年ターゲットでは、「生物多様性の脅威を減らすこと」「持続可能な利用と利益配分を通じて人々のニーズを満たすこと」「実施と主流化のためのツールと解決策」の3分野に分け「陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECD^{*2}により保全（30by30目標）」などの23の目標を設定しました。

昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン
自然と共生する世界

2050年ゴール

- A** 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加
- ・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加
- ・遺伝的多様性の維持、適応能力の保護
- B** 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化
- C** 遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献
- D** 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

1. すべての地域を参加型・統合的に生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
2. 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
3. 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECDにより保全（30 by 30目標）
4. 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
5. 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする
6. 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
7. 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農業及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
8. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

9. 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
10. 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
11. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与（NCP）の回復、維持、強化
12. 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
13. 遺伝資源及びデジタル配列情報（DSI）に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分（ABS）に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3) ツールと解決策

14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
15. 事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
16. 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
18. 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
22. 女性及び女兒、こども及び若者、障害者、先住民及び地域社会の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
23. 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

実施支援メカニズム及び実現条件／責任と透明性（レビューメカニズム）／広報・教育・啓発・取り組み

（出典：環境省 昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造）

*1：COP15

2022年にカナダのモントリオールで開催された国連生物多様性条約の第15回目の締約国会議を指す。

*2：OECD

Other effective area-based conservation measures の略称で、保護地域以外の地域をベースとする効果的な保全手段のこと。

(2) 国の動向

① 気候変動の緩和と適応 ～2050年カーボンニュートラルの実現に向けて～

国は、パリ協定が発効したことを踏まえ、平成30年（2018年）に「気候変動適応法」を制定し、地球温暖化と気候変動への対策を温室効果ガス排出削減対策（緩和策）と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）の両面から進めていくことにしました。

また、令和2年（2020年）10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル*1（脱炭素社会）の実現を目指す」ことを宣言し、令和3年（2021年）5月に地球温暖化推進法を改正、同年6月に「地域脱炭素ロードマップ～地域からはじまる、次の時代への移行戦略～」を策定、同年10月に「令和12年度（2030年度）において温室効果ガス*246%削減（2013年度比）、さらに50%の高みに向けて挑戦する」ことを目指した「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

② 自然と共生する社会 ～ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けて～

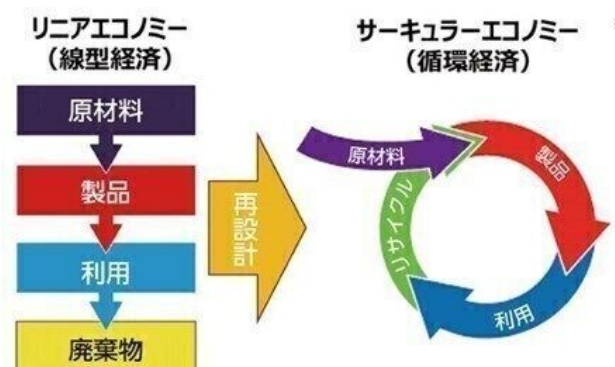
国は、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の採択を踏まえ、従来までの生物多様性国家戦略を見直し、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」を2023（令和5年）3月に閣議決定しました。この戦略は次の5つの基本戦略と行動計画からなっています。

- ①生態系の健全性の回復 ②自然を活用した社会課題の解決 ③ネイチャーポジティブ経済の実現
- ④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
- ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

③ 循環型社会 ～サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行～

気候変動及び生物多様性の問題とあわせて、食品ロスやプラスチックごみの環境汚染が地球規模の問題となっています。国は、令和元年（2019年）に「食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和3年（2021年）に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を公布し、循環型社会の形成に向けて、従来の3Rの取組と合わせて、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を図っていくことにしました。

令和6年（2024年）8月には、循環経済への移行を国家戦略として位置づけ、「第五次循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～」を閣議決定しました。



「大量に作って、使って、捨てる」リニアエコノミー（線型経済）から、サーキュラーエコノミーへ移行することは、天然資源の発掘や廃棄物の不必要な焼却等を抑え、温室効果ガスの排出削減や自然への負荷軽減になると同時に、企業の経済成長にもつながる。

（出典：環境省 HP）

*1：カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させる（温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする）こと。

*2：温室効果ガス

太陽放射により暖められた地表面の熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、7種類が温室効果ガスとして定義されている。（詳細は58ページ参照）

④ 国の環境基本計画

国は、地球規模の環境問題への対応をはじめ、国の環境政策を総合的に進めていくために、平成5年（1993年）に環境基本法を制定し、平成6年（1994年）に「循環」「共生」「参加」「国際的取組」が実現される社会を構築することを長期的な目標とした第一次環境基本計画を閣議決定しました。その後、平成12年（2000年）に第二次計画、平成18年（2006年）に第三次計画を決定しました。

平成24年（2012年）には、持続可能な社会を「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野が統合的に達成され、その基盤として「安全」が確保される社会であるとした第四次計画を決定しました。また、SDGsやパリ協定採択後の平成30年（2018年）に、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などのイノベーションの創出と経済・社会的課題の同時解決を目指した第五次計画を決定しました。

令和6年（2024年）に第六次環境基本計画を策定し、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング^{*1}／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すことにしました。

第六次環境基本計画の重点戦略

1 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 - 自然資本を維持・回復・充実させる投資の拡大 - 環境価値の活用による経済全体の高付加価値化 - 金融や税制等を通じた経済全体のグリーン化	2 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上 - 自然資本を維持・回復・充実させる国土利用 - 自立・分散型の国土構造の推進 「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現 - 地域の特性を踏まえた統合的な土地利用 - 再エネ、アセス、生態系等の情報基盤整備	3 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり - 地域の環境と経済・社会的課題の同時解決 - 地域循環共生圏を支える無形資産の充実 - 地域経済のグリーン化 - 持続可能な地域のための「公正な移行」 - 失われた環境の再生と地域の復興
4 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安心・安全、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現 - 人の命と環境を守る基盤的な取組 - 心豊かな暮らしに向けた良好な環境の創出 - 心豊かな暮らしを目指すライフスタイルの変革	5 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装 - グリーンイノベーションに対する国民意識の向上・行動変容の促進による需要の創出 - 本質的なニーズ主導での技術的ブレイクスルー - 科学的知見の集積や基盤情報の整備・提供 - 最先端技術等の開発・実証と社会実装推進 - 環境分野におけるスタートアップへの支援	6 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢 - いわゆる「環境外交」による国際的なルール作りへの貢献 - 環境分野における途上国支援 - 経済安全保障への対応 - 我が国の優れた取組の海外展開

（出典：環境省 第六次環境基本計画の概要、環境・経済・社会の統合的向上の高度化のための6つの戦略）

*1：ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

(3) 県の動向

① 埼玉県環境基本計画

県では、埼玉県環境基本条例（平成6年（1994年）制定）の基本的理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会」の構築を図るため、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「環境基本計画」を策定・改定し、環境施策を積極的に進めています。

人口減少・少子高齢化の一層の進行、豪雨や台風の頻発、海洋プラスチックごみ問題の顕在化、カーボンニュートラルに向けた動きやSDGsの推進など、社会経済情勢等の変化や環境問題を巡る国内外の動向を踏まえ、令和4年（2022年）に次の3つの長期目標の実現に向けた第5次埼玉県環境基本計画を策定しました。

長期目標

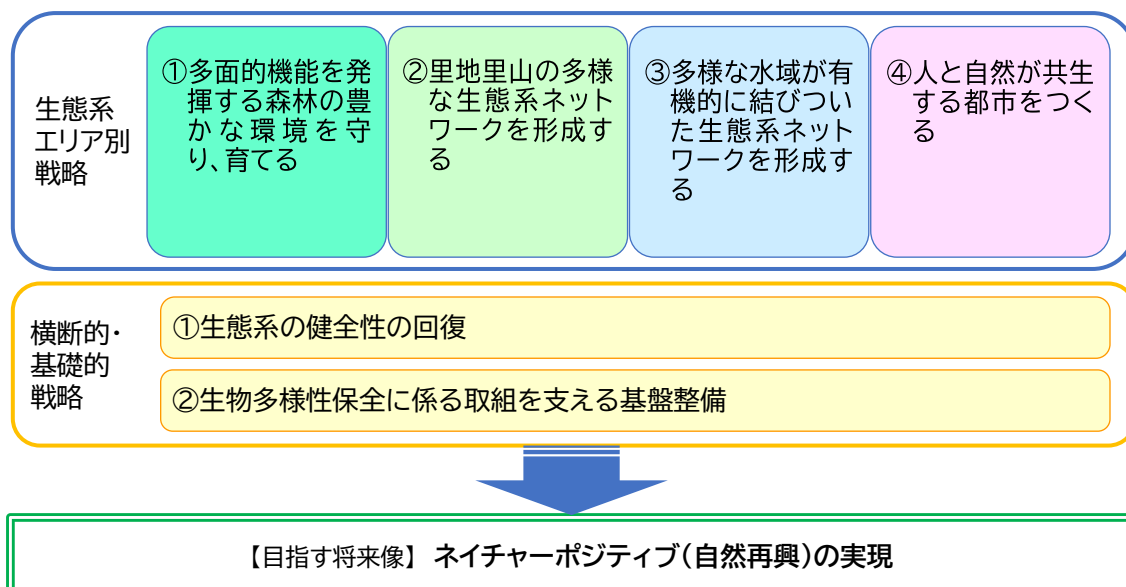
- ① 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり
- ② 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり
- ③ あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

また、持続可能なまちづくりに向け「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」などと連携し、その推進を図っています。

② 埼玉県生物多様性保全戦略

県では、平成30年（2018年）に、国の「生物多様性国家戦略 2012-2020」を踏まえ、「埼玉県生物多様性保全戦略」を策定し、自然環境、農林業、河川整備、都市の緑等の各分野において、生態系の再生・保全、これらを維持していくための担い手の育成等の取組を進めてきました。

令和6年（2024年）に、国の新たな「生物多様性国家戦略 2023-2030」を踏まえ、「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を将来像に掲げた「埼玉県生物多様性保全戦略 2024（令和6）年度～2031（令和13）年度」を策定しました。



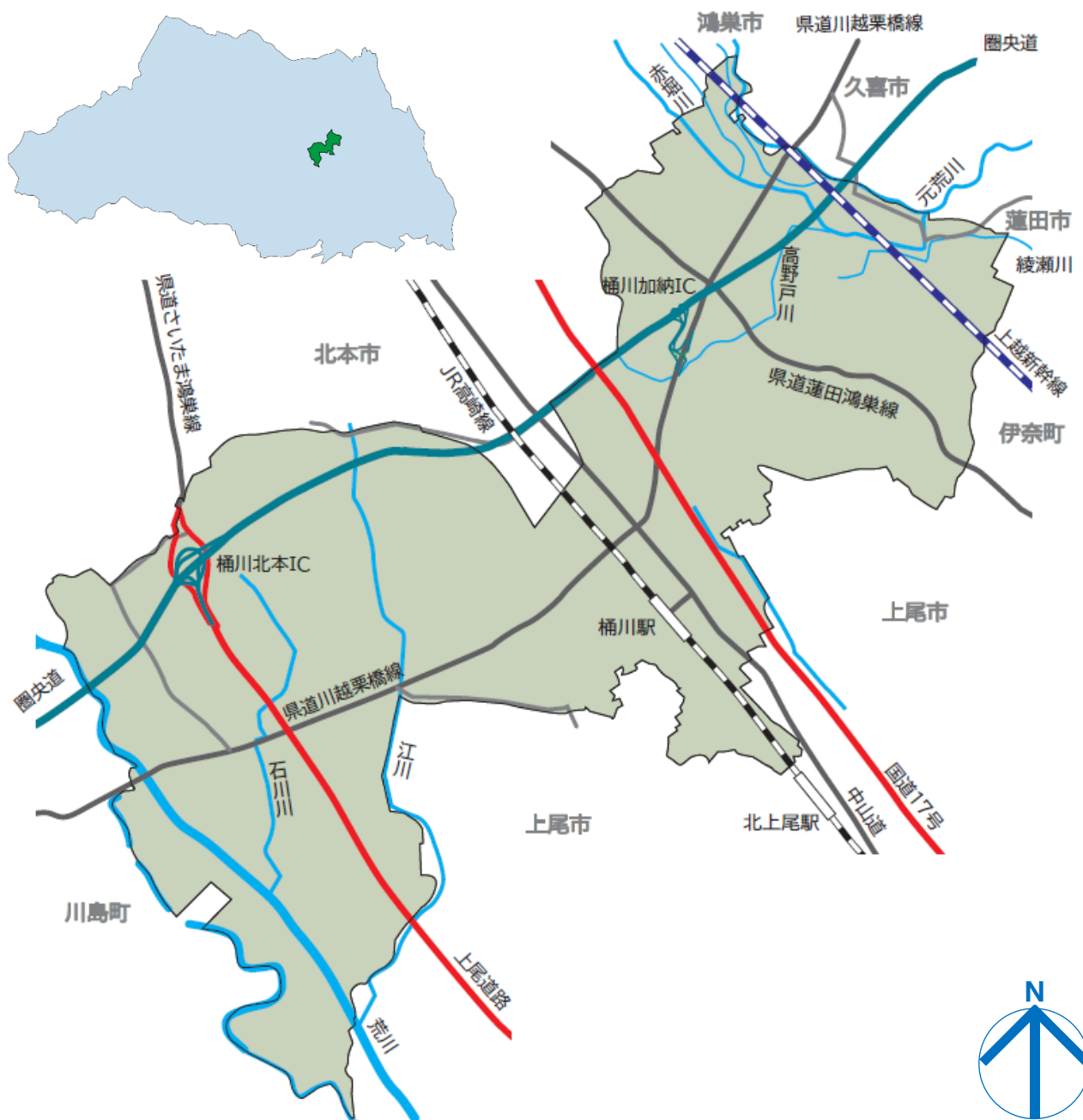
2 桶川市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、埼玉県ほぼ中央に位置しています。東は、蓮田市と久喜市、西は川島町、南は上尾市と伊奈町、北は北本市と鴻巣市に隣接しています。面積は25.35km²、東西の距離は8km、南北は4kmです。

市の中央部が大宮台地となっている地形で、東境に元荒川、西境に荒川が流れており、支川を含むこれらの河川に沿って低地が広がっています。

交通網として、鉄道では、市の中央部をJR高崎線が縦断しています。主要な道路では、市の中央部を南北に国道17号と中山道が縦断し、東西に県道川越栗橋線が横断しています。また、市の北部を圏央道（首都圏中央連絡自動車道）が横断し、西部を上尾道路が縦断しています。



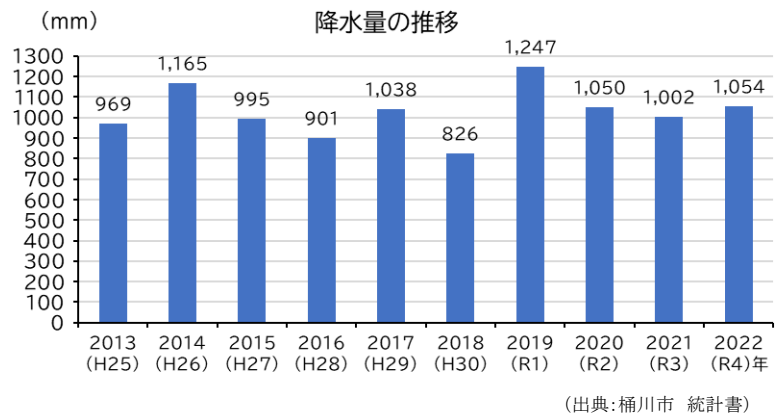
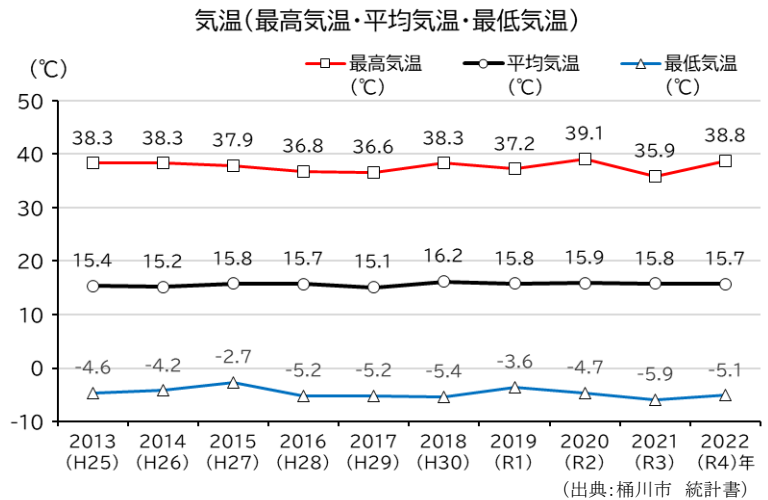
(2) 気象概要

本市の最新の統計では、平成25年（2013年）から令和4年（2022年）までの10年間の平均は、最高気温が37.7℃、最低気温が-4.7℃、平均気温が15.7℃、降水量が1,025mmとなっています。

最高気温はわずかですが、上昇傾向が見られます。平均気温と最低気温については、ほぼ横ばいで推移しています。

降水量は平均1,025mmで、年ごとの変動が大きくなっています。

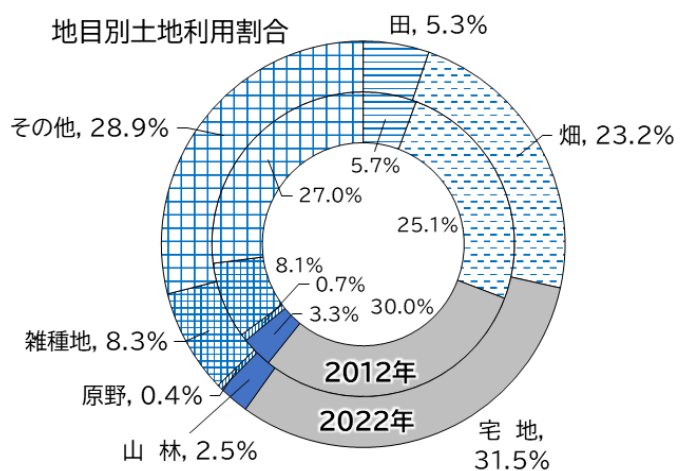
晴日数は211日、降水日数は104日となっています。



(3) 土地利用(地目)

本市の最新の統計では、令和4年（2022年）の地目別土地利用の面積割合は、最も多い宅地が31.5%、次にその他28.9%、畑23.2%の順となっています。

平成24年（2012年）も令和4年（2022年）とほぼ同様の構成割合となっています。自然環境における緑としての田、畑、山林、原野の割合については、平成24年（2012年）は34.8%、令和4年（2022年）は31.4%となっており10年間で構成割合が3.4ポイント減少しました。



(出典: 桶川市 統計書)

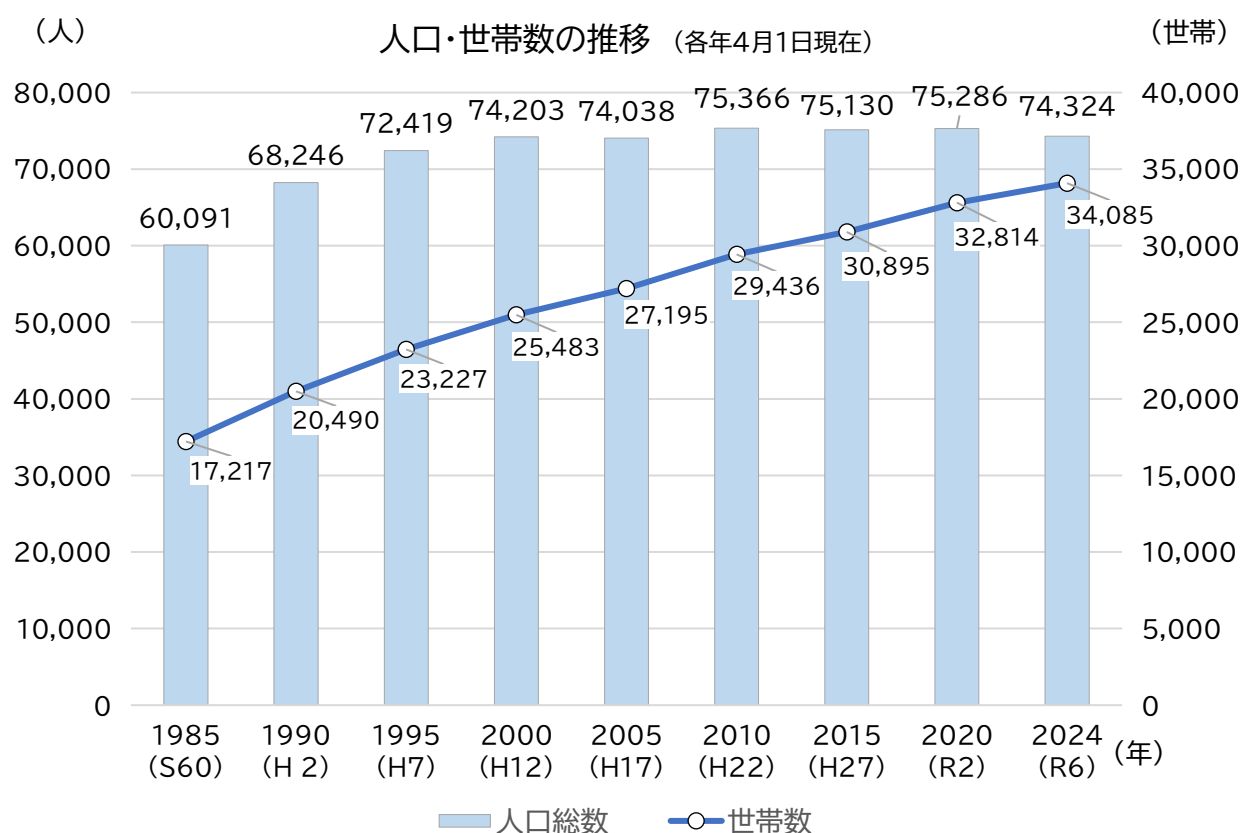
(4) 人口・世帯数

市の人口は昭和40年代に急増しました。その後も増加し続け平成22年（2010年）に75,366人となり、その後、令和2年（2020年）まではほぼ横ばい状況で推移してきました。令和2年（2020年）以降は減少傾向となり、令和6年（2024年）4月1日現在では74,324人と、平成22年（2010年）比で1.4%の減少となっています。

世帯数も人口増加と合わせて増加し、現在も増加傾向で推移しています。平成7年（1995年）までは10～20%の増加となっていました。その後令和2年（2020年）までは5～10%の増加率と増加は緩やかになってきました。令和6年（2024年）4月1日現在の世帯数は、34,085世帯で、令和2年（2020年）比では3.9%の増加と、増加率も減少傾向が見られます。

世帯当たりの人数も昭和60年（1985年）は3.5人/世帯でしたが、令和6年（2024年）は2.2人/世帯と低下し、単身世帯や夫婦世帯が増加するなど核家族化進んでいます。

令和2年（2020年）国勢調査における年代別人口割合は、15～64歳の生産年齢は58.3%と最も多く、平均年齢は50歳となっています。次いで65歳以上の高齢者が約3割を占め、高齢者のうち75歳以上の割合が5割以上となっています。



（出典：桶川市 統計書、市民課 住民基本台帳人口、各年4月1日現在）

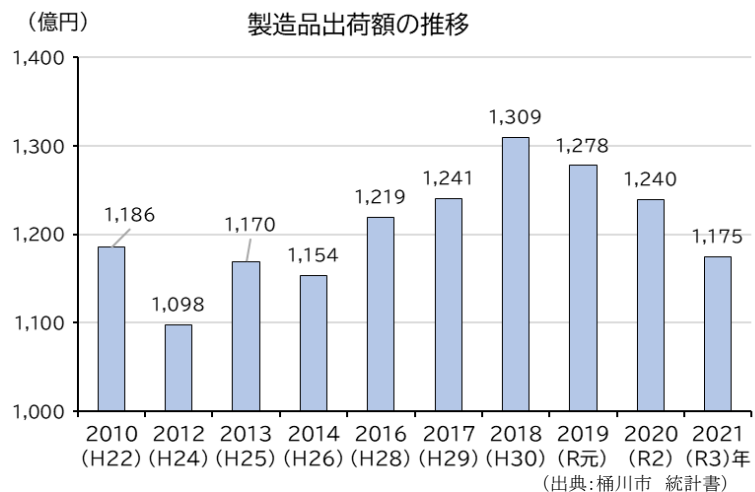
(5) 産業の状況

● 製造業・製造品出荷額

本市の最新の統計では、令和3年（2021年）における事業所数は73事業所、従業者数3,818人、製造品出荷額1,175億円となっています。

事業所数及び従業者数は平成28年（2016年）以降減少傾向で、平成28年（2016年）比で事業所数28%、従業者数8%の減少となっています。

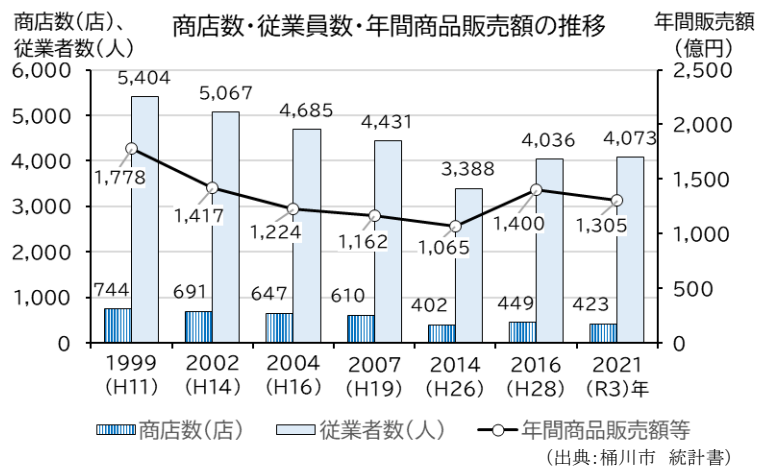
製造品出荷額は平成30年（2018年）をピークに減少傾向となっています。



● 商業

本市の最新の統計では、商店数及び従業者数、年間商品販売額は、平成26年（2014年）までともに減少傾向でしたが、その後増加し、緩やかな横ばい傾向で推移しています。

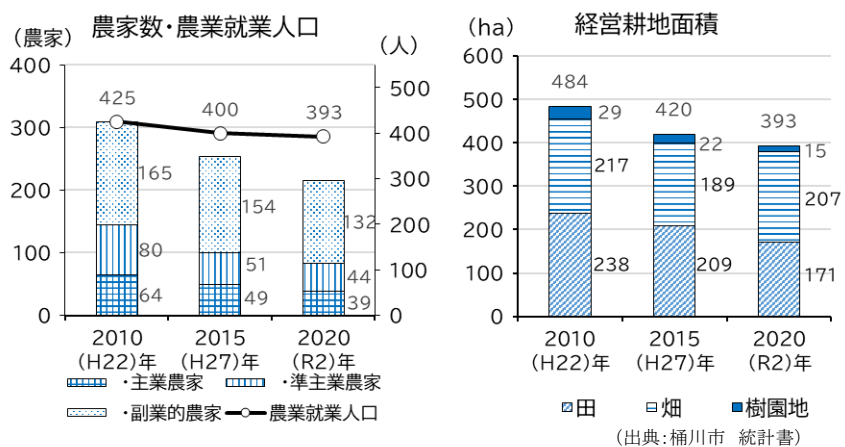
令和3年（2021年）においては、平成26年（2014年）比で商店数は5.2%、従業者数20.2%、年間商品販売額22.6%の増加となっています。



● 農業

本市の最新の統計では、農家数及び農業就業人口、経営耕地面積ともに減少傾向となっています。

令和2年（2020年）の農家数、農業就業者数、経営耕地面積は、平成22年（2010年）比でそれぞれ30%、8%、19%減少しています。主業農家及び



準主業農家の減少率がそれぞれ40%前後あり、農業従事者の高齢化等によるものと考えられます。また、経営耕地面積では、樹園地が48%、田が28%減少と、畑の減少率5%を大きく上回っています。

3 前計画の実施状況

前計画における環境施策の実施状況については、次のようになっています。

(1) 生活環境

- ・大気汚染の把握と健康被害の防止については、継続的な状況把握などに取り組むことができました。
- ・水質汚濁の把握と生活排水対策の推進については、合併処理浄化槽の設置補助などに取り組むことができました。
- ・道路交通騒音や振動については、継続的な状況把握などに取り組むことにより改善に努めることができました。

(2) 自然環境

- ・緑の豊かさなどの自然環境については、満足している市民の割合は、平成21年度(2009年度)の33%に対し、令和6年度(2024年度)は66%で、33ポイント増加することができました。
- ・川などの水辺と親しめる環境については、満足している市民の割合が、平成21年度(2009年度)の9%に対し、令和6年度(2024年度)は33%で、24ポイント増加することができました。
- ・市民緑地の契約面積については、平成22年度(2010年度)の14,227㎡に対し、令和6年度(2024年度)は17,256㎡で、3,029㎡増加することができました。

(3) 廃棄物・環境衛生

- ・ごみ処理体制については、川島町と1市1町によるごみ処理の広域化を推進しました。令和7年(2025年)4月1日には、川島桶川資源循環組合を設立します。
- ・4Rの実践については、広報やイベント等を通じて、啓発活動を行うことができました。
- ・不法投棄の防止については、啓発看板の配布や設置をしました。また、国や県と共同して不法投棄物の一斉撤去などに取り組むことができました。
- ・地域協働の取組については、自治会と協働してクリーンおけがわ(公共施設等の清掃活動)に取り組むことができました。
- ・環境省が実施した一般廃棄物処理事業実態調査(令和4年度)によると、市民1人1日当たりの排出量については、平成22年度(2010年度)の785gに対し、令和4年度(2022年度)は689gで96g削減ができました。
- ・環境省が実施した一般廃棄物処理事業実態調査(令和4年度)によると、事業系ごみ排出量については、平成22年度(2010年度)が4,265t/年に対し、令和4年度(2022年度)は2,750t/年で、1,515t/年の削減ができました。
- ・環境省が実施した一般廃棄物処理事業実態調査(令和4年度)によると、ごみの資源化率については、平成22年度(2010年度)の31.2%に対し、令和4年度(2022年度)は39.7%で、8.5ポイント増加することができました。

(4) 地球環境

- ・ 公共施設から発生する温室効果ガス排出量については、計画どおり推進し削減することができました。
- ・ 住宅用新・省エネルギー機器設置費補助金については、平成23年度（2011年度）の太陽光発電システム及び高効率給湯器の補助基数が122基に対し、令和6年度（2024年度）は214基で、92基増加することができました。

4 市民の環境に対する意識等

本計画の策定にあたり、市民・事業者の環境に対する意識や取組について把握するため、令和6年（2024年）に18歳以上の市民2,500人、市内の500事業者を対象としてアンケート調査を実施しました。回収率は、市民37.0%、事業者25.8%でした。結果概要は、以下のとおりです。

桶川市の環境について

- 大気や水環境、悪臭、騒音など生活環境は全般的に良好と感じている。
- 水害や風害など気象災害が少なく、安心して安全に暮らせると感じている。
- まち歩きや自転車利用の安全性や水辺の親水性に対して不満と感じている。

満足度	項目	不満度
76.6%	空気や水のきれいさ	16.0%
70.6%	音や振動などの静けさ	26.5%
83.0%	悪臭などの少なさ	12.3%
70.8%	まちの清潔さ（道路や公園など）	25.6%
66.1%	みどりの豊かさなどの自然環境	28.6%
32.9%	川などの水辺と親しめる環境	50.9%
38.7%	有害鳥獣や外来種による環境への影響	37.7%
49.1%	歴史的・文化的な雰囲気	31.9%
53.2%	鉄道やバスなど、公共交通の利便さ	44.3%
43.7%	安全にまち歩きや自転車利用ができる環境	52.6%
60.8%	ごみの出しやすさ、分別のしやすさ、収集回数	37.3%
74.6%	気象災害（水害や風害など）からの安心・安全さ	17.6%

満足度＝満足＋やや満足、不満度＝やや不満と不満、分からないと無回答を除く

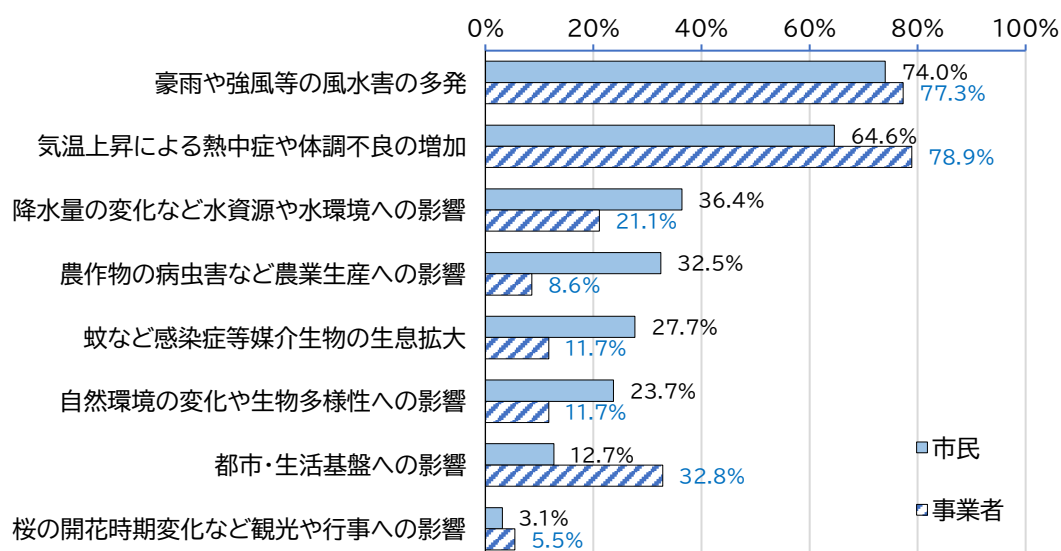
桶川市の緑について

- 7割以上の市民がここ10年間で住まい周辺の緑が減っていると感じている。
- 豊かだと思える緑と守り育てていくべき緑として公園・緑地や公共施設の緑が多い。
- 街路樹等道路の緑は豊かだと感じていないが、守り育てていくべきと感じている。

豊かな緑	項目	守り育てるべき緑
52.2%	公園・緑地の緑	78.4%
24.6%	学校など公共施設の緑	53.2%
15.8%	道路の緑（街路樹等）	41.9%
19.8%	伝統的な屋敷林や社寺林等	41.6%
19.2%	河川（河川敷）や水辺の緑	39.1%
18.1%	雑木林（平地林、斜面林等）	30.0%
30.1%	田畑等の農地	27.6%
15.8%	住宅地の緑（生垣・庭木等）	20.6%
5.1%	大きな店舗や工場などの緑	14.9%

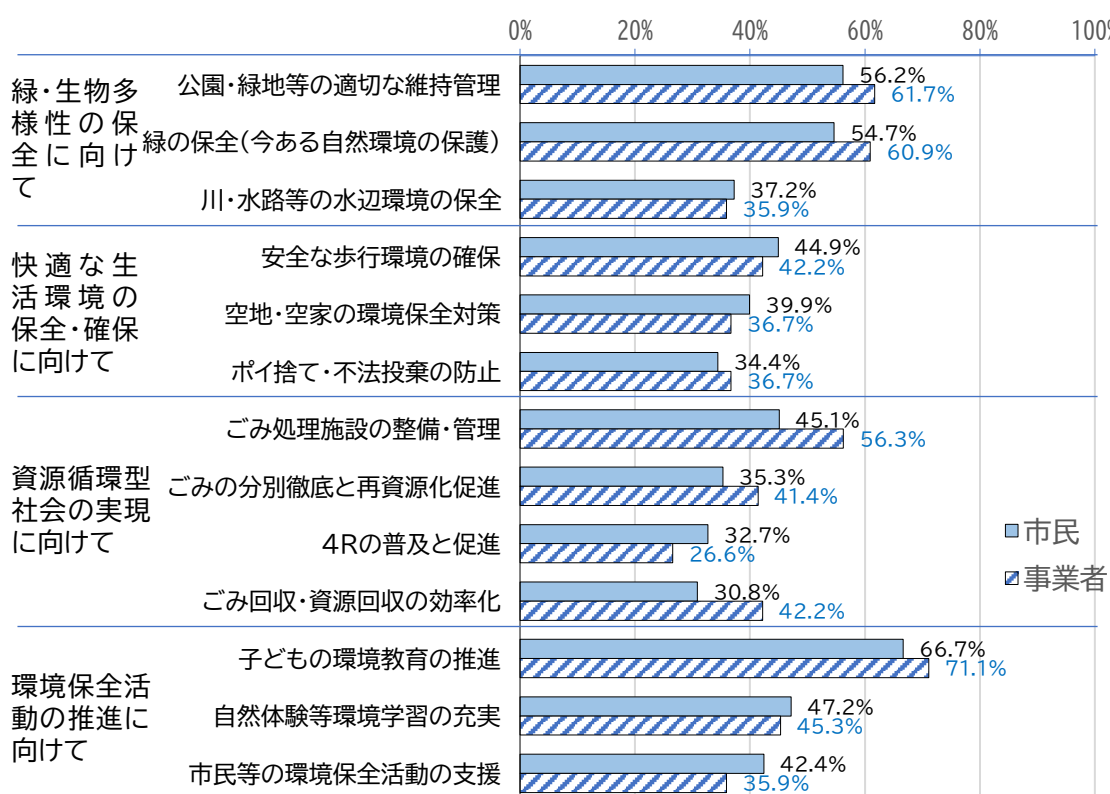
気候変動の影響について

- 市民・事業者とも、豪雨や強風等の風水害の多発、気温上昇による熱中症や体調不良の増加が特に懸念されている。
- 上記以外では、事業者は「都市・生活基盤への影響」が事業活動に影響を与えているが、市民では、水環境や農業生産などへの影響が懸念されている。



環境の保全に向けて優先的に進める取組(各分野上位のみ、地球温暖化を除く)

- 緑・生物多様性の保全・確保、快適な生活環境の確保、資源循環型社会の実現、環境保全活動の推進に向けて、優先すべき取組の上位3位までは、市民・事業者ともほぼ同じ取組をあげています。(取組内容は下表参照)



脱炭素社会の実現に向けて優先的に進める取組

- 各取組で優先すべきや重要との回答が、市民・事業者とも5割以上を占めます。
- 特に優先すべき取組として、気候変動対策の推進や公園緑地の整備等市街地の高温化防止、公共施設等での再エネ活用、省エネ型まちづくりがあげられます。
- あわせて、省エネ意識の普及・行動促進とその促進に向けた地球温暖化や気候変動に関する環境教育・環境学習の推進をあげています。
- ZEHやZEBの普及や大規模太陽光発電施設の整備は低い傾向となっています。



省エネ・再生可能エネ設備等の導入状況(市民・事業者共通項目のみ)

太陽光発電の導入は、市民より事業者の方が進んでいます。10～20%と低く今後の普及が課題です。また、太陽光発電設備以外の導入も同様に低い結果となっているため、今後の普及が課題です。

市民		省エネ・再エネ設備や機器	事業者	
導入済み	導入検討		導入済み	導入検討
10.3%	13.6%	太陽光発電	18.0%	15.6%
3.6%	26.0%	家庭用蓄電池/蓄電システム	3.1%	26.6%
1.5%	16.7%	燃料電池(エネファーム等)	1.6%	16.4%
1.5%	11.7%	太陽熱利用温水器	0.0%	13.3%
3.6%	25.5%	次世代自動車への乗り換え	7.8%	35.2%
13.7%	48.3%	エネルギー効率の良い家電や機器への切替え	7.0%	50.8%

5 今後の課題

本市の環境の現状、市民・事業者アンケートの結果等を踏まえて、本市における環境の課題を次のとおり分析しました。

① 生活環境

- 市民が健康で、安心・安全に暮らせる快適な生活環境を確保していくため、大気や水質等の環境の状況を調査し、改善を図っていくとともに、様々な環境リスクの回避・軽減に努めていく必要があります。
- 良好な生活環境を確保していくためには、生活排水対策、不法投棄や路上喫煙の防止対策など快適な生活環境の創出を進めていく必要があります。

② 自然環境

- 本市の自然資本を形成する緑や水辺、生物多様性などの自然環境の適切な保全・活用を図っていく必要があります。
- 市民や団体、事業者との協働による自然環境保全や緑化の推進、活動への参加の普及など、社会情勢に応じた一層の取組の促進が期待されています。
- 特定外来生物による地域の生態系への影響や病害虫による木枯れなど、自然共生と良好な地域環境づくりが課題となっています。

③ 廃棄物・環境衛生

- プラスチック資源循環や食品ロス問題への対応をはじめ、4R の更なる普及と啓発が課題となっています。
- 資源循環型社会の実現に向けて、広域によるごみ処理施設について、環境に配慮した施設整備を図っていく必要があります。

④ 地球環境

- 市民・事業者・市による一層の省エネルギー対策をはじめ、再生可能エネルギー活用などの普及啓発が課題となっています。
- 気候変動の緩和と適応に向けた目標や施策などを市民・事業者・市が相互に連携・協力し、脱炭素や気候変動に適応した社会の構築を図っていくことが求められています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第3章 目指す環境の姿



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第3章 目指す環境の姿

1 環境像

桶川市第六次総合計画の将来像である『学び豊かな 笑顔あふれる 幸せ未来都市 おけがわ』を実現するため、まちづくりの方向性として定められた政策である『環境にやさしく みどりと調和した 桶川』を本計画が目指す環境像として定めます。

環境像

環境にやさしく みどりと調和した 桶川

脱炭素社会や循環型社会の形成は、地球温暖化など深刻化する環境問題の改善につながり、自然空間や公園など多様なみどりや水辺の存在は、生物多様性や生態系の保全につながるとともに日々の生活に憩いと安らぎを与えます。

このため、再生可能エネルギーの導入、ごみの減量化や再資源化、河川や雑木林、公園などのみどりや水辺の保全と活用を図り、人と自然にやさしく、みどり豊かで快適なまちづくりを進めます。



2 基本目標

環境像の実現に向けて、「脱炭素・気候変動適応型社会の構築」「資源循環型社会の構築」「安心・安全な生活環境の創出」「自然共生社会の構築」を4つの基本目標とします。

また、SDGsの理念に沿い、環境・経済・社会にかかわる諸問題の解決に向け総合的に取り組むために、基本目標にSDGsマッピングを行います。

基本目標

1

脱炭素・気候変動適応型社会の構築



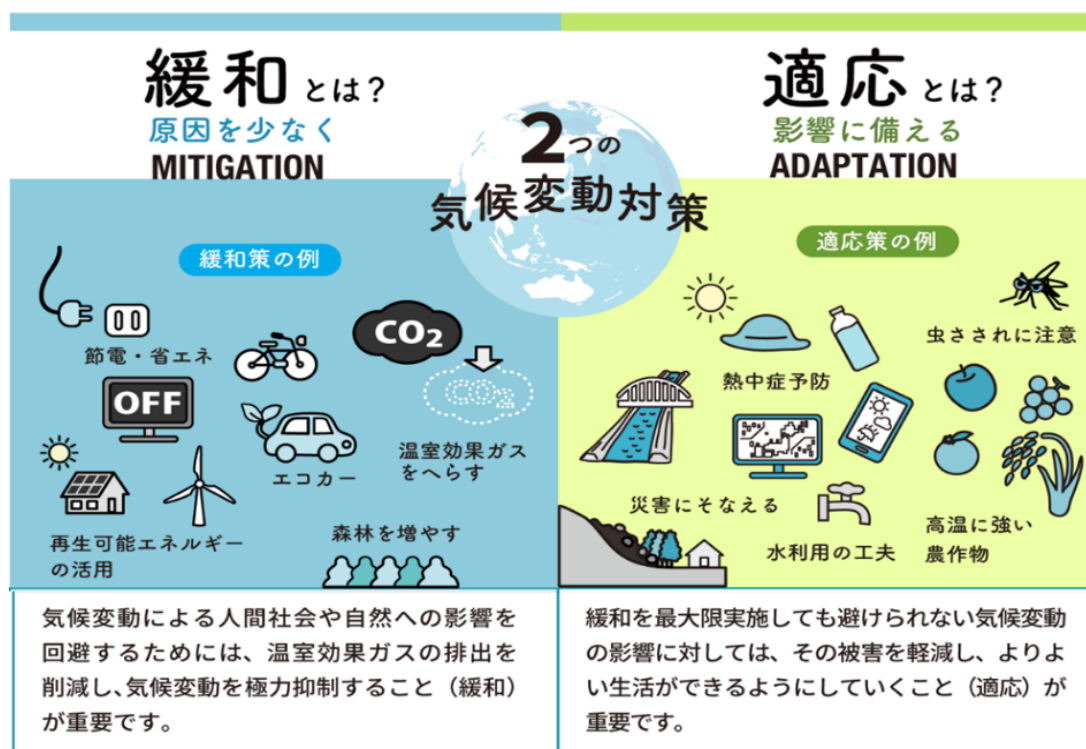
現在、地球は気候変動問題が深刻化しています。地球表面の平均気温の上昇に伴い、異常気象や豪雨災害の多発、熱中症緊急搬送者数増大、農産物生産障害など、様々な影響が各地で発生しています。このため、持続可能な社会の実現に向けたSDGsでも、地球温暖化を抑制し、気候変動の影響を回避する気候変動対策を早急に、具体的に進めていくことが求められています。

気候変動の影響は本市においても現れており、温室効果ガス排出量削減と気候変動影響の回避の両面から総合的に気候変動対策を進めていく必要があります。

このことから、本市は令和3年（2021年）に、脱炭素社会の実現に向けて、限られたみどりを守り、将来の桶川を安心・安全に暮らし続けることができるまちとして未来の子どもたちに引き継いでいくため、令和32年（2050年）までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」として、主体的に取り組んでいくことを宣言しました。

この宣言を基に市民や団体、事業者、市がそれぞれ主体的に取り組んでいくとともに、相互に連携・協力し、地域社会全体で温室効果ガス排出量削減に向けた取組（緩和策）と気候変動の影響の回避・軽減に向けた取組（適応策）を一体的に推進することで、脱炭素・気候変動適応型社会の構築を目指します。

気候変動の緩和と適応



(出典:環境省 A-PLAT(気候変動適応情報プラットフォーム))

基本目標

2

資源循環型社会の構築

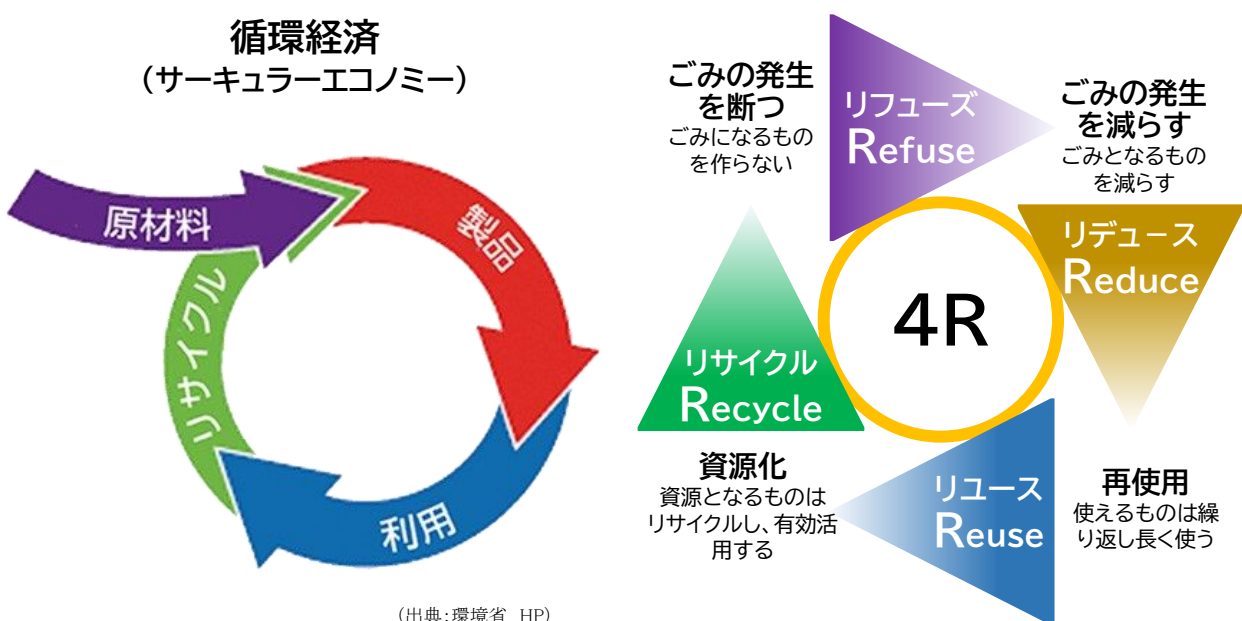


循環型社会形成推進基本法では、循環型社会とは、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されています。

平成27年（2015年）に国連で採択されたSDGsのゴールのひとつとして『つくる責任 つかう責任』が掲げられ、持続可能な地域社会の実現に向けて資源が循環利用される循環型社会の構築に向けた取組が求められています。

本市では、「桶川市環境自治体宣言」や「桶川市ゴミ10カ条宣言」を行い現在に至るまで、ごみの減量化や資源化などの取組を推進してきましたが、今後は、循環型社会を構築するための取組をより推進していく必要があります。

そのため、今後は、現在の取組を継続していくとともに、食品ロス削減やプラスチック資源循環利用、廃棄物の広域処理、循環経済への移行など市だけでは対応できない課題等について、関連する自治体、市民や団体、事業者等と連携し取組を推進することで、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、資源循環型社会の構築を目指します。



基本目標

3

安心・安全な生活環境の創出



国内では、かつての産業型公害の改善は大きく進展しましたが、世界の急速な工業化や開発等に伴い、PM2.5 や光化学スモッグなどの大気汚染、海洋汚染など、環境汚染が拡大・広域化してきています。

また、気候変動に伴う感染症媒介生物の生息域拡大や災害時における衛生環境の確保をはじめ、新型コロナウイルス感染症、原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散、有害物質による環境被害など、環境面のリスクも増大してきています。

本市では、水質汚濁や土壌汚染などのいわゆる典型7公害の状況を把握するための環境調査をはじめ、不法投棄の防止や河川の水質保全・改善に向けた公共下水道の整備や更新、合併処理浄化槽の設置などを推進し、衛生的な生活環境の確保に努めています。

こうした取組を継続的に進めていくとともに、新たな環境リスクへの対応を図ること、で、安心で安全な生活環境の創出を目指します。

典型7公害

環境基本法



(出典:総務省「3分でわかる公害紛争処理制度」
(https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/policy/tyosaku.html)を加工して作成)

基本目標

4

自然共生社会の構築



持続可能な社会の実現には、地球全体とそれぞれの地域において、生物多様性が健全な状態で保全され、その恵みを将来にわたって引き継いでいくことができる社会（自然共生社会）となっていることが必要です。SDGsでも、海の豊かさや陸の豊かさを守ることがゴールとなっています。

また、生物多様性国家戦略においては、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブ（自然再興）を目指すべき目標として掲げられています。

本市の市街化調整区域及びその周辺には、荒川、元荒川、綾瀬川、赤堀川、江川などの多くの河川が流れており、河川沿いの低地や水辺は田園や樹林などの豊かな緑に囲まれています。この豊かな緑は多様な動植物の生息環境となり生態系が保全されているだけでなく、レクリエーションや防災機能を有しており、日々の生活に憩いと安らぎを与えます。近年では、宅地開発や農業従事者の減少などにより、緑は減少傾向にあります。市では、市民や団体、事業者と協力して水辺の緑の保全・再生、市民緑地や保存樹林・樹木の指定、公園や緑地などの維持管理、特定外来生物対策などにより、自然の保全・再生を進めています。

こうした取組を継続的に進めていくとともに、限られた緑を保存し維持するための更なる取組を進めることで、生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存の確保された、自然共生社会の構築を目指します。



城山公園 大池



江川 河畔林

3 環境施策の体系

本計画では、計画の目指す環境像「環境にやさしく みどりと調和した 桶川」の実現に向けた環境施策体系を次のように定め、関連する施策の展開を図っていきます。

環境像	基本目標	基本施策	施策の展開
環境にやさしく みどりと調和した 桶川	基本目標1 脱炭素・気候変動 適応型社会の構築	1 気候変動緩和策の推進	1 再生可能エネルギーの創出
			2 省エネルギー対策の推進
			3 環境にやさしいまちづくりの推進
			4 ごみの減量化・資源化
		2 気候変動適応策の推進	5 脱炭素型ライフスタイルへの転換促進
			1 各分野における適応策の推進
	基本目標2 資源循環型社会 の構築	1 4Rの推進	2 気候変動の影響把握と理解醸成
			(1) リフューズの推進
			(2) リデュースの推進
			(3) リユースの推進
			(4) リサイクルの推進
		2 安定したごみ処理体制の構築	(1) 広域ごみ処理施設の整備
			(2) 環境センターの維持管理
	基本目標3 安心・安全な 生活環境の創出	1 公害の防止	(1) 典型7公害の防止
			(2) 環境リスクへの対応
		2 良好な生活環境の形成	(1) 生活排水施設等の整備
			(2) 衛生的で快適な生活環境の確保
	基本目標4 自然共生社会 の構築	1 生物多様性の保全	(1) 自然生態系等の保全
			(2) 特定外来生物対策
		2 身近な自然環境の保全	(1) 緑の保全と活用
			(2) 公共空間の緑化

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第4章 施策の展開



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第4章 施策の展開

基本目標1 脱炭素・気候変動適応型社会の構築



基本施策1 気候変動緩和策の推進

第5章 桶川市地球温暖化対策実行計画で定めた計画により、気候変動緩和策を推進していきます。

第5章 桶川市地球温暖化対策実行計画 施策の体系

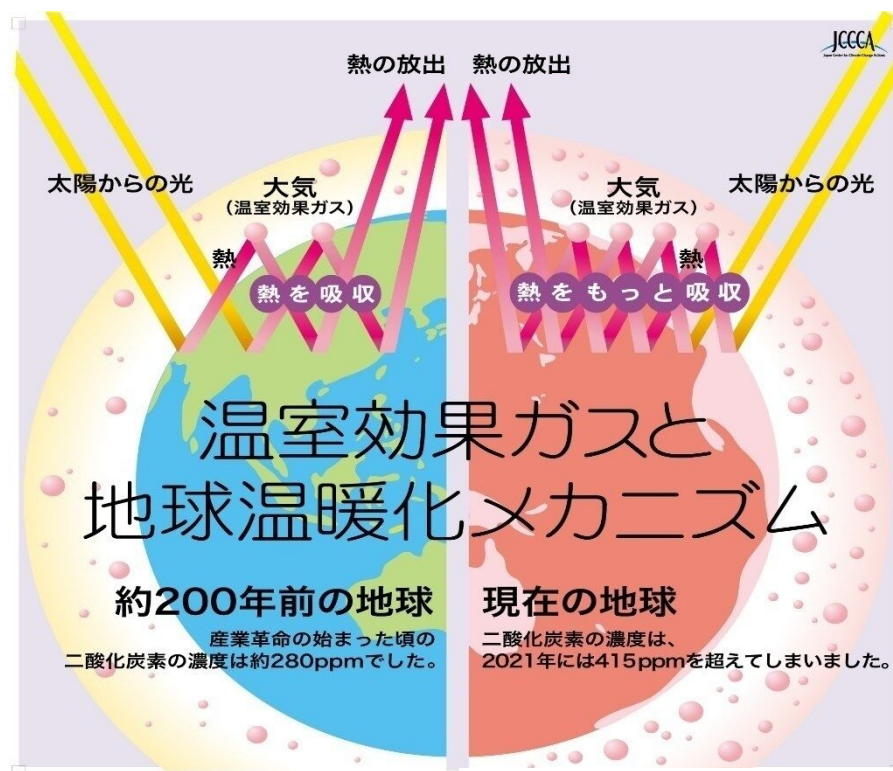
基本目標	施策の展開
脱炭素・気候変動適応型社会の構築	1 再生可能エネルギーの創出
	(1) 太陽光発電システムの導入
	(2) 自家消費型の太陽光発電の推進
	2 省エネルギー対策の推進
	(1) 省エネ家電・設備の普及促進
	(2) 省エネ性能の高い住宅等の普及促進
	(3) 移動の脱炭素化の推進
	(4) 事業活動における省エネの普及促進
	3 環境にやさしいまちづくりの推進
	(1) 歩いて暮らせるまちづくりの推進
	(2) ヒートアイランドを緩和するまちづくりの推進
	4 ごみの減量化・資源化
	(1) ごみの発生抑制・減量化の推進
	(2) 再使用・資源化の推進
	(3) 広域ごみ処理施設の整備
	5 脱炭素型ライフスタイルへの転換促進
	(1) 環境配慮行動の推進

基本施策2 気候変動適応策の推進

第6章 桶川市気候変動適応計画で定めた計画により、気候変動適応策を推進していきます。

第6章 桶川市気候変動適応計画 施策の体系

基本目標	施策の展開	
脱炭素・気候変動適応型社会の構築	1 各分野における適応策の推進	
	分野	施策
	①農業	農業への影響の軽減
	②水環境・水資源	水環境・水資源への影響の軽減
	③自然生態系	自然生態系の保全
	④自然災害	自然災害に対する防災・減災対策の推進
	⑤健康	健康被害の防止
	⑥市民生活・都市生活	暑熱による生活への影響の軽減
	2 気候変動の影響把握と理解醸成	
	①市域における気候変動の影響に関する情報の収集	
	②気候変動による生活や事業活動への影響に関する情報の提供	



(出典:全国地球温暖化防止活動推進センター)

基本目標2 資源循環型社会の構築



基本施策1 4Rの推進

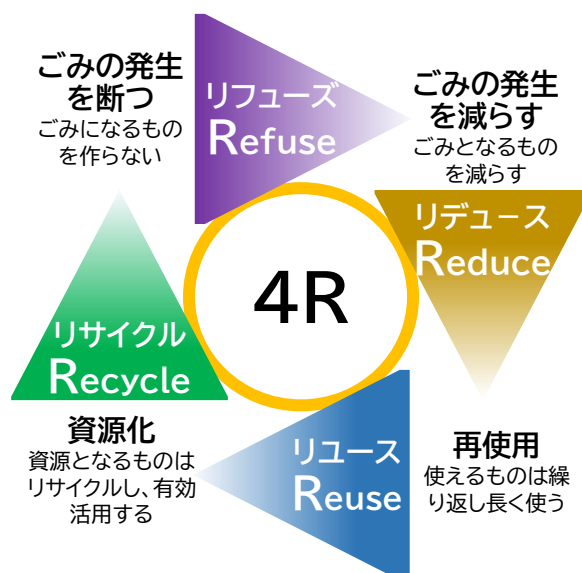
本市でのごみに対する施策については、「桶川市ゴミ10カ条宣言」などに基づき、市民や団体、事業者の協力をもとに、リフューズ（ごみの発生を断つ）、リデュース（ごみの発生を減らす）、リユース（再使用）、リサイクル（資源化）の4Rを進めてきました。その結果、市民1人1日当たりのごみ排出量の少なさや資源化率は、県内でも上位に位置しています。

今後ともごみの減量化や資源化など、4Rの更なる推進を図ります。

また、国や県が進めている、持続可能な形で資源を利用する循環経済やプラスチック資源循環対策（3R+Renewable^{*1}）については、国や県などと連携、協力しながら、本市の4Rの取組とあわせて推進することで、循環型社会の構築を推進します。

(1) リフューズ(ごみの発生を断つ)の推進

- 出前講座やごみ処理施設見学を実施するなど、環境学習の機会を提供することにより、4Rの普及啓発を推進します。
- 不要なパンフレット・チラシなどごみとなるものは断り、マイバッグ・マイカトラリー^{*2}などの活用などに努めます。
- 簡易包装などを推進し、すぐにごみの原因となるものを作らないように努めます。



*1：3R+Renewable

循環型社会構築に向けた基本的な考え方。廃棄物の発生抑制(リデュース：Reduce)、再使用(リユース：Reuse)、再生利用(リサイクル：Recycle)の3つの頭文字をとったものに、再生可能資源への代替(リニューアブル：Renewable)を加えたものをいう。

*2：マイカトラリー

持ち歩くことができるフォークやスプーンのこと。使い捨てのものを買わないため、省資源やごみ減量になる。

(2) リデュース(ごみの発生を減らす)の推進

- 生ごみの「3きり運動」(水きり、食べきり、使いきり)を推進します。
- 生ごみの自家処理(家庭用生ごみ処理容器・減量化機器、ダンボールコンポストなど)を推進します。
- 「てまえどり」(すぐに食べる商品を購入する際は、商品棚の手前に置いてある商品を選ぶ行動)を推進します。
- フードドライブ(各家庭で使いきれない未利用食品を必要としている方へ提供する)を推進します。
- 事業者の食品ロス削減対策(小盛りメニューの設定など)を推進します。
- プラスチックごみの削減対策(マイバッグ、簡易包装など)を推進します。
- ごみの減量に関する情報(分別、食品ロスなど)を発信し普及啓発に努めます。
- 事業系ごみに関する情報(排出責任、適正処理など)を発信し普及啓発に努めます。
- 事業者としての市は、率先してごみの減量化に取り組みます。

(3) リユース(再使用)の推進

- リユースに関する情報を発信し普及啓発に努めます。
- 環境教育(出前講座によるリユースの啓発など)を推進します。

(4) リサイクル(資源化)の推進

- 資源物の店頭回収(スーパーでの食品トレー回収など)を推進します。
- 資源物の拠点回収(使用済み小型家電やインクカートリッジなど)を推進します。
- 有機ごみの資源化(公共施設から排出された枝等のチップ化など)を推進します。
- リサイクルに関する情報を発信し普及啓発に努めます。
- ごみの分別に関する情報を発信し普及啓発に努めます。



本庁舎 リサイクルボックス



フードドライブ

基本施策2 安定したごみ処理体制の構築

本市のごみ処理は、環境センターでの中間処理を基本としていますが、平成31年(2019年)に施設の老朽化に伴い、ごみ焼却施設の稼働を停止したため、燃やせるごみの処理は他の公共団体や民間事業者に委託しています。

このような状況の中、ごみ処理施設の老朽化などの共通課題を抱える川島町と、「川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会」を令和5年(2023年)に設立し、1市1町によるごみ処理の広域化を推進しています。令和6年(2024年)5月には、ごみ処理施設の広域化をする際に、将来にわたる安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築とごみ処理に伴う環境負荷などの低減を可能とする新ごみ処理施設整備に向けた基本的な考え方や方針を取りまとめた「新ごみ処理施設整備基本構想」を策定しました。

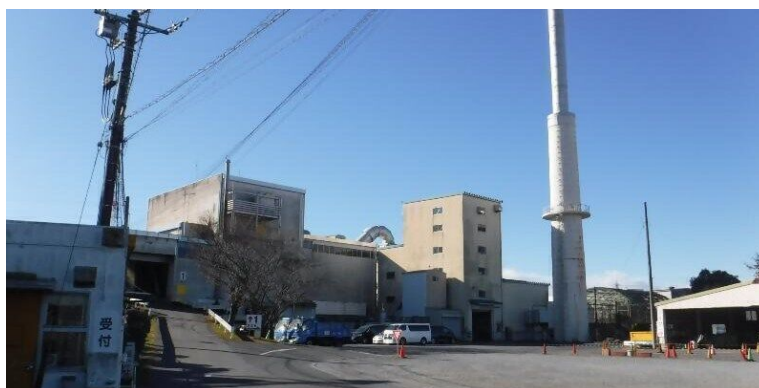
今後は、令和7年(2025年)に川島桶川資源循環組合を設立し、整備の実施主体が1市1町で構成される一部事務組合となりますが、構想の基本方針に基づいた循環型のまちづくりや環境負荷の低減が可能となる施設を目指し、広域ごみ処理施設の整備を推進します。

(1) 広域ごみ処理施設の整備

- 川島町と1市1町によるごみ処理の広域化を推進します。
- 広域ごみ処理施設は循環型のまちづくりに寄与できる施設を目指します。
- 広域ごみ処理施設は環境負荷の低減が可能となる施設を目指します。
- 広域ごみ処理施設は安全かつ安定したごみ処理が可能となる施設を目指します。
- 広域ごみ処理施設として、エネルギー回収型廃棄物処理施設(可燃ごみ処理施設)及びマテリアルリサイクル推進施設(粗大ごみ処理施設、リサイクル施設)を整備します。

(2) 環境センターの維持管理

- 広域ごみ処理施設ができるまでの間は、リサイクルセンターを適切に維持管理し、金属やガラスなどの資源化を推進します。
- 広域ごみ処理施設ができるまでの間は、粗大ごみ処理施設を適切に維持管理し、粗大ごみの資源化を推進します。



環境センター

■ 資源循環型社会の構築に向けた市民・事業者の取組の方向

1 市民の取組

- 4Rやプラスチック問題など循環型社会について学び、考えてみましょう。
- マイバッグやマイカトラリーを活用しましょう。
- 過剰包装の商品の購入は控えましょう。
- 生ごみの「3きり運動」（水切り、食べ切り、使い切り）を実践しましょう。
- 生ごみの自家処理に取り組みましょう。
- 「てまえどり」を意識しましょう。
- フードドライブを活用しましょう。
- ごみの分別を徹底しましょう。
- リユースやリサイクルに取り組みましょう。
- 資源物は店頭回収や拠点回収を活用しましょう。

2 事業者の取組

- 事業所での4Rを進めましょう。
- すぐにごみの原因となるものや過剰包装は控えましょう。
- 食品ロス対策（小盛メニューの設定など）に取り組みましょう。
- 事業系ごみについて（排出責任、適正処理など）学び、考えてみましょう。
- リユースやリサイクルに取り組みましょう。
- 事業系ごみの分別の徹底と資源化に取り組みましょう。
- 資源物の店頭回収ボックスの設置などに取り組みましょう。



フードドライブ



生ごみの水切り器

基本目標3 安心・安全な生活環境の創出



基本施策1 公害の防止

公害とは、事業活動その他の人の行動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染や悪臭などによって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることを行います。

公害がなく、安心して安全に暮らせる生活環境の確保は、市民共通の基本的な願いであることから、公害の調査・監視や防止対策を推進します。

(1) 典型7公害の防止

① 大気汚染対策

- 大気汚染状況を継続的に調査し、大気汚染の状況把握・監視に努めます。
- 県と連携し光化学スモッグ注意報などの情報発信に努めます。

② 水質汚濁対策

- 河川の水質を継続的に調査し、水質汚濁の状況把握・監視に努めます。
- 県と連携し水質汚濁の発生防止に努めます。

③ 土壌汚染対策

- 県と連携し土壌汚染や地下水汚染の状況把握・監視に努めます。

④ 騒音対策

- 幹線道路沿いの騒音を継続的に調査し、道路交通騒音の状況把握・監視に努めます。
- 騒音の発生源となる工場などに対し啓発や指導に努めます。

⑤ 振動対策

- 幹線道路沿いの振動を継続的に調査し、道路交通振動の状況把握・監視に努めます。
- 振動の発生源となる工場などに対し啓発や指導に努めます。

⑥ 悪臭対策

- 悪臭の発生源となる工場などに対し啓発や指導に努めます。

⑦ 地盤沈下対策

- 県と連携し地盤の沈下状況を継続的に調査し、地盤沈下の状況の把握・監視に努めます。

(2) 環境リスクへの対応

① 原子力発電所事故による放射線量の監視と情報提供

- 東日本大震災の原子力発電所事故による放射線量と解体作業や処理による放射線量については、原子力規制委員会の「放射線モニタリング情報」や県の調査等と連携し、情報提供に努めます。

② 有害物質及びアスベスト対策

- 県と連携しダイオキシン類等の化学物質による汚染やアスベスト（石綿）の状況の把握・監視に努めます。

基本施策2 良好な生活環境の形成

日常生活を送る上で、周囲にある身近な生活環境を良好に保つことは、健康で快適な暮らしの基本となります。

生活排水や不法投棄、路上喫煙などの身近な生活環境の対策を実施することで、良好な生活環境の形成を推進します。

(1) 生活排水施設等の整備

① 公共下水道の整備・更新等

- 公共下水道の整備を計画的に推進します。
- 公共下水道を適切に維持管理し、計画的な更新を推進します。

② 合併処理浄化槽への転換

- 既存の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

③ 浄化槽の適正な維持管理

- 浄化槽の法定検査などに関する情報を発信し適正な維持管理を推進します。

④ 水道水の安定供給

- 桶川北本水道企業団と連携し、安全な水道水の安定供給に努めます。
- 県と連携し専用水道等の適正な維持管理に努めます。

(2) 衛生的で快適な生活環境の確保

① 不法投棄・ごみのポイ捨ての防止

- 県と連携し継続的なパトロールを推進します。
- 不法投棄やごみのポイ捨て防止に関する情報を発信し普及啓発に努めます。

② 路上喫煙の防止

- 路上喫煙禁止区域のパトロールを推進します。
- 路上喫煙禁止に関する情報を発信し普及啓発に努めます。

③ 野外焼却の禁止

- 野外焼却禁止に関する情報を発信し普及啓発に努めます。

④ 空き地・空き家の適正な管理

- 空き地・空き家の適正な管理に関する情報を発信し普及啓発に努めます。
- 空き地が不良状態にあるときは啓発や指導に努めます。
- 空き家バンクなどの制度を活用し適正な管理に努めます。

⑤ 動物愛護・ペットの適正な飼育

- 狂犬病予防注射に関する情報を発信し接種を推進します。
- ペットの飼育に関する情報を発信し普及啓発に努めます。

■ 安心・安全な生活環境の創出に向けた市民・事業者の取組の方向

1 市民の取組

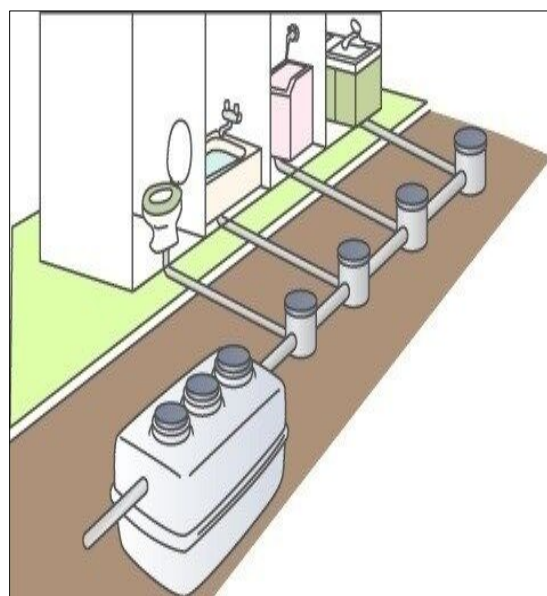
- 市が発信する光化学スモッグ注意報などの環境情報に耳を傾け適切な行動をとりましょう。
- 公共下水道供用開始区域については、公共下水道に接続しましょう。
- 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換しましょう。
- 浄化槽は法定検査や保守点検、清掃を必ず行い、適正に維持管理しましょう。
- ごみのポイ捨てや路上喫煙はやめましょう。
- 空き地・空き家は適正に管理しましょう。
- 飼い犬には狂犬病予防注射を受けさせましょう。
- 他人に迷惑をかけずにマナーを守りペットを飼いましょう。

2 事業者の取組

- 工場などから発生する汚染物質、騒音、振動、悪臭については法令を遵守し適切に対応しましょう。
- アスベストを除却する際は法令を遵守し適切に対応しましょう。
- 公共下水道供用開始区域については、公共下水道に接続しましょう。
- 浄化槽は法定検査や保守点検、清掃を必ず行い、適正に維持管理しましょう。
- 不法投棄はやめましょう。



ごみのポイ捨て禁止看板



合併処理浄化槽

(出典:環境省 浄化槽サイト)

(<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/himitsu/onepoint/11.html>を加工して作成)



基本目標4 自然共生社会の構築

基本施策1 生物多様性の保全

生物多様性は、地域の自然環境や自然生態系の維持・保全だけでなく、生活や産業活動に様々な恵みをもたらしており、人々は古くからこうした恵みを活かし、自然と共生した地域独自の文化や地域社会を形成・継承してきました。こうした生物多様性が果たしている諸機能を保全・活用し「人にも自然にもやさしいまちづくり」を目指していくとともに、市民の憩いの自然空間としての適切な保全と活用を図っていきます。

(1) 自然生態系等の保全

- 赤堀川や江川沿いなどの多様な動植物の生息域になっている緑の保全に努めます。
- 国などとの連携により荒川沿いの自然再生を推進します。
- 荒川近郊緑地保全区域の保全に努めます。
- 生物多様性に関する情報を発信し普及啓発に努めます。

(2) 特定外来生物対策

- 地域固有の動植物を保全するため、オオキンケイギクなどの駆除に努めます。
- 地域固有の動植物を保全するため、アライグマなどの防除に努めます。

基本施策2 身近な自然環境の保全

本市は、荒川、江川、石川川や綾瀬川、元荒川、赤堀川、高野戸川など多くの河川を有しており、河川沿いの斜面林や湿地などは多様な動植物の生息区域となっています。また、市内各地には雑木林や屋敷林などの身近な緑が点在しており、これらの自然環境は日々の生活に憩いと安らぎを与えます。

また、緑の持つ多様な機能を活かした公園などの適正な維持管理や緑化に努め、自然環境の保全を推進します。

(1) 緑の保全と活用

- 市民緑地を保全し、イベントなどへの活用に努めます。
- 緑を保全するため、保存樹林・保存樹木の指定に努めます。
- 田園景観等を形成する農地や生産緑地の保全と活用に努めます。
- ボランティア団体等と連携し、駅周辺などの緑化に努めます。

(2) 公共空間の緑化

- 市民、事業者等と連携し、河川や水辺の緑の保全と活用に努めます。
- 安全性を考慮した上で道路や沿道の緑化に努めます。
- 公園の計画的な整備と適正な維持管理に努めます。
- 多くの人が集まる公共施設や学校の緑化に努めます。

■ 自然共生社会の構築に向けた市民・事業者の取組の方向

1 市民の取組

- 自然と触れ合い、生物多様性について考えてみましょう。
- 特定外来生物について知り、その生息拡大を防ぐ行動をしましょう。
- 自然体験イベントなどに参加し自然と触れ合いましょう。
- 農地や生産緑地の保全と活用に努めましょう。
- 生垣や庭木など、身近な緑の創出に努めましょう。

2 事業者の取組

- 特定外来生物について知り、その生息拡大を防ぐ行動をしましょう。
- 沿道の緑化や敷地内の植栽など、身近な緑の創出に努めましょう。



綾瀬川起点碑



川田谷こどもの森市民緑地



赤堀川 桜堤

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第5章 桶川市地球温暖化対策実行計画

桶川市地球温暖化対策実行計画 目次

第5章	桶川市地球温暖化対策実行計画	47
1	計画の概要	49
(1)	桶川市地球温暖化対策実行計画とは	49
(2)	計画の位置づけ	50
(3)	計画策定の背景	51
2	計画の基本的事項	57
(1)	基準年度	57
(2)	目標年度	57
(3)	計画期間	57
(4)	対象とする温室効果ガス	58
3	市域における温室効果ガス排出量の推計・要因分析	59
(1)	温室効果ガス排出量の現状推計	59
(2)	温室効果ガス排出量の将来推計	64
4	計画全体の目標	65
(1)	温室効果ガス排出量削減目標	65
(2)	温室効果ガス排出量の部門・分野別削減量	66
5	温室効果ガス排出削減に関する施策（気候変動緩和策の推進）	67
(1)	施策の分類と関連性	67
(2)	施策の体系	68
(3)	施策の展開	69
1	再生可能エネルギーの創出	69
2	省エネルギー対策の推進	69
3	環境にやさしいまちづくりの推進	70
4	ごみの減量化・資源化	70
5	脱炭素型ライフスタイルへの転換促進	70
■	温室効果ガス削減に向けた市民・事業者の取組の方向	71
■	市民の取組「デコ活」	72
6	計画の推進・進行管理	73
(1)	計画の推進	73
(2)	計画の進行管理	73

第5章 桶川市地球温暖化対策実行計画

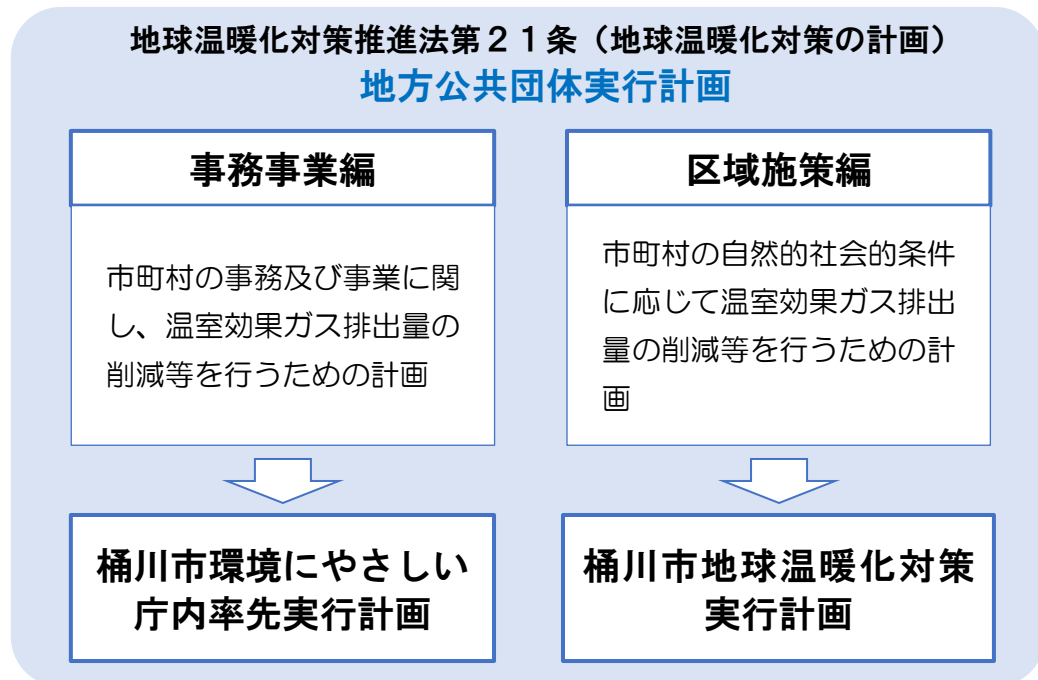
1 計画の概要

(1) 桶川市地球温暖化対策実行計画とは

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第4項では、市町村が温室効果ガス^{*1}排出量の削減等を行うための計画として、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定が規定されています。

この規定に基づく計画として、第5章を桶川市地球温暖化対策実行計画とします。

なお、地球温暖化対策推進法第21条第1項に規定する市町村の事務等における温室効果ガス排出量を削減するため、地方公共団体実行計画（事務事業編）が規定されていますが、本市においては、第4次桶川市環境にやさしい市内率先実行計画として令和3年（2021年）に策定しています。



地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 略

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

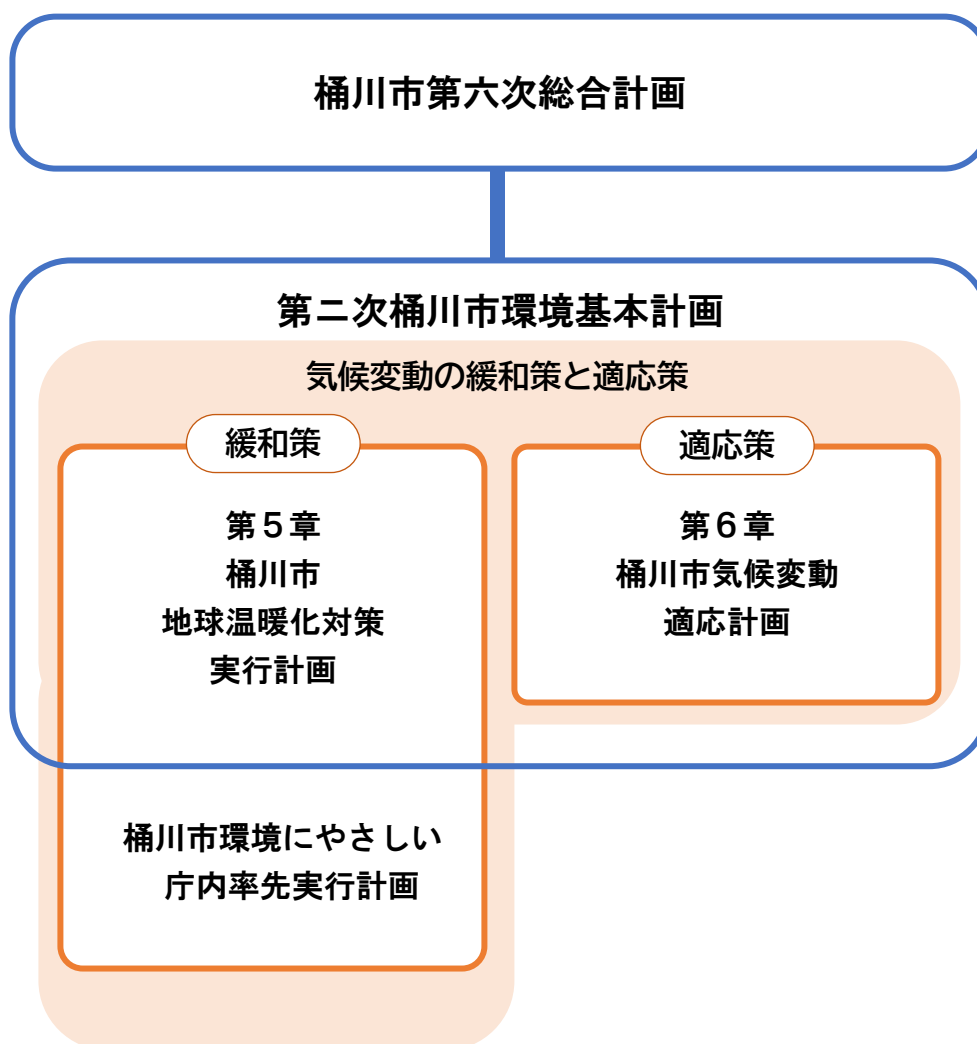
*1：温室効果ガス

太陽放射により暖められた地表面の熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、7種類が温室効果ガスとして定義されている。（詳細は58ページ参照）

(2) 計画の位置づけ

桶川市地球温暖化対策実行計画は、環境行政のマスタープランである桶川市環境基本計画に包含される個別計画として位置づけます。

また、気候変動の緩和策と適応策は、気候変動の影響のリスクを低減するための相互補完的な施策であることから、緩和策である桶川市地球温暖化対策実行計画と適応策である桶川市気候変動適応計画を並列に位置づけ、両輪として施策を推進します。



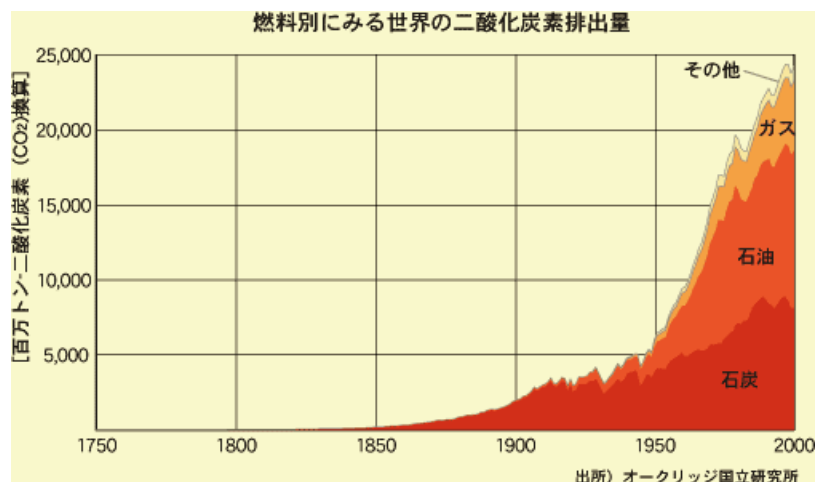
(3) 計画策定の背景

① 気候変動の影響

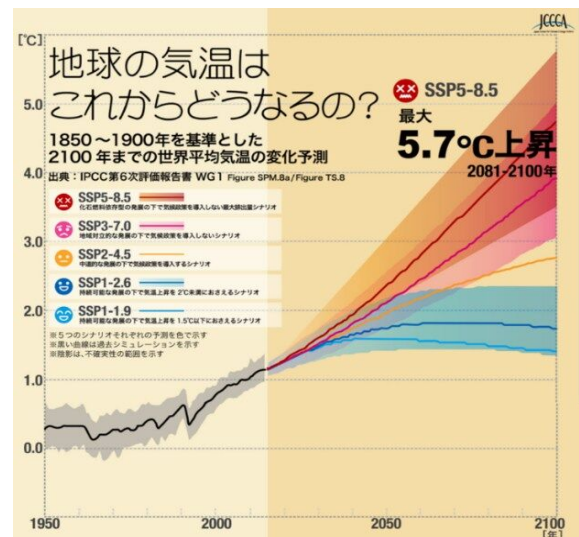
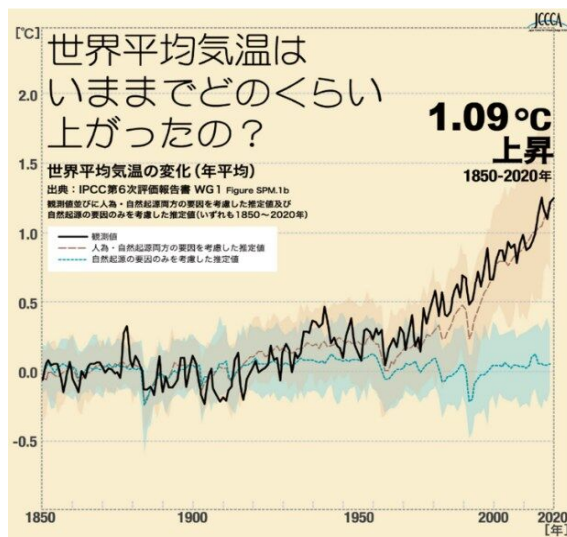
地球温暖化に伴う気候変動は、世界各地において、極端な気象災害や農業被害の多発、熱中症や感染症等の健康被害の拡大、生物多様性^{*1}の損失などに影響を及ぼしています。

IPCC^{*2}（国連気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書によると、世界全体の温室効果ガス排出量は、GDPと人口増加に伴って増え続けており、化石燃料燃焼によるCO₂排出量が主要な要因となっていると報告されました。

また第6次評価報告書では、1850年～2020年で世界平均気温は1.09℃上昇しており、1850～1900年を基準とした2100年までの世界平均気温の変化予測では、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しなかった最大の温室効果ガス排出量シナリオ（SSP5-8.5^{*3}）の場合、今世紀末（2081～2100年）までに3.3℃～5.7℃上昇することが報告されました。



（出典：全国地球温暖化防止活動推進センター（JACCA）図表集）



（出典：全国地球温暖化防止活動推進センター（JACCA）図表集）

*1：生物多様性

生きものの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

*2：IPCC

気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略称。人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和の方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

*3：SSP5-8.5

化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しなかった最大の温室効果ガス排出量シナリオを指す。

② 地球温暖化をめぐる社会情勢

ア【国際的な情勢】

パリ協定

IPCC の評価報告書を踏まえ、平成 27 年（2015 年）11 月から 12 月にかけてフランス・パリにおいて開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21^{*1}）において、2020 年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、平成 28 年（2016 年）11 月 4 日に発効されました。

「パリ協定」では、

- 世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求する
- 適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施

などの世界共通の長期目標や行動が掲げられました。

2050 年カーボンニュートラル

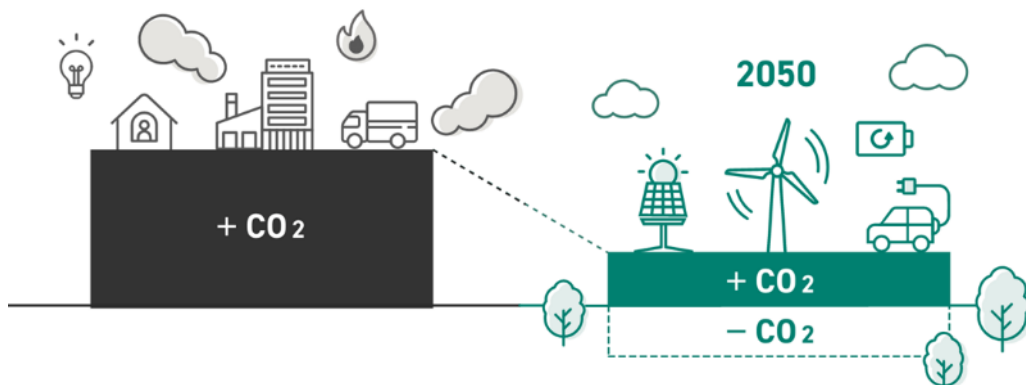
令和 3 年（2021 年）10 月から 11 月にかけて、英国のグラスゴーにおいて開催された COP26^{*2}において、決定文書として、パリ協定の 1.5℃目標の達成に向けて、締約国に

- 今世紀半ばでのカーボンニュートラル（温室効果ガス実質排出ゼロ）
- その重要な経過点となる令和 12 年（2030 年）に向けて野心的な対策

を求め、この 10 年における行動を加速させる必要があることが強調されました。

カーボンニュートラルとは

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させる（温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする）ことです。



（出典：環境省 カーボンニュートラルとは 脱炭素ポータル）

*1：COP21

2015 年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約の第 21 回目の締約国会議を指す。

*2：COP26

2021 年にイギリスのグラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約の第 26 回目の締約国会議を指す。

イ【国の動向】

国際社会の動向を踏まえ、国は令和2年（2020年）10月に、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル（脱炭素社会^{*1}）の実現を目指す」ことを宣言しました。

この実現に向け、令和3年（2021年）5月に「地球温暖化対策推進法」を改正し、2050年カーボンニュートラルを基本理念に掲げました。また、同年6月に国・地方脱炭素実現会議において2050年カーボンニュートラルの実現に向けた「地域脱炭素ロードマップ」を決定しました。

同年10月には、「令和12年度（2030年度）の温室効果ガスの削減目標を平成25年度（2013年度）比46%削減する」目標を掲げた「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、令和12年（2030年）、そして令和32年（2050年）に向けた挑戦を絶え間なく続けていくことにしました。

国の地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

（出典：環境省 地球温暖化対策計画 令和3年（2021年））

*1：脱炭素社会

人為的な発生源による温室効果ガスの排出量と森林等の吸収源による吸収量との均衡（実質的な排出量ゼロ）が達成された社会。

ウ【県の動向】

埼玉県地球温暖化対策実行計画

県では、地球温暖化対策の推進に向けて、平成 21 年（2009 年）に「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（地球温暖化対策実行計画（区域施策編））」を策定、平成 27 年（2015 年）に改定を行うとともに、平成 28 年（2016 年）に「地球温暖化への適応に向けて～取組の方向性～」を策定し、地球温暖化対策に積極的に取り組んできました。

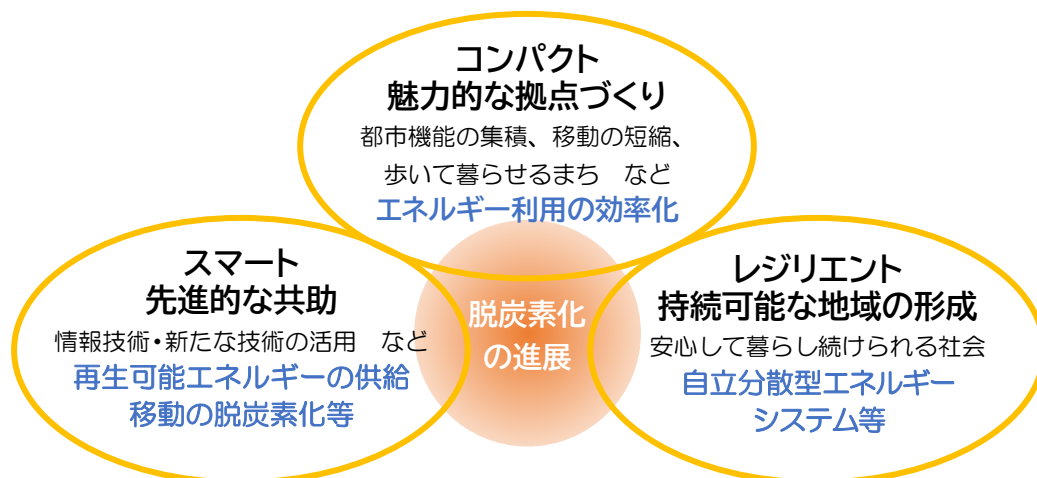
令和 5 年（2023 年）3 月に目指すべき将来像として「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を掲げた「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）（改正版）」を策定し、気候変動の「緩和策」と「適応策」を定めました。この計画では、「令和 12 年度（2030 年度）における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成 25 年度（2013 年度）比 46%削減する」ことを定め、その実現に向けた次の緩和策（温室効果ガス排出削減対策）を示し、取組を進めています。

- 産業・業務、家庭、運輸、廃棄物等の部門・分野ごとの温室効果ガス排出削減対策
- 吸収源施策：適正な森林の整備・保全の推進や身近な緑の創出
- 部門横断施策：「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」の推進による持続可能なまちづくり
- エネルギー施策：再生可能エネルギーの地産地消の推進、エネルギーの効率的な利用の促進

埼玉版スーパー・シティプロジェクト

また県では、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」において、市町村の持続可能なまちづくりを進めています。

埼玉版スーパー・シティプロジェクトと脱炭素化のイメージ



エ 本市の今までの取組と今後の方針

本市では、深刻化する地球環境問題に対応し、地域から地球環境問題の解決に向けて取り組んでいくため、平成8年（1996年）に「桶川市環境自治体宣言」及び「桶川市ゴミ10カ条宣言」を行い、平成12年（2000年）に「桶川市環境基本計画」を策定しました。

平成14年（2002年）に「桶川市環境にやさしい庁内率先実行計画」を策定し、市の公共施設の温室効果ガス排出量の削減に向けた計画的な取組を開始しました。

平成21年度（2009年度）には、「桶川市住宅用新・省エネルギー機器設置費補助金」制度を創設し、個人が対象機器の導入するための支援を開始しました。

平成25年（2013年）に、市の公共施設を活用した全国でも珍しい水上式メガソーラーである「ソーラーオンザウォーター桶川^{*1}」を設置し、稼働しています。

令和3年（2021年）に、脱炭素社会の実現に向けて2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティとして主体的に取り組んでいくことを宣言しました。

また、社会環境の変化に適応した持続可能なまちを目指すため、埼玉県のスーパースィティプロジェクトへのエントリーを経て、令和6年（2024年）に「桶川版スーパースィティ：コンパクト・プラス・ネットワーク地域まちづくり計画」を策定しました。



ソーラーオンザウォーター桶川

*1：ソーラーオンザウォーター桶川

桶川市東部工業団地後谷調整池に設置している日本初の水上式メガソーラーのこと。太陽光発電システムとしては、400世帯一年分に相当する発電量があり、杉の本約62,000本分に相当する削減効果がある。


桶川市ゼロカーボンシティ宣言


地球温暖化の影響とみられる気候変動により、近年猛暑や大規模台風、集中豪雨などの自然災害が国内外で頻発し、各地で甚大な被害が生じています。また、地球温暖化により、地球上の貴重な生態系に大きな影響を及ぼすことも懸念されています。

2015年に採択されたパリ協定では、地球温暖化防止のため「産業革命以前からの平均気温の上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑える努力を追求する」との目標が掲げられ、そのためには、「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

このような国際情勢から、2020年10月、政府は、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指す」ことを表明し、2021年5月に改正地球温暖化対策推進法が制定されました。

また、SDGs（持続可能な開発目標）においても、「13.気候変動に具体的な対策を」として、気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとることとされており、各自治体においても対応が求められています。

桶川市は、脱炭素社会の実現に向けて、限られたみどりを守り、将来の桶川を安心・安全に暮らし続けることができるまちとして未来の子どもたちに引き継いでいくため、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」として、主体的に取り組んでいくことをここに宣言します。

令和3年10月30日



桶川市は、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。



桶川市長 **小野克典**

桶川市ゼロカーボンシティ宣言

オ 区域の特徴

地勢及び交通

本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、東は、蓮田市と久喜市、西は川島町、南は上尾市と伊奈町、北は北本市と鴻巣市に隣接しています。江戸時代には中山道の桶川宿として栄え、まちの骨格を形成してきました。市域は、東西約 8km、南北約 4km の東西に長い形をしており、中央部には南北に JR 高崎線や国道 17 号線、中山道が縦断、また、東西には県道川越栗橋線が横断するなど交通の利便性も良く、昭和 40 年代から桶川駅を中心に住宅地開発が進み、人口が増加してきました。

近年、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通や上尾道路の桶川北本インターチェンジまでの延伸、高崎線への上野東京ライン、湘南新宿ラインの乗り入れなど、交通の利便性が向上しています。市の中心部と東西を結ぶ主な公共交通はバスであるため、今後の人口減少や高齢化が進む社会に向けて、利便性の向上が課題となっています。



(出典:国土地理院 地形図)

気候・自然環境

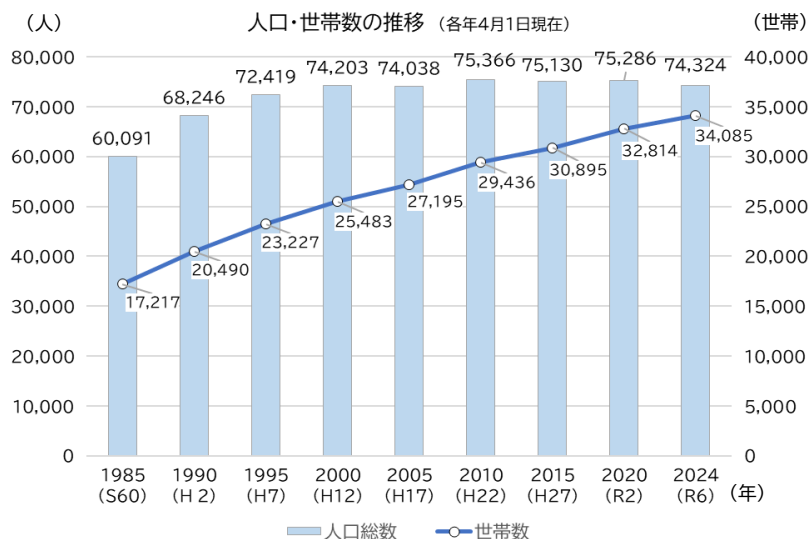
平成 25 年（2013 年）から令和 4 年（2022 年）までの 10 年間の平均では、最高気温は 37.7℃、最低気温は -4.7℃、平均気温は 15.7℃、降水量は 1,025mm となっています。

市域の大半は大宮台地上に位置し、平坦な地形からなっています。西側には荒川の河川敷や低地、東側は元荒川の低地があり、荒川の東部地域は、起伏に富み谷津が多く残り江川などの河川が流下し、農地や樹林地が多く残る自然豊かな地域となっています。

人口

市の人口は、昭和 40 年代から増加しましたが、平成 22 年（2010 年）以降は横ばい状況に、令和 2 年（2020 年）以降は減少傾向となっています。

市の将来人口は、「桶川市第六次総合計画」人口ビジョンでは、令和 14 年（2032 年）において約 71,400 人を維持することを目指しています。



(出典:桶川市 統計書、市民課 住民基本台帳人口、各年 4 月 1 日現在)

2 計画の基本的事項

(1) 基準年度

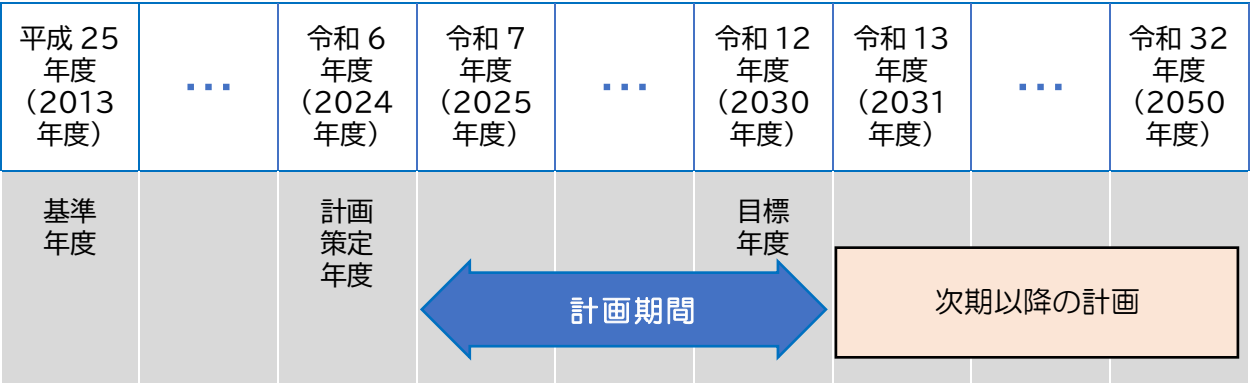
国の地球温暖化対策計画及び埼玉県地球温暖化対策実行計画を踏まえ、温室効果ガス排出量の推計・分析及び削減目標の設定において基準とする年度を平成 25 年度（2013 年度）とします。

(2) 目標年度

国の地球温暖化対策計画及び埼玉県地球温暖化対策実行計画を踏まえ、2050 年カーボンニュートラルを目指すための中間目標年である令和 12 年度（2030 年度）を目標年度とします。

(3) 計画期間

国の地球温暖化対策計画及び埼玉県地球温暖化対策実行計画を踏まえ、令和 7 年度（2025 年度）から 2050 年カーボンニュートラルを目指すための中間目標年である、令和 12 年度（2030 年度）までの 6 年間を計画期間とします。



(4) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項では、以下の7つの温室効果ガスが規定されていますが、本市域から排出される温室効果ガス排出量の約99.5%は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門での燃料・電気の消費に伴う二酸化炭素です。

このため、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素を対象として、排出量の削減を図っていきます。

地球温暖化対策推進法第2条第3項で規定される温室効果ガス等

温室効果ガス		主な排出活動	本市における排出量の割合	
二酸化炭素（CO ₂ ）		化石燃料の燃焼、電気の使用等エネルギー消費、廃棄物の焼却など	99.5%	本計画で 対象とする 温室効果ガス
メタン（CH ₄ ）		廃棄物の埋立て、水田や家畜飼育など	0.5%	
一酸化二窒素（N ₂ O）		燃料の燃焼、自動車の走行、廃棄物の焼却、農業活動など		
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	スプレー、冷蔵庫・エアコンの冷媒や半導体洗浄など		
	パーフルオロカーボン類（PFCs）	主に半導体洗浄に使用		
	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	主に電気絶縁ガスに使用		
	三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造分野でのドライエッチング剤に使用		

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

3 市域における温室効果ガス排出量の推計・要因分析

(1) 温室効果ガス排出量の現状推計

① 市域の温室効果ガス排出量

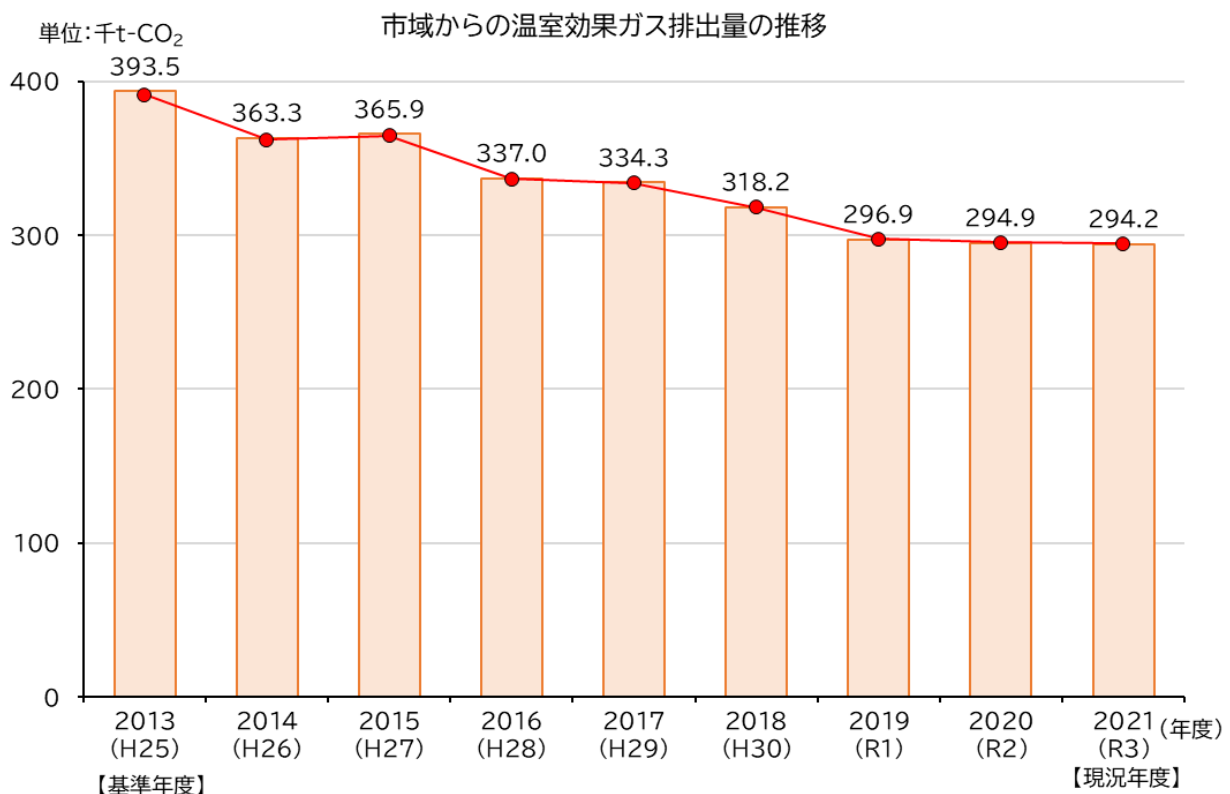
本市の温室効果ガス排出量は環境省の地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアルに基づき、埼玉県の算出方法に合わせて算出しています。

算定にあたっては、埼玉県が公表している最新の県内市町村温室効果ガス排出量算定結果をもとにしていることから、現況年度は令和3年度（2021年度）とします。

この算出結果をもとに、桶川市地球温暖化対策実行計画では、計画が対象とするエネルギー起源及び廃棄物分野からの温室効果ガス排出状況を把握し、削減目標及び温室効果ガス排出削減対策の検討を行っています。また、温室効果ガス排出量の単位は「千t-CO₂」とし、二酸化炭素に換算した排出量を表しています。

本市域における令和3年度（2021年度）の温室効果ガス排出量は、294.2千t-CO₂です。その内、エネルギー起源による二酸化炭素排出量は、289.1千t-CO₂であり、排出量全体の98.3%と大半を占めています。残りは、廃棄物分野の排出量5.1千t-CO₂で、排出量全体の1.7%の割合となっています。

また、市域からの温室効果ガス排出量の推移は、国の計画基準年度である平成25年度（2013年度）の393.5千t-CO₂をピークに減少してきており、令和3年度（2021年度）の排出量は基準年度比約25%の減少となっています。しかし、排出量は令和元年度（2019年度）以降、緩やかな減少傾向にあるものの、ほぼ横ばい状況で推移しています。



② 部門・分野別温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量については、地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアルによると、原則、市域における排出量を部門・分野別に把握することとされています。

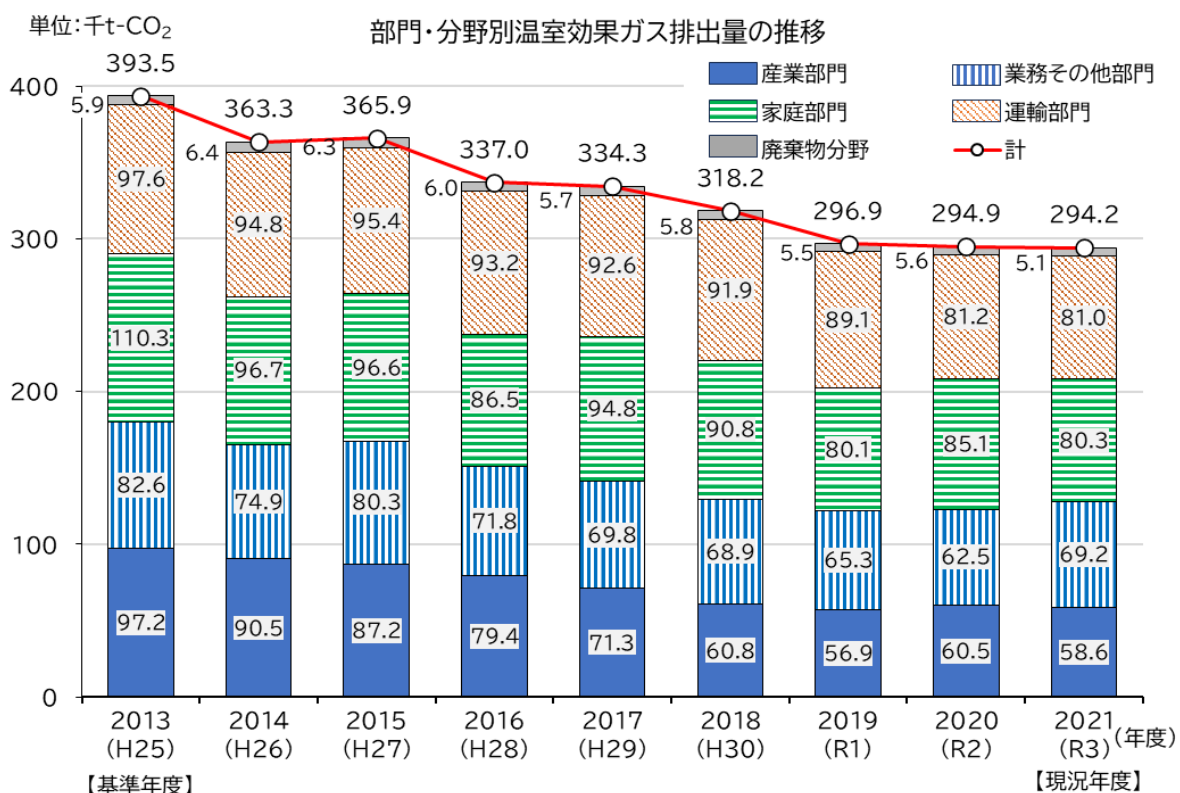
本市における部門・分野は、次のとおりとします。

産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業における燃料・電力の使用
業務その他部門	事務所、ビル、商業、公共施設等における燃料・電力の使用
家庭部門	家庭における燃料、電力の使用
運輸部門	家庭における自動車の利用、自動車貨物輸送、鉄道輸送における燃料、電力の使用
廃棄物分野	廃棄物の焼却等

本市における令和3年度(2021年度)の部門・分野別の温室効果ガス排出割合は、産業部門 20%、業務その他部門 24%、家庭部門 27%、運輸部門 27%、廃棄物分野 2%となっています。家庭部門と運輸部門が高く、両部門で全体の54%を占めています。

また、各部門・分野別の排出量も、年による増減は見られるものの、全体として減少傾向となっています。

基準年度である令和3年度(2021年度)の各部門・分野別の温室効果ガス排出量を基準年度の平成25年度(2013年度)の排出量と比較した場合、産業部門 40%、業務その他部門 16%、家庭部門 27%、運輸部門 17%、廃棄物分野 13%の減少となっています。特に産業分野での減少率が特に高く、次いで家庭部門となっています。



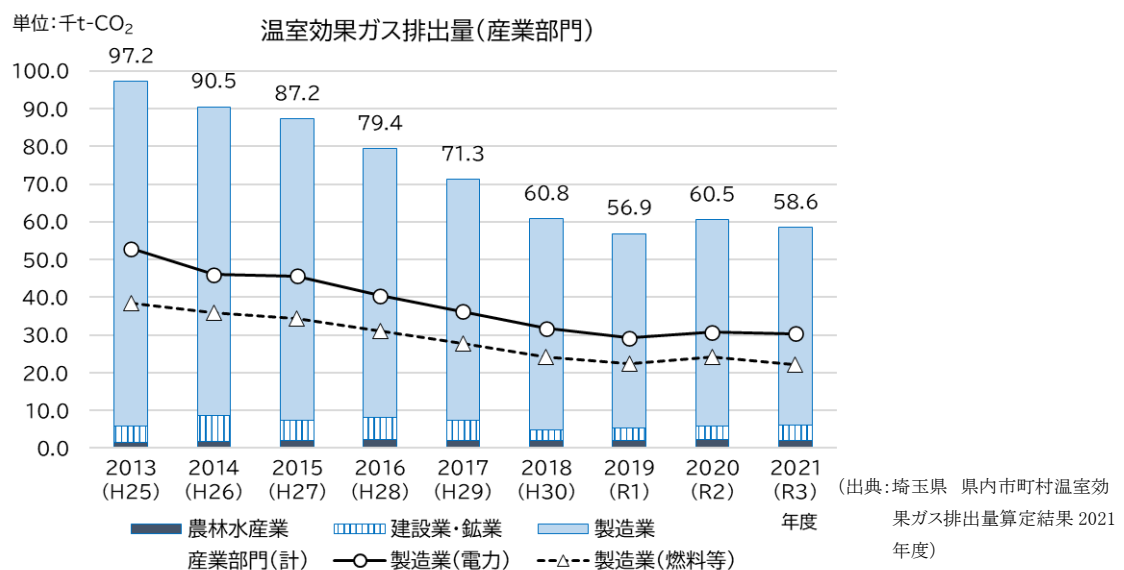
(注) 各部門・分野の排出量数値は、表記上小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計値と必ずしも一致しません。

ア 産業部門

産業部門の温室効果ガス排出量について、令和3年度（2021年度）の排出量は基準年度の平成25年度（2013年度）比で40%近くの減少となっています。

産業部門の排出量は、その90%近くを製造業の排出量が占めています。製造業の温室効果ガス排出量の傾向としては、減少傾向であり、基準年度の平成25年度（2013年度）比で約43%の減少となっております。

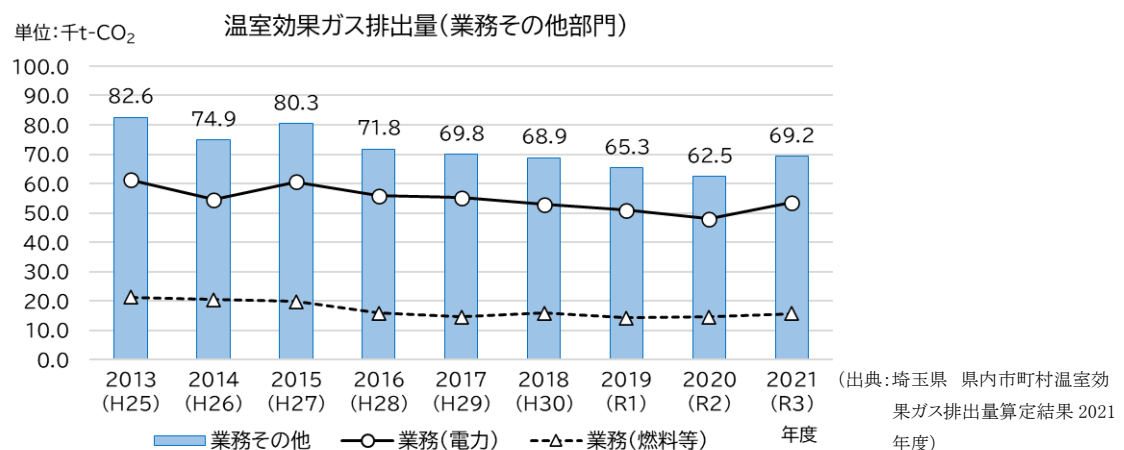
本市の製造業における事業所数は減少傾向にあります。また、製造品出荷額については、平成30年（2018年）をピークに減少しています。事業所数及び製造品出荷額当たりの排出量が減少し、電力及び燃料等の使用による温室効果ガス排出量が減少傾向にあります。



イ 業務その他部門

業務その他部門の温室効果ガス排出量について、令和3年度（2021年度）の排出量は基準年度の平成25年度（2013年度）比で16%近くの減少となっています。

電力及び燃料使用に伴う温室効果ガス排出量はやや減少傾向にありましたが、令和2年度（2020年度）以降、横ばいからやや増加傾向が見られます。

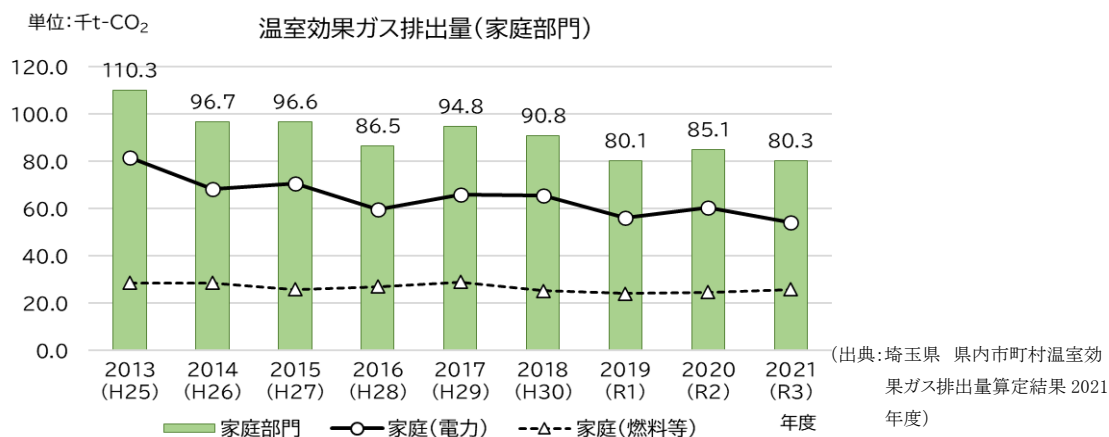


ウ 家庭部門

家庭部門の温室効果ガス排出量について、令和3年度（2021年度）の排出量は基準年度の平成25年度（2013年度）比で27%の減少となっています。

令和2年度（2020年度）排出量は、新型コロナウイルス感染症蔓延による自宅待機やリモートワーク等により、家庭におけるエネルギー消費が増えたため、排出量の増加が見られました。

家庭部門の排出量の構成については、約7割が電力使用によるものであり、排出量の減少は、節電対策や省エネルギー型機器等の普及によるものと考えられます。3割は燃料使用によるものです。今後、電力使用量、燃料使用量の双方のエネルギー消費を削減していくことが求められます。

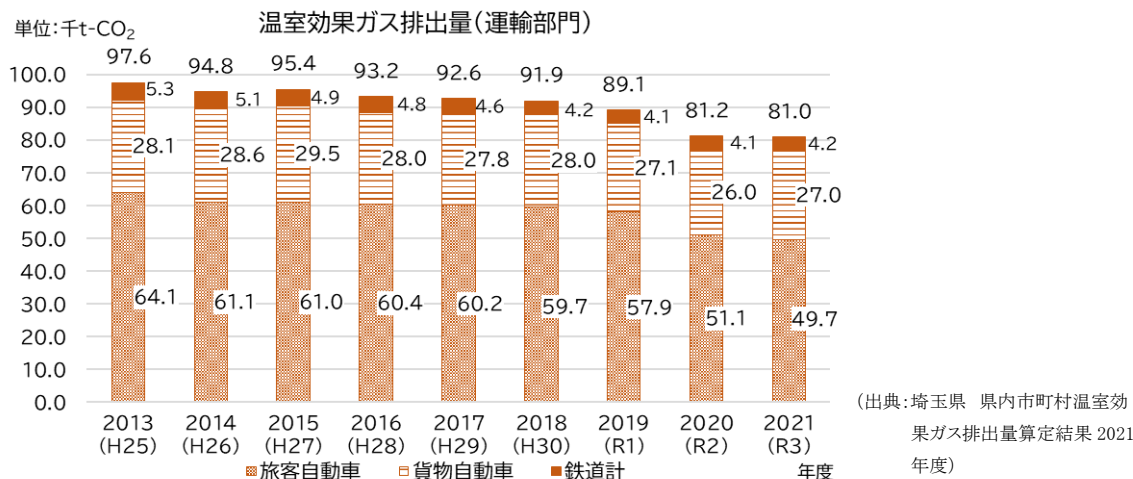


エ 運輸部門

運輸部門の温室効果ガス排出量について、自動車の燃費向上等により、令和3年度（2021年度）の排出量は基準年度の平成25年度（2013年度）比で17%の減少となっています。

運輸部門の排出量のうち旅客自動車と貨物自動車を合わせた自動車の排出量が約95%と大半を占めています。また、自動車のうち旅客自動車の排出量が7割弱、貨物自動車は3割強となっており、基準年度の平成25年度（2013年度）比で、旅客自動車の排出量は22%減少、貨物自動車の温室効果ガス排出量は4%減少となっています。

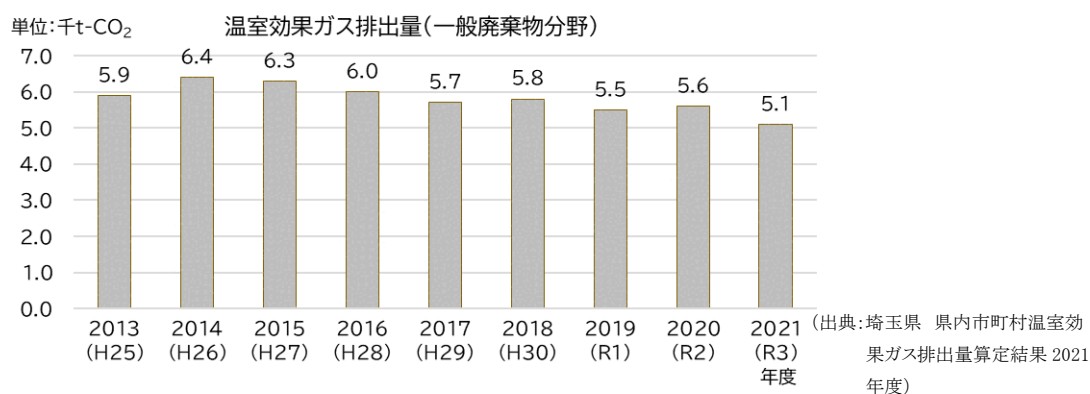
今後、電動車等の普及による排出量の削減が課題となっています。



オ 廃棄物分野(一般廃棄物)

一般廃棄物の焼却等の温室効果ガス排出量について、令和3年度(2021年度)の排出量は、ごみの減量化・資源化の進展により、基準年度の平成25年度(2013年度)比で13%の減少となっています。

今後も、プラスチック資源循環やごみの分別徹底、4Rの普及などにより、一層のごみの減量化・資源化を図っていく必要があります。



(2) 温室効果ガス排出量の将来推計

市域からの温室効果ガス排出量の将来推計については、現状趨勢 BAU ケースにより算定します。現状趨勢 BAU ケースとは、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量を指します。

現状趨勢 BAU ケースで目標年度の令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス排出量を推計したものが以下の表に示す BAU 排出量^{*1}になります。

本市の第六次総合計画における将来人口推計（シナリオ 3）によると、令和 12 年（2030 年）の将来人口は 72,084 人と見込まれています。また、一方で、埼玉県地球温暖化対策実行計画では、労働生産性の向上により、令和 12 年度（2030 年度）の時点で、経済成長は年率 0.7%を維持する見通しとなっています。

こうした情勢を踏まえ、目標年度の令和 12 年度（2030 年度）における BAU 排出量は、296.6 千 t-CO₂と推計されます。また、基準年度である平成 25 年度（2013 年度）比で、25%の減少となっています。

桶川市における温室効果ガス排出量の将来推計

(単位:千t-CO₂)

部門・分野	基準年度 平成 25 年度 (2013 年度) 排出量①	現状年度 令和 3 年度 (2021 年度) 排出量②	目標年度 令和 12 年度 (2030 年度) BAU 排出量③	増減率 (③-①)÷①
産業部門	97.2	58.6	62.3	▲35.9%
業務その他部門	82.6	69.2	73.7	▲10.8%
家庭部門	110.2	80.3	77.5	▲29.7%
運輸部門	97.6	81.0	78.1	▲19.9%
廃棄物分野	5.9	5.1	5.0	▲16.0%
合 計	393.5	294.2	296.6	▲25%

*1 : BAU 排出量

BAU 排出量とは、排出削減目標に先立って、追加的な地球温暖化対策を実施しない場合の温室効果ガス排出量のことをいう。

4 計画全体の目標

(1) 温室効果ガス排出量削減目標

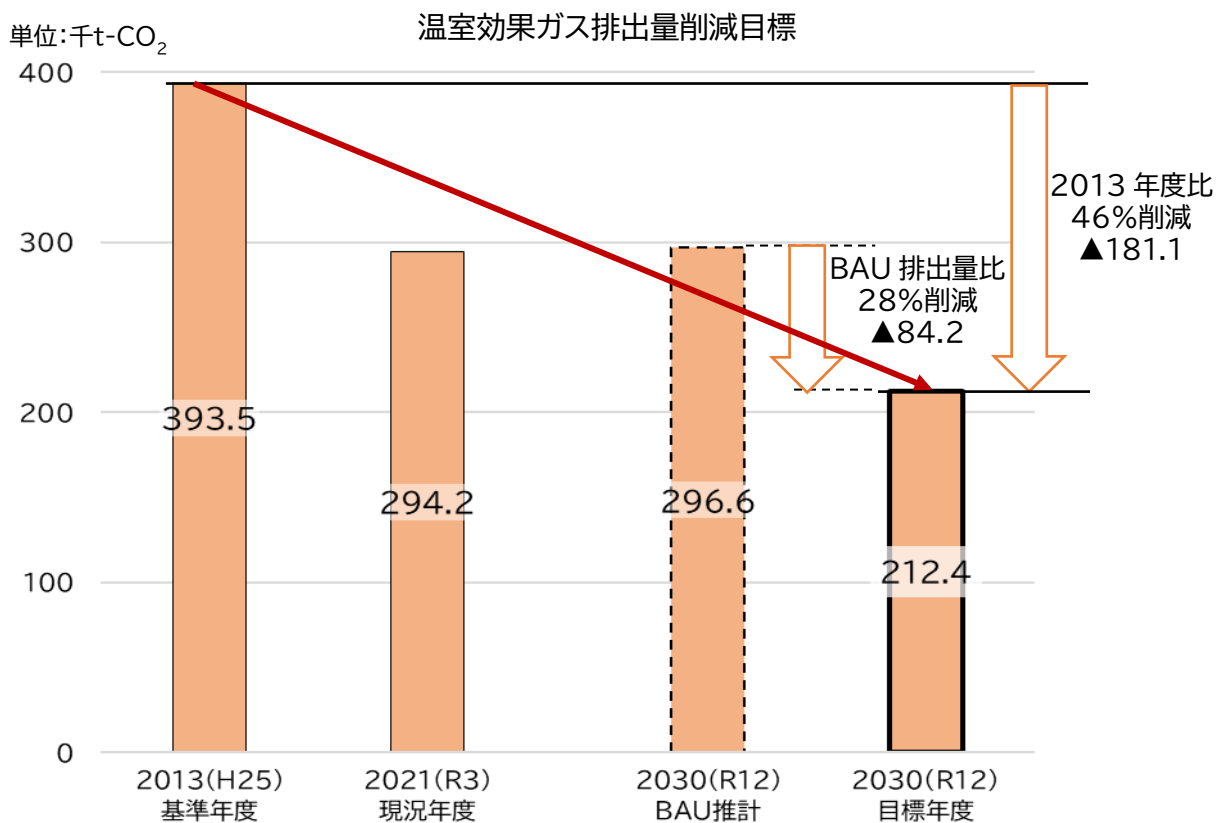
令和12年度(2030年度)における温室効果ガスの将来推計は、296.6千t-CO₂であり、基準年度より25%の減少となります。

国は令和32年度(2050年度)カーボンニュートラルを実現するための中間目標として、令和12年度(2030年度)までに46%の削減目標を掲げていることから、本市においても、更に削減を目指すため、令和12年度の温室効果ガス排出量を212.4千t-CO₂とし、平成25年度(2013年度)比46%の削減を目標とします。

温室効果ガス排出量削減目標

- 目標年度の令和12年度(2030年度)における温室効果ガス排出量について、
平成25年度(2013年度)比46%の削減を目指します。

令和12年度(2030年度)の目標削減率46%を実現するためには、BAU排出量(296.6千t-CO₂)から84.2千t-CO₂の削減(▲28%)が必要となります。



(2) 温室効果ガス排出量の部門・分野別削減量

本市の目標年度における温室効果ガス排出量削減率 46%を目指し、部門・分野別の削減量を次のとおりとします。

桶川市における温室効果ガス排出量削減見込み

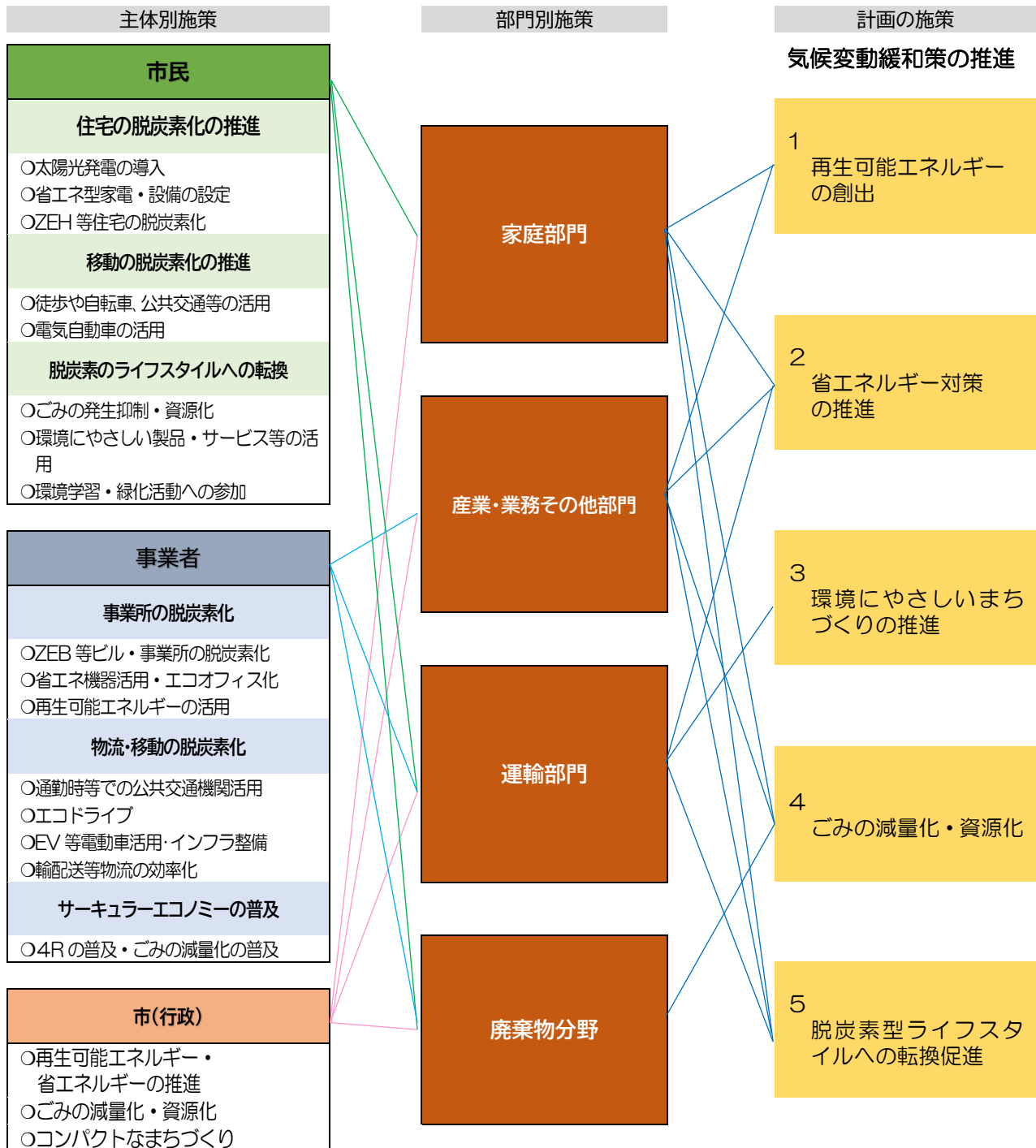
(単位:千t-CO₂)

部門・分野	①基準年度 平成 25 年度 (2013 年度) 排出量	目標年度 令和 12 年度(2030 年度)		④対策後の 削減量 (③-①)	削減率 (④÷①)
		②BAU 排出量	③目 標 排出量		
産業部門	97.2	62.3	44.6	▲52.6	▲54.1%
業務その他部門	82.6	73.7	52.8	▲29.8	▲36.1%
家庭部門	110.2	77.5	55.5	▲54.7	▲49.6%
運輸部門	97.6	78.1	55.9	▲41.7	▲42.7%
廃棄物分野	5.9	5.0	3.6	▲2.3	▲39.0%
合 計	393.5	296.6	212.4	▲181.1	▲46%

5 温室効果ガス排出削減に関する施策(気候変動緩和策の推進)

(1) 施策の分類と関連性

地球温暖化対策の推進に当たっては、市民、事業者、市の役割を踏まえて各主体が主体的に取り組むことや対策を進めていくことが重要です。また、部門・分野別の対策・施策の推進、関連計画との相乗効果や効率的な施策の展開を図っていく必要があります。主体別施策及び部門・分野別施策の分類と桶川市地球温暖化対策実行計画における主な施策との相互の関連を以下のとおり示しています。



(2) 施策の体系

桶川市地球温暖化対策実行計画では、次の施策の体系に基づき、基本目標に向かって温室効果ガス排出量削減対策を推進していきます。

桶川市地球温暖化対策実行計画 施策の体系

基本目標	施策の展開
脱炭素・気候変動適応型社会の構築	1 再生可能エネルギーの創出
	(1) 太陽光発電システムの導入
	(2) 自家消費型の太陽光発電の推進
	2 省エネルギー対策の推進
	(1) 省エネ家電・設備の普及促進
	(2) 省エネ性能の高い住宅等の普及促進
	(3) 移動の脱炭素化の推進
	(4) 事業活動における省エネの普及促進
	3 環境にやさしいまちづくりの推進
	(1) 歩いて暮らせるまちづくりの推進
	(2) ヒートアイランドを緩和するまちづくりの推進
	4 ごみの減量化・資源化
	(1) ごみの発生抑制・減量化の推進
	(2) 再使用・資源化の推進
	(3) 広域ごみ処理施設の整備
	5 脱炭素型ライフスタイルへの転換促進
	(1) 環境配慮行動の推進

(3) 施策の展開

脱炭素・気候変動適応型社会の構築を目指し、5つの施策を展開します。

1 再生可能エネルギーの創出

(1) 太陽光発電システムの導入

- 公共施設や住宅、事業所などで、太陽光発電システムの導入を推進します。
- 再生可能エネルギーに関する情報を発信し、太陽光発電システムの普及啓発に努めます。

(2) 自家消費型の太陽光発電の推進

- 公共施設や住宅、事業所などで、自家消費型の太陽光発電を推進します。
- 太陽光発電の自家消費を促進するため、蓄電池の導入を推進します。

2 省エネルギー対策の推進

(1) 省エネ家電・設備の普及促進

- 冷蔵庫、エアコン、LED 照明、高効率給湯器など、省エネ性能の高い家電・設備の普及促進に努めます。

(2) 省エネ性能の高い住宅等の普及促進

- 高効率設備などによって使うエネルギーを減らしながら太陽光発電などでエネルギーを創り出し、年間で消費する住宅等の正味エネルギーがゼロとなるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及促進に努めます。
- 建築物の室内環境とエネルギー性能の最適化を図るBEMS（ビル・エネルギー管理システム）の普及促進に努めます。

(3) 移動の脱炭素化の推進

- CO₂を排出しない電気自動車などの普及促進に努めます。
- 公共交通機関や自転車の利用を促進し、自動車利用からの転換を図ります。
- 自転車が安全に走ることができる自転車通行空間や駐輪場の利用状況に合わせた整備など、自転車が利用しやすい環境の充実を図ります。
- 市内循環バス「べにばなGO」の利用を促進し、持続可能な公共交通の維持充実に努めます。

(4) 事業活動における省エネの普及促進

- 県と連携し事業者における省エネルギー対策の普及に努めます。

3 環境にやさしいまちづくりの推進

(1) 歩いて暮らせるまちづくりの推進

- 公共交通ネットワークや歩行者、自転車空間の充実など、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

(2) ヒートアイランドを緩和するまちづくりの推進

- CO₂の吸収や気温調節など環境保全機能を有する樹林地や市民緑地などの身近な緑の保全に努めます。
- CO₂の吸収や気温調節など環境保全機能を有する水辺の緑の保全に努めます。
- 建築物の屋上緑化や壁面緑化の普及に努めます。

4 ごみの減量化・資源化

(1) ごみの発生抑制・減量化の推進

- 市民・事業者との協力を図り、ごみの発生抑制・減量化を推進します。
- 市民・事業者との協力を図り、ごみの分別を推進します。

(2) 再使用・資源化の推進

- 市民・事業者との協力を図り、再使用・資源化を推進します。

(3) 広域ごみ処理施設の整備

- 川島町と1市1町によるごみ処理の広域化を推進します。
- 循環型のまちづくりに寄与でき、環境負荷の低減が可能となる施設を目指します。

5 脱炭素型ライフスタイルへの転換促進

(1) 環境配慮行動の推進

- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」を推進します。
- 時差通勤やノーマイカー通勤などの普及啓発に努めます。
- 学校における環境教育や埼玉県エコライフDAY & WEEKへの参加の促進などを通じて、小・中学生を対象に環境意識や環境配慮行動の啓発を進めます。
- 生涯学習活動における環境学習を充実し、地球環境や脱炭素社会への理解促進を図ります。
- 日常生活や事業活動と地球温暖化との関わりについて、学び、考え、環境負荷の低減に向けた対策や行動の普及啓発を進めます。

■ 温室効果ガス削減に向けた市民・事業者の取組の方向

(1)市民の取組

- 自家消費型の太陽光発電の導入を検討してみましょう。
- 冷蔵庫やLED照明、高効率給湯器など省エネ性能の高い家電・設備を検討してみましょう。
- 住宅の購入を検討の際には、消費する正味のエネルギーがゼロとなる ZEH を検討してみましょう。
- 車の購入を検討する際には、CO₂を排出しない電気自動車を検討してみましょう。
- 住宅の屋上緑化や壁面緑化を検討してみましょう。
- ごみ減量化や資源化などを推進しましょう。
- 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る「デコ活」をしてみましょう。
- 日常生活と地球温暖化との関わりについて考えてみましょう。

(2)事業者の取組

- 事業所などで自家消費型の太陽光発電の導入を検討してみましょう。
- 省エネ性能の高い設備などを検討してみましょう。
- 年間で消費する建築物の正味エネルギーがゼロとなる ZEB を検討してみましょう。
- 車の購入を検討する際には、CO₂を排出しない電気自動車を検討してみましょう。
- 環境負荷の少ない脱炭素型の製品・商品の製造・販売や技術開発、脱炭素型サービスの提供に努めましょう。
- ごみ減量化や資源化などを推進しましょう。
- 時差通勤やリモートワークなどを検討してみましょう。
- 事業活動と地球温暖化との関わりについて考えてみましょう。

脱炭素につながる **新しい豊かな暮らし** を創る **国民運動**



「デコ活」とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を意味する「活」を組み合わせた新しい言葉です。

国では、地球温暖化対策の計画と一体となって、脱炭素社会に向けた COOL CHOICE（賢い選択）等の国民運動を展開してきています。2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス排出削減目標の実現が急務となっており、その実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、令和4年（2022年）10月に「**脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動**」及び官民連携会議を立ち上げ、一層の取組の展開を図っていくことにしました。

この運動をシンプルで親しみやすく、愛着を持って、強力に進めていけるよう、令和5年（2023年）7月にこの運動の愛称が「デコ活」と決まり、新しい国民運動として展開しています。

■ 市民の取組「デコ活」

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしに向けて



デコ活アクション

まずはここから！

住 **デ** 電気も省エネ 断熱住宅

- 断熱リフォーム
- 住まいのZEH化

住 **コ** こだわる楽しさ エコグッズ

- LED（ランプ・照明器具）
- 省エネ家電への買い替え
- HEMS

食 **カ** 感謝の心 食べ残しゼロ

- 内食(自炊)の場合
 - 食品ロスを防ぐレシピ
 - 食材の鮮度を長持ちさせる保管
 - フードドライブ
- 中食・外食の場合
 - 食べきれなかった料理の持ち帰り
 - フードシェアリングサービス

職 **ツ** つながるオフィス テレワーク ●テレワークひとりでCO₂が下がる

- | | |
|---|--------------------------|
| 住 | ●高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ |
| 移 | ●環境にやさしい次世代自動車を選ぶ |
| 住 | ●太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる |

みんなで実践

- | | |
|---|---------------------------------|
| 衣 | ●クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む |
| 住 | ●ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する |
| 食 | ●地元産の旬の食材を積極的に選ぶ |
| 移 | ●できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する |
| 買 | ●はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う |
| 住 | ●宅配便は一度で受け取る |

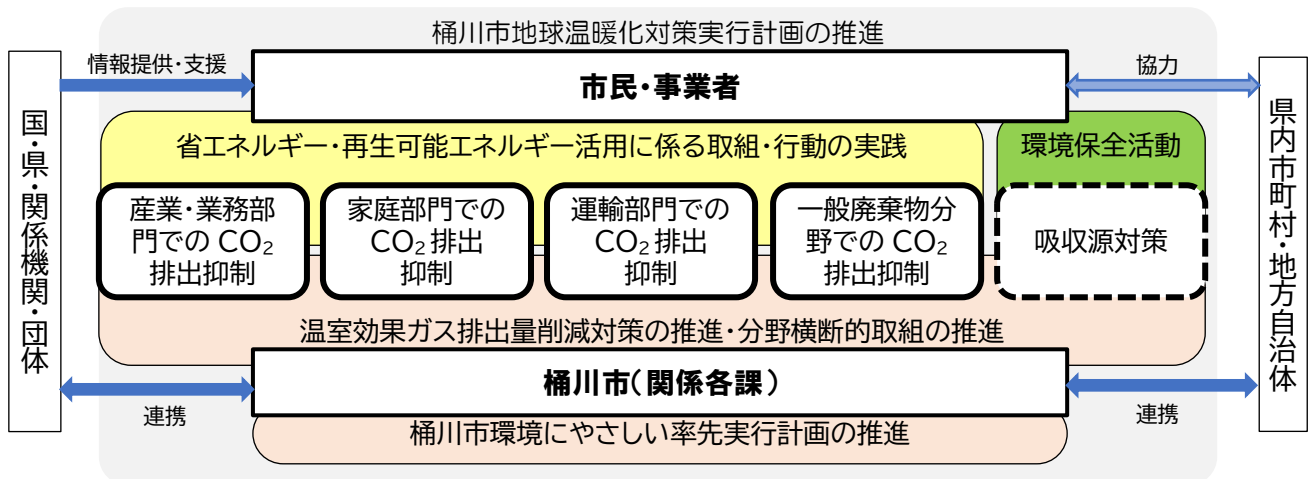
(出典:環境省 デコ活 HP 一部抜粋)

6 計画の推進・進行管理

(1) 計画の推進

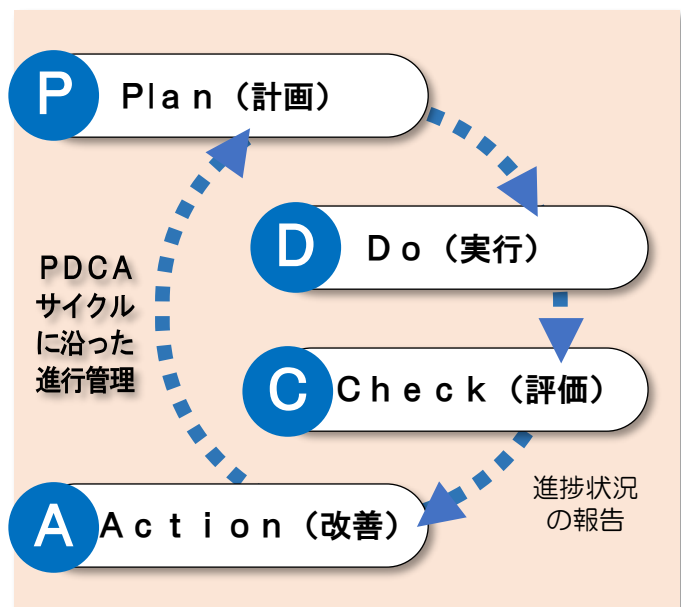
桶川市ゼロカーボンシティの実現にあたっては、行政の対策だけでは困難であるほか、市民・事業者の積極的な脱炭素社会に向けた行動や取組の実践をはじめ、幅広い分野や地域の人々との協力が必要になっています。

このため、市の関連部局との連携のもと、「桶川市環境基本計画」と一体となった取組の推進に努めます。また、気候変動の緩和と適応に関する情報の提供や市民・事業者の取組の普及促進、関係機関や近隣市町等との連携強化に努め、総合的・計画的な推進を図っていきます。



(2) 計画の進行管理

桶川市地球温暖化対策実行計画は、PDCA サイクルにより、計画の進捗状況を把握し、点検評価を行い、必要に応じて施策や事業の見直しを図り、取組の実効性を高めています。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第6章 桶川市気候変動適応計画

第6章 桶川市気候変動適応計画 目次

第6章 桶川市気候変動適応計画	75
1 計画の概要	77
(1) 桶川市気候変動適応計画とは	77
(2) 計画の位置づけ	78
(3) 計画策定の背景	79
(4) 計画期間	79
2 桶川市の特徴	80
(1) 市の地理的特徴	80
(2) 社会的状況	81
(3) 気候の特徴	81
3 気候変動の影響	82
(1) 気候変動の現状と予測	82
(2) 分野別の影響評価について	84
(3) 気候変動の影響についての将来予測	85
4 気候変動適応策の展開	86
(1) 気候変動適応策の体系	86
(2) 施策の展開	86
1 各分野における適応策の推進	86
2 気候変動の影響把握と理解醸成	88
(3) 気候変動適応に向けた各主体の役割	88
(4) 一人ひとりができることから始めましょう 適応への取組	89

第6章 桶川市気候変動適応計画

1 計画の概要

(1) 桶川市気候変動適応計画とは

気候変動適応法第12条では、市域における自然的状況等に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、市が地域気候変動適応計画を策定することが規定されています。

この規定に基づく計画として、第6章を桶川市気候変動適応計画とします。

気候変動適応法(抜粋)

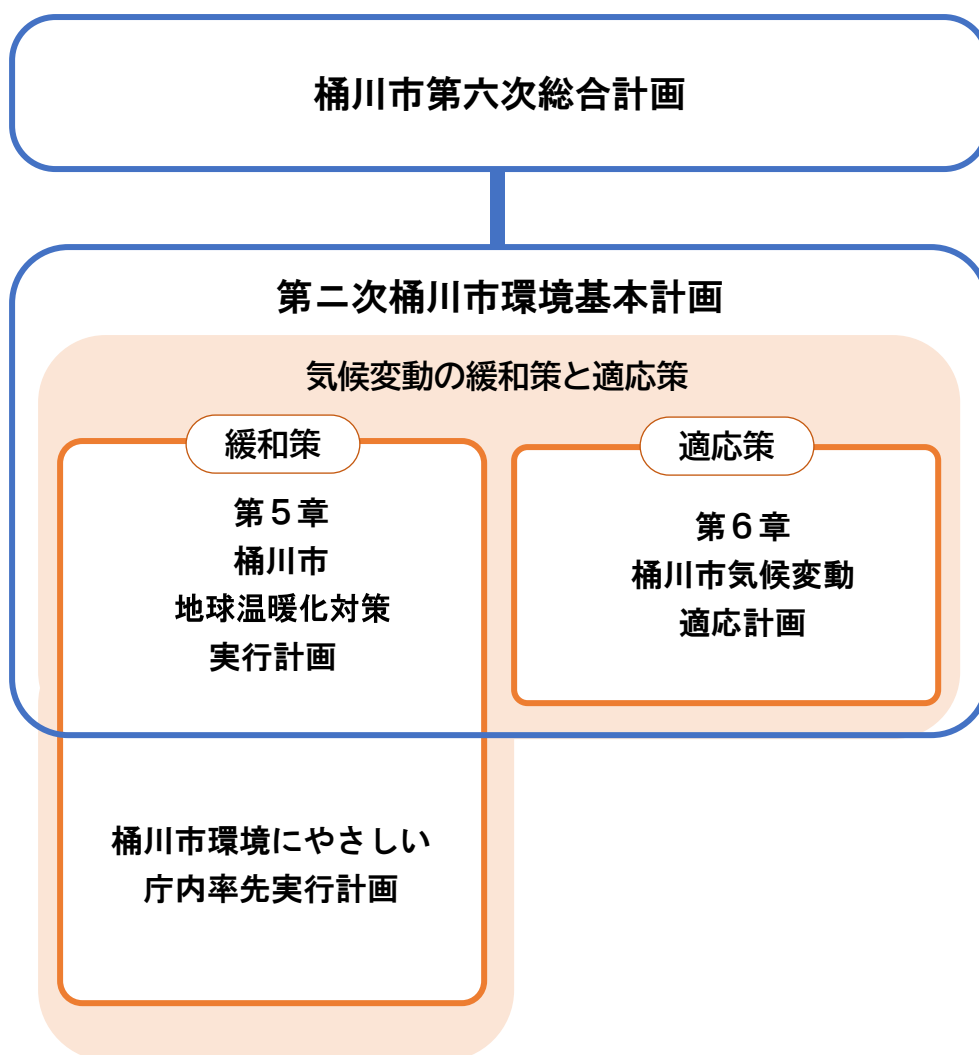
(地域気候変動適応計画)

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

桶川市気候変動適応計画は、環境行政のマスタープランである桶川市環境基本計画に包含される個別計画として位置づけます。

また、気候変動の緩和策と適応策は、気候変動の影響のリスクを低減するための相互補完的な施策であることから、緩和策である桶川市地球温暖化対策実行計画と適応策である桶川市気候変動適応計画を並列に位置づけ、両輪として施策を推進します。



(3) 計画策定の背景

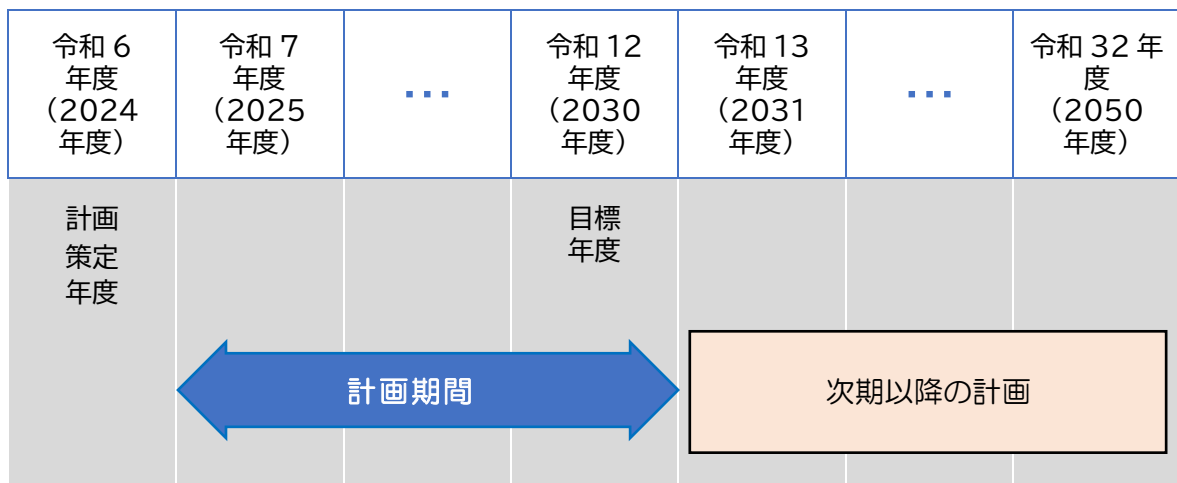
IPCC^{*1} 第6次評価報告書では、「人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている。」と指摘されています。また、気候変動による影響として、自然生態系の構造変化のほか、沿岸域における洪水や暴風雨による損害、暑熱、漁獲量の減少などが指摘されています。

日本においては、気温の上昇や大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じており、その影響は本市にも現れています。

こうしたことから、本市においても気候変動対策として、温室効果ガス排出を削減し温暖化を食い止める「緩和策」と、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」の両面から進め、脱炭素・気候変動適応型社会の構築を目指します。

(4) 計画期間

桶川市気候変動適応計画は、桶川市地球温暖化対策実行計画との両輪として桶川市環境基本計画と一体となって進めていくため、令和7年度(2025年度)から令和12年度(2030年度)までの6年間とし、必要に応じて見直していきます。



*1 : IPCC

気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略称。人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

2 桶川市の特徴

(1) 市の地理的特徴

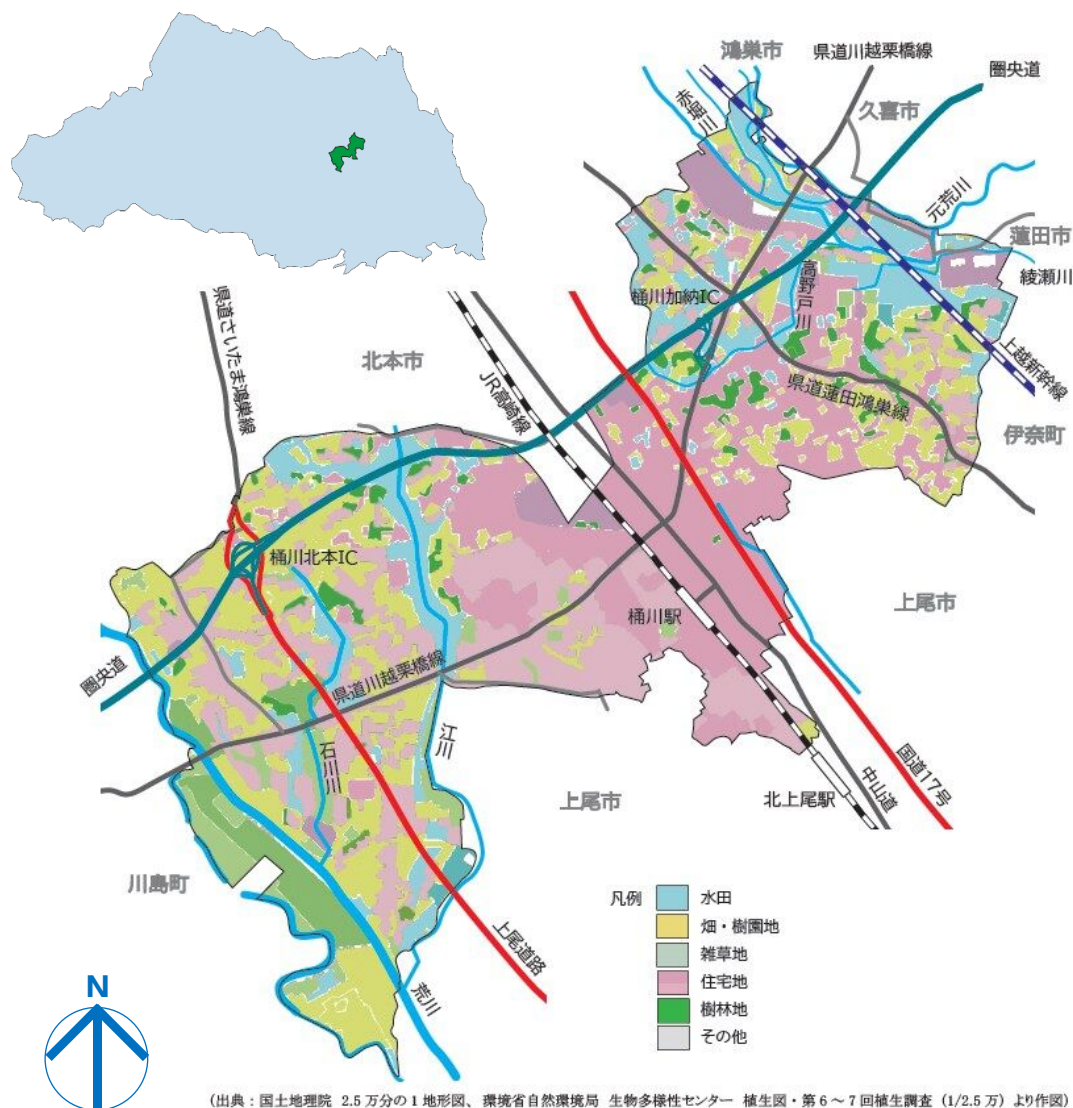
本市は、埼玉県ほぼ中央に位置しています。東は、蓮田市と久喜市、西は川島町、南は上尾市と伊奈町、北は北本市と鴻巣市に隣接しています。面積は25.35km²、東西の距離は8km、南北は4kmです。

市の中央部が大宮台地となっている地形で、東境に元荒川、西境に荒川が流れており、支川を含むこれらの河川に沿って河川と同程度の低地が広がっています。

JR高崎線や国道17号、県道川越栗橋線をはじめ、市の北部を横断する首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が整備され各自動車等と結ばれたほか、西側の上尾道路が桶川北本インターチェンジまで整備されるなど、交通利便性が飛躍的に向上しました。

本市は、江戸時代には近隣からの農産物の集散地、中山道の宿場町として栄えました。また、東京から40km圏内に位置することから、昭和40年代から宅地開発が進み、JR高崎線沿いに市街地が形成されてきました。

なお、令和4年（2022年）の地目別面積割合は、宅地が31.5%、その他28.9%、畑23.2%、田5.3%、山林2.5%となっています。



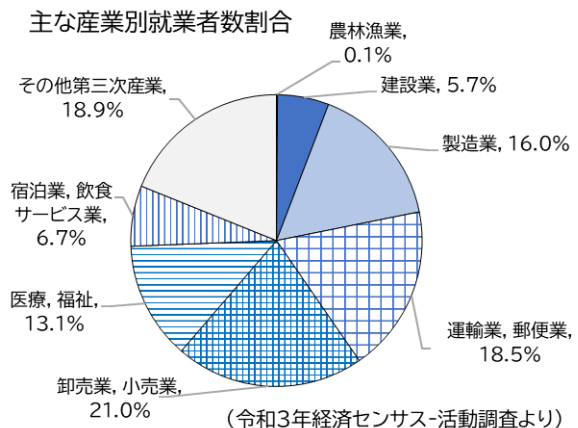
(出典：国土地理院 2.5 万分の 1 地形図、環境省自然環境局 生物多様性センター 植生図・第 6～7 回植生調査 (1/2.5 万) より作成)

(2) 社会的状況

本市は、東京から40km圏内に位置することから、昭和40年代から宅地開発が進み、中央を縦断するJR高崎線、旧中山道や国道17号線沿いに市街地が形成されてきました。そのため、人口は、昭和40年代から急増し、その後も増加してきましたが、平成22年(2010年)以降は横ばい状況に、令和2年(2020年)以降は減少傾向となっています。また、世帯数は一貫して増加傾向で推移していますが、近年は増加率の低下が見られます。

年代別人口割合は、15～64歳の生産年齢が6割弱、65歳以上の高齢者が約3割を占め、また、高齢者の75歳以上の割合が5割以上となっています。

産業は、卸売業・小売業や運輸業を中心とした第三次産業が主体で、産業別就業者数割合では第三次産業が8割近く占め、残り2割は食料品製造業をはじめとする製造業と建設業からなっています。



(出典:桶川市 統計書)

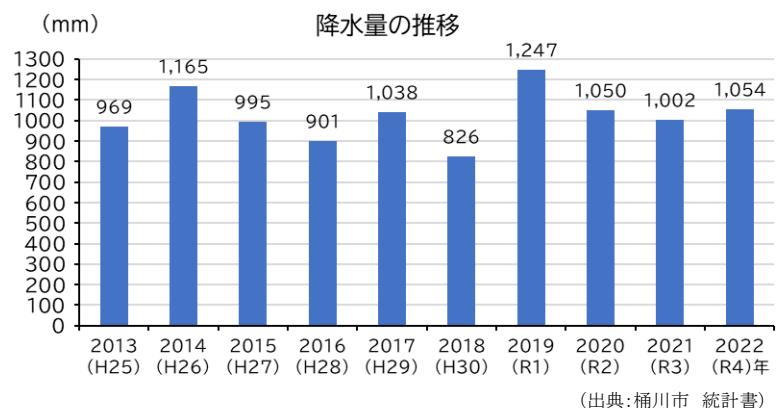
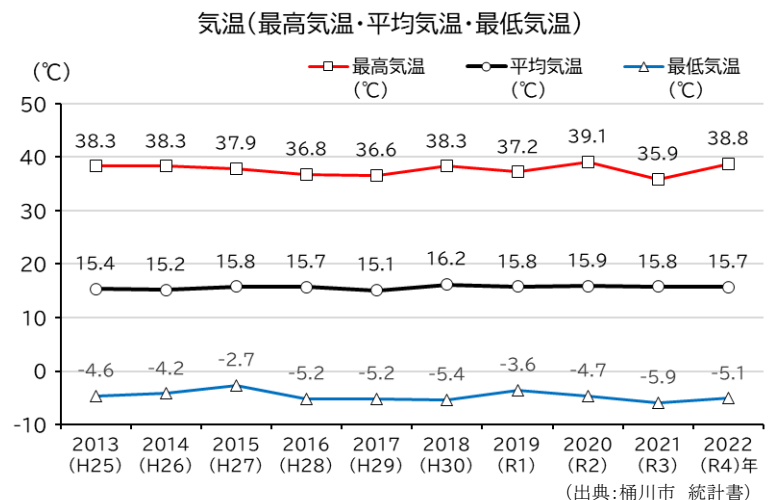
(3) 気候の特徴

本市は、夏に梅雨や台風の影響により降水量が多く、冬は晴れの日が多く、温暖な太平洋側気候区に位置しています。

平成25年(2013年)から令和4年(2022年)までの過去10年間の平均気温は15.7℃となっています。また、最高気温の平均は37.7℃、最低気温の平均は-4.7℃となっています。

最高気温はわずかですが、上昇傾向が見られます。平均気温と最低気温については、ほぼ横ばいで推移しています。

降水量は、年により変動がありますが、年降水量の平均は1,025mmとなっています。



3 気候変動の影響

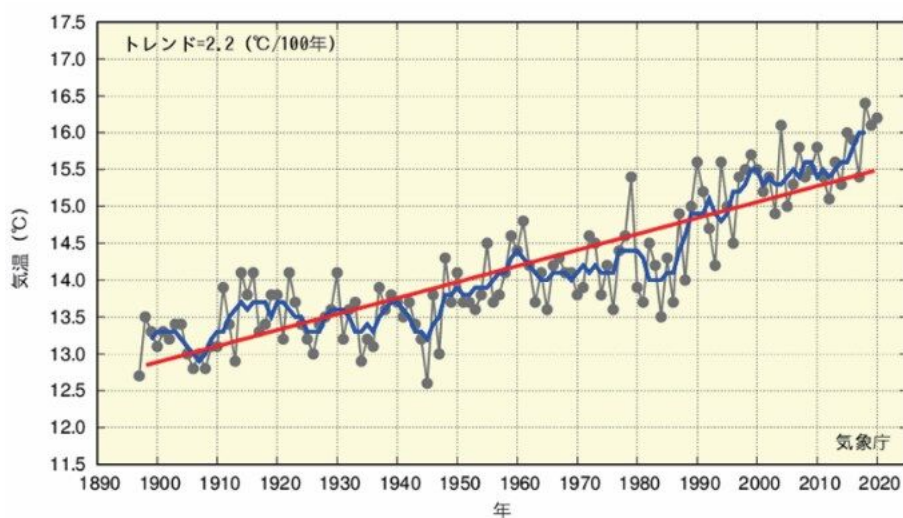
本市における気候変動の現状や変動予測については、埼玉県内の気象を計測している熊谷地方気象台のデータを使用しています。また、埼玉県環境科学国際センターの資料においては、本市における気温上昇予測が示されています。

(1) 気候変動の現状と予測

① 気候変動の状況（熊谷地方気象台のデータによる）

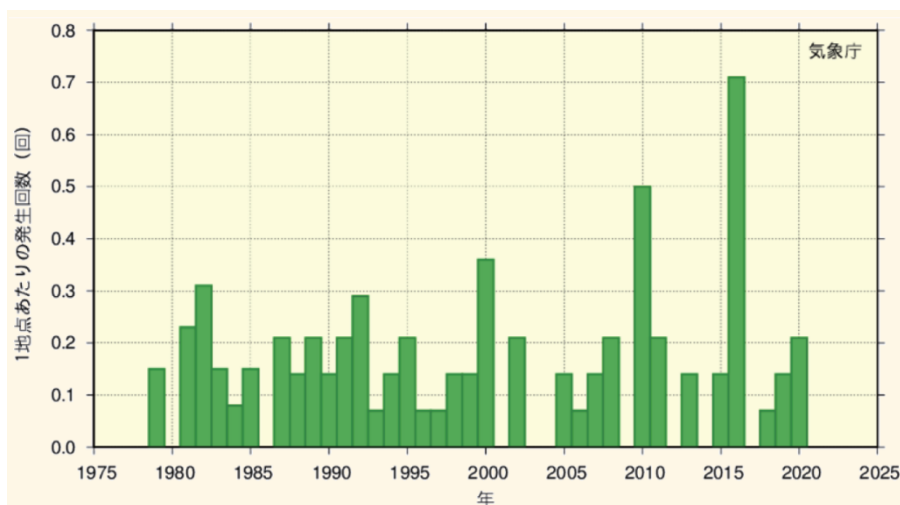
- 明治31年（1898年）から令和3年（2021年）まで、100年に換算すると気温は2.19℃上昇しています。

熊谷地方気象台における年平均気温の変化



- 平成23年（2011年）から令和2年（2020年）までの最近10年間の1時間降水量50mm以上の雨の平均年間発生回数は、統計期間の最初の10年間（昭和54年（1979年）から昭和63年（1988年）まで）と比べて約1.1倍に増えています。

熊谷地方気象台における1時間降水量50mm以上の発生回数



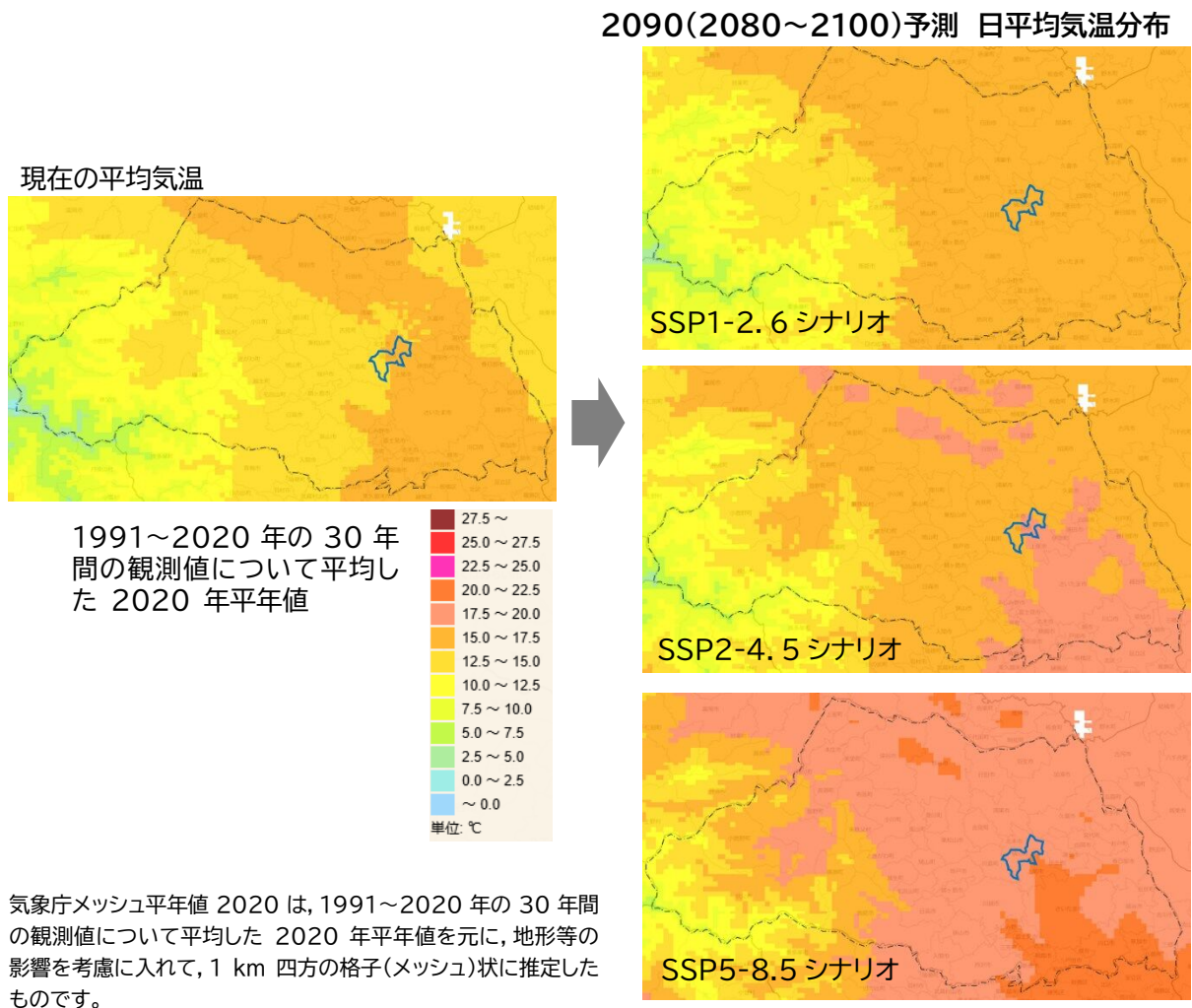
② 気温上昇予測

桶川市における気温上昇予測は、埼玉県環境科学国際センターが作成した「埼玉縣市町村気温上昇予測（MIROC6*1）」によると、次のように示されています。

- 桶川市における気温上昇は、最も温室効果ガスの排出が多くなるシナリオ（SSP5-8.5 シナリオ）では、現状気温（1991 年～2010 年平均）14.7℃が、今世紀中頃には 1.9℃（2041～2060 年平均）昇温し 16.6℃に、また、今世紀末には 4.1℃（2081～2100 年平均）昇温し 18.8℃になると予測されています。
- パリ協定の 2℃目標が達成された世界の状態に近いシナリオ(SSP1-2.6 シナリオ)では、今世紀中頃及び今世紀末において 1.4℃昇温し、16.1℃になると予測されています。

【参考：埼玉県の気候変動の将来予測(気象庁メッシュ平年値 2020 に基づく)】

(出典:気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT) 気候変動の将来予測 WebGIS により作成)



*1：MIROC6

MIROC(the Model for Interdisciplinary Research on Climate)の略称。東京大学/国立環境研究所/海洋研究開発機構を中心に開発されている日本を代表する気候モデル。名称の後の数字はバージョンを表している。

(2) 分野別の影響評価について

国及び埼玉県の「適応計画」では、「産業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国（県）民生活・都市生活」の7つの分野について、気候変動により影響が現れる分野や項目を整理し、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から評価を行っています。

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくにあたり、埼玉県の「気候変動影響評価」を踏まえて、本市への影響が考えられる分野・項目について下記の選定基準により選定しました。

選定基準①：県の評価結果において、「重大性」が「特に重大な影響が認められる」、「緊急性」が「高い」、「総合評価」が「大きい」と評価されており、本市においても存在する項目。

選定基準②：本市において、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、または、本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目。

■埼玉県の気候変動における影響のうち桶川市への影響が考えられる項目

分野	大項目	小項目		影響評価結果		
				現在及び短期的な影響		長期的な影響
				重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)	総合評価(B)
農業 林業 水産業	農業	水稻		○	○	○
		野菜等		◇	○	□
		果樹		◇	○	△
		麦、大豆、飼料作物等		◇	△	△
		畜産		◇	□	—
		病虫害・雑草		◇	—	—
		農業生産基盤		○	○	○
		食糧需給		—	—	△
水環境 水資源	水環境	河川		◇	□	□
	水資源	水供給（地表水）		◇	△	□
		水供給（地下水）		—	—	△
		水需給		◇	□	□
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林		◇	○	—
		里地里山生態系		—	—	—
		野生鳥獣の影響		◇	○	—
	淡水生態系	河川		◇	△	△
	その他	生物季節		◇	○	□
		分布・個体群の 変動	在来種	—	—	□
			外来種	—	—	—
自然災害	河川	洪水		○	○	○
		内水		○	○	○
	その他	強風等		○	△	△

分野	大項目	小項目	影響評価結果		
			現在及び短期的な影響		長期的な影響
			重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)	総合評価(B)
健康	暑熱	死亡リスク	○	○	○
		熱中症等	○	○	○
	感染症	節足動物媒介感染症	◇	△	○
	その他	脆弱性が高い集団への影響 (高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	○	○	○
市民生活 都市生活	都市インフラ・ ライフライン等	水道・交通	○	△	○
	文化・歴史等を 感じる暮らし	生物季節	◇	○	□
		伝統行事・地場産業等	◇	—	—
	その他	暑熱による生活への影響	○	○	○

「埼玉県 埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版 R5年3月」より作成

【凡例】

重大性 (A-1)		緊急性 (A-2)		総合評価委 (B)	
○	特に重大な影響が認められる	○	高い	○	大きい
◇	影響が認められる	△	中密度	△	中密度
—	現状では評価できない	□	低い	□	小さい
		—	現状では評価できない	—	現状では評価できない

(3) 気候変動の影響についての将来予測

本市において将来予測される気候変動の影響について、次のとおり示します。

■本市における将来予測

分野	気候変動の影響（将来予測）
農業分野	- 農業生産への影響の恒常化が懸念 - 気温上昇に伴い、水稻等の収量及び品質の低下や越冬可能な害虫の増加が予測
水環境・ 水資源分野	- 渇水リスク及び水質悪化の増加が懸念 - 暑熱による水需要の増加と渇水による水不足が重なった場合は給水の不足が懸念
自然生態系分野	気候変動による自然生態系（観察できる動植物）の変化が懸念
自然災害分野	- 今世紀後半に向けて線状降水帯などの強雨は増加していくと予測 - 洪水発生頻度及び土砂災害発生頻度の増加が懸念
健康分野	- 更なる気温上昇に伴い、熱中症搬送者数や死亡者数等の増加が懸念 - 今後気温の上昇により感染症を媒介する動物との接触が増加することが懸念
市民生活・ 都市生活分野	- 洪水による水道施設被害や高濁度化のリスクの増加が予測 - 気温の上昇によるヒートアイランド現象が懸念

4 気候変動適応策の展開

(1) 気候変動適応策の体系

温暖化による気候変動の影響を避けるため、次の体系に基づいて、桶川市気候変動適応計画の施策を展開していきます。

■気候変動適応策の体系

基本目標	施策の展開	
脱炭素・気候変動適応型社会の構築	1 各分野における適応策の推進	
	分野	施策
	①農業	農業への影響の軽減
	②水環境・水資源	水環境・水資源への影響の軽減
	③自然生態系	自然生態系の保全
	④自然災害	自然災害に対する防災・減災対策の推進
	⑤健康	健康被害の防止
	⑥市民生活・都市生活	暑熱による生活への影響の軽減
	2 気候変動の影響把握と理解醸成	
	①市域における気候変動の影響に関する情報の収集	
	②気候変動による生活や事業活動への影響に関する情報の提供	

(2) 施策の展開

1 各分野における適応策の推進

①農業分野

農業への影響の軽減

- 高温に強い品種や栽培技術の普及啓発など農業への影響を軽減するための対策を図ります。



②水環境・水資源分野

水環境・水資源への影響の軽減

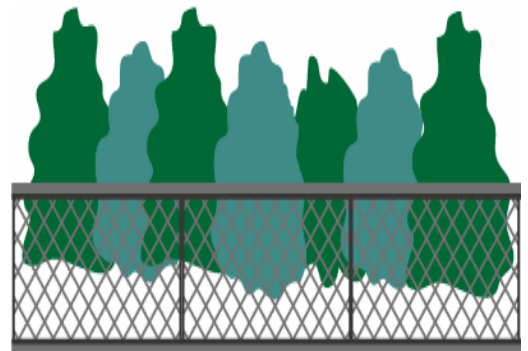
- 洪水や干ばつなど降雨量の変化等による水環境・水資源への影響などを軽減するため、喝水対策を図ります。



③自然生態系分野

自然生態系の保全

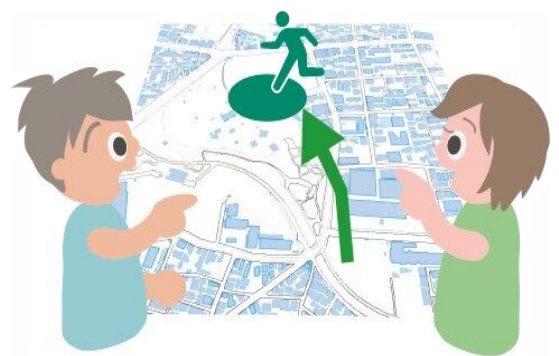
- 本市の生物多様性の保全に向けて、荒川や江川、元荒川・赤堀川などの水辺環境や屋敷林等の樹林地が形成する良好な自然環境の保全と再生など、水と緑のネットワーク形成を図ります。
- 市内に生育生息する希少生物の把握に努め、その生育生息環境の保全を図ります。
- アライグマ捕獲情報の収集やクビアカツヤカミキリ被害状況把握など、特定外来生物の防除対策を図ります。



④自然災害分野

自然災害に対する防災・減災対策の推進

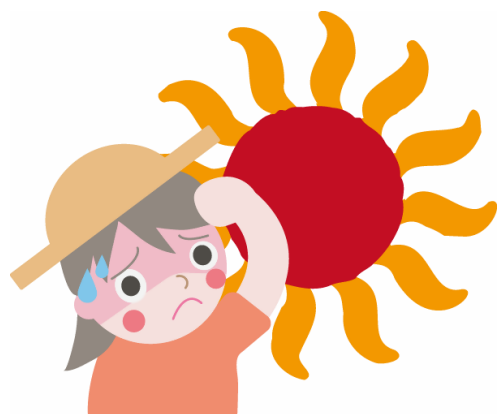
- 洪水ハザードマップの活用、災害時マイタイムライン（わたしの避難計画）づくりの普及など、防災に対する市民意識の醸成を図ります。
- 多発化している豪雨災害などへの対応に向け、治水機能の向上、浸水軽減など、防災対策を推進します。
- 災害に伴う被害の軽減に向け、都市インフラの強化・整備を図るとともに、災害廃棄物処理対策の推進に努めます。



⑤健康分野

健康被害の防止

- 暑熱による健康被害（熱中症など）リスクが高まっています。夏季の環境省熱中症予防情報サイト（暑さ指数）の活用など、暑熱による健康被害防止対策の普及啓発を図ります。
- 熱中症特別警戒アラートが発令された際には、市が指定するクーリングシェルター^{*1}を開放するなど、市民に対してクールシェア等の情報提供等を行います。
- 長期的には、蚊やダニ等の感染症媒介生物との接触の増加による感染症の増加が懸念されていることから、その予防に向けた取組の普及啓発を図ります。



^{*1}：クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）

市町村が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館等）をクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として指定した誰でも休息できる施設のこと。

⑥市民生活・都市生活分野

暑熱による生活への影響の軽減

- 公共施設など身近な場所の緑化に努めます。
- ヒートアイランド対策の推進を図ります。
- 渇水時には給水制限や断水リスクの低減を図るため、家庭・事業所に対して節水の呼びかけに努めます。



「86・87・88 ページイラスト」(出典:気候変動適応情報プラットフォーム)

2 気候変動の影響把握と理解醸成

①市域における気候変動の影響に関する情報の収集

- 埼玉県気候変動適応センター^{*1}と連携し、気候変動の影響評価と適応策に関する情報の提供を図ります。
- 市内で気候変動の影響と考えられる事象について、情報を収集し、適応策の検討・実施に努めます。
- 気候変動の影響や気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析等を行う拠点として、地域気候変動適応センターの設置を検討します。

②気候変動による生活や事業活動への影響に関する情報の提供

- 豪雨災害や熱中症の増大など気候変動に伴う影響は、自然災害や健康被害、農業、生物多様性、水資源など、日常生活や事業活動に係る様々な分野にまたがっており、影響が各地で確認されています。事前に適切な対応が図れるよう、市民・事業者等に向けて、気候変動による生活や事業活動への影響に関する情報の共有に努めます。

(3) 気候変動適応に向けた各主体の役割

気候変動の影響への適応に向けては、市、市民及び事業者が各分野における気候変動の緩和と適応に向けたそれぞれの役割を踏まえ、対策を図っていく必要があります。

気候変動適応に向けた各主体の役割と方向

適応に向けた主な取組	市	事業者	市民
気候変動の影響	情報・学習機会の提供	事業活動への影響を把握	生活への影響を考える
地域で起きている影響を把握	情報収集・評価		
熱中症など健康被害への適応	対策の立案・実施	事業活動への影響の回避・軽減策の実施	できる取組から実施
自然災害への適応(防災・減災)	市民等の適応への協力	サービス提供	市・事業者の対策への協力
農業の影響への適応		対策への協力	
自然生態系の保全			

*1：埼玉県気候変動適応センター

気候変動適応法第13条に基づき、地域において設置された気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析等を行う拠点のこと。埼玉県では、法施行に合わせ、平成30年(2018年)12月1日に、埼玉県環境科学国際センターを「地域気候変動適応センター」に位置付け活動を開始した。

(4) 一人ひとりができることから始めましょう 適応への取組

気候変動の影響への適応に向けては、一人ひとりが日常生活の中で対策を進めていくことが重要です。国が提供している適応の事例を参考に示しています。一人ひとりができることから始めていきましょう。

【参考:一人ひとりができる適応の事例】

① 熱中症対策

- 「熱中症警戒アラート」情報の確認を行い、熱中症のリスクが高い日は注意をして過ごす。
- 特に暑い日は熱中症にならないようにエアコンを使う。
- 外出時におけるクールオアシスやクールシェアできる施設などを考えて行動する。
- こまめに水分・塩分を補給する。
- 暑くなり始める時期からウォーキング等を継続することで、暑さに備えた身体作りをする。



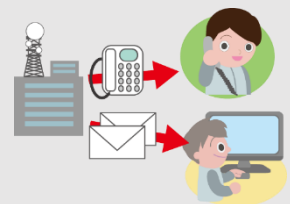
桶川市クーリングシェルター・マーク



(出典:環境省 気候変動プラットフォーム 行動しよう 熱中症対策・暑さ対策 高齢者のための熱中症対策 2023年5月)

② 自然災害時への対応

- ハザードマップを見て、自分が住んでいる地域の危険なエリアと避難場所を確認しておく。
- 豪雨時の水害など大規模災害における防災マイタイムラインを作成するなど、家族で災害時における対応を話し合う。
- 家族や知人と連絡手段を確認しておく。
- 非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサックに詰めておく。
- 避難時においては、近所の高齢者などへの声掛けを行う。
- 桶川市防災情報メール等を活用する。



(出典:環境省 気候変動プラットフォーム 行動しよう)

③ ジカ熱・デング熱等感染症対策

- ジカ熱・デング熱等感染症媒介蚊から身を守る。ヒトスジシマカの発生源をなくす。
- やぶなどの蚊がいそうな場所に行くときは、肌を露出せず、虫除けスプレーを使用するなど、蚊に刺されないように注意する。
- ジカ熱やデング熱の流行地に渡航する場合は、現地で蚊に刺されないように注意する。
- 蚊の発生を減らすため、定期的に幼虫が発生しそうな周辺の水たまりの除去・清掃をする。
- 下草を刈るなど、蚊の成虫が潜む場所をなくす。



(出典:厚生労働省 ジカ熱・デング熱対策 感染症の運び屋蚊からバリアーで身を守れ)

水たまり除去・清掃



植木鉢の皿



雨除けのブルーシートや
古タイヤに溜まった水たまり



雨ざらしの用具



屋外に放置された
空きビン・缶・ペットボトル



詰まった排水溝

下草刈り



風通しの悪い やぶ・草むら

(出典:厚生労働省 ジカ熱・デング熱対策 感染症の運び屋蚊からバリアーで身を守れ)

第1章

第2章

第3章

資料編

第4章

第5章

第6章

資料編

資料編目次

資料編	91
1 環境に関する桶川市の宣言	93
(1) 桶川市環境自治体宣言	93
(2) 桶川市ゴミ 10 カ条宣言	94
(3) 桶川市ゼロカーボンシティ宣言	95
2 SDGs について	96
3 用語解説	98

1 環境に関する桶川市の宣言

桶川市環境自治体宣言

【環境への理念】

環境とは、人間を包み込み、人間と交響しあう自然の総体です。このことは、人間そのものが、自然的存在であることを意味しております。この環境が、今、あらゆる面で破壊され、汚染されつつあるという深刻な状態にあります。今こそ、共生の思想を復権させ、調和ある生産活動と生活様式を確立しなければなりません。

【行政の努め】

- 1 市は、住民自治の原則を尊重し、地域民主主義の高揚に努めます。
- 1 市は、すべての事務・事業の実施にあたって環境保全を重視し、環境先進都市の建設を目指します。
- 1 市は、行政の運営にあたって技術の質を問い、多様な生物の生命と環境にダメージを与える技術の行使を警戒します。
- 1 市は、農業・工業・商業の経済はもとより、地域の全体的なバランスある発展こそが環境を保全するものであることを認識し、これを市の振興の基本とします。
- 1 市は、都市の創造にあたって汚れ(質と量)を最少にするように努めます。
- 1 市は、プライバシーの保護に留意しつつ、環境に関する情報の公開に努めます。
- 1 市は、その行政運営にあたって、環境への監視を加味した市民参加に努めます。

【市民の努め】

- 1 わたしたち桶川市民は、国内外で「有害廃棄物等の越境移動及びその処分の管理に関するバーゼル条約」の原則を確認すると同時にこれを徹底し、有害廃棄物を含むすべてのゴミを外へ持ち出さない社会システムの確立に努めます。
- 1 わたしたち桶川市民は、自らの生活の安全性と、ゴミの処理・処分に際して施設周辺の環境へ与える負荷を考慮し、製品に対する使用上の問題も含めたライフサイクルアセスメント制度の確立を企業に対して要求します。
- 1 わたしたち桶川市民は、地球環境を想い、流行に流されない自立した生活を確立します。
- 1 わたしたち桶川市民は、男性・女性、それぞれの視点で、ともに社会へ創造的に参画することを通じて環境の保全を図り、地域民主主義の確立に努めます。
- 1 わたしたち桶川市民は、循環を基調としたエコロジカルな地域社会の建設を目指します。
- 1 わたしたち桶川市民は、将来の世代が心豊かに暮らす基盤である地球を永続的に守り、引き継いでいきます。
- 1 わたしたち桶川市民は、全人類共有の財産である地球を平等・均衡・公正に管理する社会システムを築くため、国境を越えた市民の交流を進めます。

埼玉県桶川市は、以上のことを実現するため、環境基本計画を定め、具体的な目標の提示及び行動計画を策定し、市の総力をあげて、地域から地球環境問題の解決に向けて取り組むことを、ここに宣言します。

平成8年6月5日 桶川市

桶川市ゴミ10カ条宣言

年々深刻化するゴミ問題に対処するため、わたしたち桶川市民は、地域民主主義の確立の視点にたち、現場職員と連携して、リフューズ（ゴミになるものを作らない）・リデュース（減量）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の四つの“R”の原則を踏まえつつ、ここにゴミ10カ条を定め、快適環境の創造に努めることを誓います。

- 1 わたしたち桶川市民は、物の“命”を大切にし、慈しみの心をもって生活します。
- 1 わたしたち桶川市民は、生産者・販売者への波及効果も加味し、過剰包装された商品等の購入を慎みます。
- 1 わたしたち桶川市民は、最終処分場の逼迫（ひっぱく）化を深刻に受け止め、ゴミの減量化に努めます。
- 1 わたしたち桶川市民は、不用品の活用を図るため、フリーマーケット等さまざまな活動を行います。
- 1 わたしたち桶川市民は、リサイクルの円滑な推進を図るため、再生品の積極的な利用を心掛けます。
- 1 わたしたち桶川市民は、処理・処分のことを考え、ゴミの徹底的な分別排出に努めます。
- 1 わたしたち桶川市民は、決められたものを、決められた日に、また決められた時間に排出するとともに、集積所の清潔の保持に努めます。
- 1 わたしたち桶川市民は、ゴミ収集作業員の安全を守るため、竹くし等危険な物の排出にあたっては、これを紙等で包みます。
- 1 わたしたち桶川市民は、環境美化と安全の観点から、ゴミの不法投棄や空き缶・空き瓶等のポイ捨てをしません。
- 1 わたしたち桶川市民は、ゴミのもつ潜在的なエネルギーを地域の発展に有効に活用するため、クリーンコンビナートの実現を目指します。

以上、宣言します。

平成8年6月5日 桶川市



桶川市ゼロカーボンシティ宣言



地球温暖化の影響とみられる気候変動により、近年猛暑や大規模台風、集中豪雨などの自然災害が国内外で頻発し、各地で甚大な被害が生じています。また、地球温暖化により、地球上の貴重な生態系に大きな影響を及ぼすことも懸念されています。

2015年に採択されたパリ協定では、地球温暖化防止のため「産業革命以前からの平均気温の上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑える努力を追求する」との目標が掲げられ、そのためには、「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

このような国際情勢から、2020年10月、政府は、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指す」ことを表明し、2021年5月に改正地球温暖化対策推進法が制定されました。

また、SDGs（持続可能な開発目標）においても、「13. 気候変動に具体的な対策を」として、気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとることとされており、各自治体においても対応が求められています。

桶川市は、脱炭素社会の実現に向けて、限られたみどりを守り、将来の桶川を安心・安全に暮らし続けることができるまちとして未来の子どもたちに引き継いでいくため、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」として、主体的に取り組んでいくことをここに宣言します。

令和3年10月30日



桶川市長

小野克典

桶川市は、持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

2 SDGs について

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27年（2015年）9月に開催された国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発目標」です。

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標であり、「誰一人取り残さない」を基本理念に掲げ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

SDGsは、下記の17のゴールを掲げており、その実現には、国や自治体、産業界、住民が連携・協力して取り組む必要があります。

本市の基本目標について、関連するSDGsの17のゴールを配置することで、「持続可能な開発目標」として一体的に取り組んでいきます。

SDGs 17のゴール

	貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



8 働きがいも
経済成長も

働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ、生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう

産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



10 人や国の不平等
をなくそう

人や国の不平等をなくそう

各国内および各国家間の不平等を是正する



11 住み続けられる
まちづくりを

住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住実現する



12 つくる責任
つかう責任

つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



13 気候変動に
具体的な対策を

気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14 海の豊かさを
守ろう

海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさも
守ろう

陸の豊かさも守ろう

陸上生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



16 平和と公正を
すべての人に

平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17 パートナリシップで
目標を達成しよう

パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

（出典：国際連合広報センター SDGs の 17 の目標ごとの説明より）

3 用語解説

あ行

アスベスト（41、43ページ）

天然に存在する繊維状鉱物で、石綿とも呼ばれる。安価で丈夫なため、昭和30年（1955年）頃から多くの建築物等に使用されていたが、アスベストの粉じんを吸い込むと肺がんや中皮腫を発症するおそれがあり、平成18年（2006年）9月以降原則として使用が禁止されている。

ウェルビーイング（12ページ）

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

エコライフDAY&WEEK（70ページ）

省エネの取組により1日又は1週間の二酸化炭素の削減量や節約金額を実感できる簡単なチェックシートを使用して、1日又は1週間、参加者にCO₂削減・省エネなど地球温暖化防止と環境に配慮した生活を経験してもらう取組。

エネルギー起源による二酸化炭素（59ページ）

燃料の燃焼で発生・排出される二酸化炭素をエネルギー起源による二酸化炭素と言う。

温室効果ガス（9、11、13、19、28、49、51、52、53、54、55、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、71、73、79、83ページ）

太陽放射により暖められた地表面の熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が温室効果ガスとして定義されている。通常それぞれのガスの温室効果を二酸化炭素に換算してその総排出量を表す。

か行

カーボンニュートラル（11、13、52、53、54、57、65、71ページ）

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させる（温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする）こと。

合併処理浄化槽（18、30、42、43ページ）

し尿及び生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する生活排水処理施設。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等の公共用水域の汚濁を大幅に軽減する効果がある。

環境負荷（39、70、71ページ）

環境基本法に基づき「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定めている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定めている。これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

気候変動（3、4、6、9、11、21、22、23、28、30、32、36、50、51、54、73、78、79、82、83、84、85、86、88、97ページ）

全球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいう。気候変化とも訳される。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。

気候変動適応法（11、77、88ページ）

気候変動への適応を推進することを目的として、平成30年（2018年）に制定された法律。我が国における適応策の法的位置づけを明確化し、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組み。

クーリングシェルター(指定暑熱避難施設) (87、90ページ)

市町村が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設(公民館、図書館等)をクーリングシェルター(指定暑熱避難施設)として指定した誰でも休息できる施設のこと。クーリングシェルターは、市民の休息場所として開放されることによって、高齢者などの熱中症弱者にも優しい施設になっている。

光化学スモッグ (30、41、43ページ)

工場や自動車の排出ガス等に含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線で光化学反応を起こすことにより、有害な酸化性物質として光化学オキシダントが発生する。光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くもやがかかったようになった状態が光化学スモッグと呼ばれる。光化学スモッグが発生すると眼や喉などの粘膜に対する健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。

コンパクト (54、55、67ページ)

必要な機能が集積し、ゆとりある魅力的な拠点を構築することを指す。

さ行

サーキュラーエコノミー(循環経済) (11、29、67ページ)

生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図る経済活動のこと。

再生可能エネルギー (22、23、27、32、35、54、67、68、69、72、73ページ)

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギーの総称。

埼玉県気候変動適応センター (88ページ)

気候変動適応法第13条に基づき、地域において設置された気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析等を行う拠点のこと。埼玉県では、法施行に合わせ、平成30年(2018年)12月1日に、埼玉県環境科学国際センターを「地域気候変動適応センター」に位置付け活動を開始した。

里地里山 (13、84ページ)

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く天然林(二次林)、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。

資源循環型社会 (6、21、23、27、29、32、37、40ページ)

製品等が廃棄物等となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合においては適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

市民緑地 (18、31、44、70ページ)

都市緑地法に基づき、地方公共団体などが土地所有者から緑地を借り受け、一定期間、住民に開放された緑地。

自立分散型エネルギーシステム (54ページ)

エネルギーのロスをなくすとともに、エネルギー供給の安心安全を確保するため、地域のエネルギーは地域でつくる供給体制のこと。

スマート (54ページ)

新たな技術の活用などによる先進的な共助の実現を指す。

製造品出荷額 (17、61ページ)

工業統計調査に用いられる単位で工場出荷額のこと。製造品の出荷とは、事業所の所有する原材料によって1年間に製造されたもの(原材料を他に支給して製造させたものを含む)を当該事業所から出荷した場合をいう。

生態系（9、11、12、13、23、27、31、32、36、44、51、79、84、85、86、87、89、98ページ）

植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系（システム）。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。

生物多様性（3、6、9、10、11、13、21、23、27、31、32、44、45、51、87、89、98ページ）

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

ソーラーオンザウォーター桶川（55ページ）

桶川市東部工業団地後谷調整池に設置している日本初の水上式メガソーラーのこと。太陽光発電システムとしては、400世帯一年分に相当する発電量があり、杉の木約62,000本分に相当する削減効果がある。

た行**ダイオキシン類（41ページ）**

炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が燃える時などに副生成物として生じる物質で、毒性が強いものがある。

脱炭素社会（3、13、22、27、28、53、55、70、71、73ページ）

人為的な発生源による温室効果ガスの排出量と森林等の吸収源による吸収量との均衡（実質的な排出量ゼロ）が達成された社会。

地球温暖化対策の推進に関する法律（11、49、58ページ）

1998年に成立した、日本の地球温暖化対策に関する枠組みを定めた法律。世界最初の地球温暖化防止を目的としたもの。国、地方公共団体、事業者、国民の責務が示されており、国及び地方公共団体には、自らの温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画の公表、実施状況の公表が義務付けられている。

デコ活（70、71、72ページ）

「デコ活」は二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

電動車（62、67ページ）

動力源に電気を使う自動車の総称。電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車や燃料電池自動車を指す。

特定外来生物（23、31、32、44、45、87ページ）

外来生物であって、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるもののこと。

な行**ネイチャーポジティブ（10、11、13、31ページ）**

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

は行**ヒートアイランド（35、68、70、85、89ページ）**

空調による人工排熱やコンクリートの建物による蓄熱などにより、都市中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。アスファルト等の人工被覆域と比べ、森林、水田等の植生域は、保水力が高く水分の蒸発によって日中の気温の上昇を抑える働きがある。

ま行**マイカトラリー (37、40ページ)**

持ち歩くことができるフォークやスプーンのこと。使い捨てのものを貰わないため、省資源やごみ減量になる。

マイクロプラスチック (9ページ)

5mm未満の微細なプラスチックのこと。

ら行**レジリエント (54、97ページ)**

自然災害や気候変動に対して、社会的システムや生態的システムが回復する力を示す概念のこと。

abc、123**BAU排出量 (64、65ページ)**

BAU排出量とは、排出削減目標に先立って、追加的な地球温暖化対策を実施しない場合の温室効果ガス排出量のことをいう。

BEMS (69ページ)

BEMS(Building and Energy Management System)とは、「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。

COP (9ページ)

COPとは、Conference of the Parties（締約国会議）の略で、多くの国際条約で加盟国の最高意思決定機関として設置されている。

COP15 (10ページ)

COP15は、2022年にカナダのモントリオールで開催された国連生物多様性条約の第15回目の締約国会議を指す。2020年以降も世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く、1.5℃までの生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。

COP21 (9、52ページ)

COP21は、2015年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約の第21回目の締約国会議を指す。気候変動問題の国際的な枠組みのパリ協定（世界共通の「2℃より低い1.5℃に抑えようと努力すること」）が採択された。

COP26 (52ページ)

COP26は、2021年にイギリスのグラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約の第26回目の締約国会議を指す。パリ協定の1.5℃努力目標達成に向け、すべての国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズ・ダウンや非効率な化石燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む努力を加速することなどが決定文書に盛り込まれた。今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である2030年に向けて野心的な気候変動対策を締約国に求める内容となっている。

IPCC (51、52、79ページ)

気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)の略称。人為起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

MIROC6 (83ページ)

MIROC(the Model for Interdisciplinary Research on Climate)の略称。東京大学/国立環境研究所/海洋研究開発機構を中心に開発されている日本を代表する気候モデル。名称の後の数字はバージョンを表している。

OECM (10ページ)

OECM (Other effective area-based conservation measures) の略称。保護地域以外の地域をベースとする効果的な保全手段のこと。生物多様性条約第14回締約国会議 (COP14) において採択されたOECMの定義 (環境省仮訳) は以下のとおり。「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」我が国でも、自然資源管理がなされている企業所有地等を生物多様性保全に貢献する区域として認定する仕組みが2023 (令和5) 年度に創設された。OECMに成り得る例として、企業緑地、豊かな自然を有する都市公園、社寺林などが挙げられる。

SDGs (9、12、13、27、28、29、31ページ)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。2015年9月にニューヨーク国連本部において、193の加盟国の全会一致で採択された国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

SSP1-2.6 (83ページ)

持続可能な発展の下で気温上昇を2℃未満におさえるシナリオを指す。

SSP2-4.5 (83ページ)

中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオを指す。

SSP5-8.5 (51、83ページ)

化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しなかった最大の温室効果ガス排出量シナリオを指す。

ZEB (22、67、69、71ページ)

net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、「ゼブ」という。室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建築物のこと。対象は一般住宅。

ZEH (22、67、69、71、72ページ)

net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略称で、「ゼッチ」という。室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅のこと。対象はビルや工場、学校など。

3R+Renewable (37ページ)

循環型社会構築に向けた基本的な考え方。廃棄物の発生抑制 (リデュース: Reduce)、再使用 (リユース: Reuse)、再生利用 (リサイクル: Recycle) の3つの頭文字をとったものに、再生可能資源への代替 (リニューアブル: Renewable) を加えたものをいう。

4R (6、18、23、29、32、37、40、63、67ページ)

リフューズ (ゴミになるものを作らない)、リデュース (減量)・リユース (再使用)、リサイクル (再資源化) の4つのRのこと。

30by30 (10ページ)

生物多様性条約第15回締約国会議 (COP15) で採択された新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の2030年グローバルターゲットの一つであり、2030 (令和12) 年までに陸域の30%と海域の30%の保全・保護を目指す目標のこと。2021 (令和3) 年6月のG7サミットにおいて、G7各国は世界目標の決定に先駆けて30by30を進めることに合意した。

第二次桶川市環境基本計画

発行日	令和7年3月
発行	桶川市
企画・編集	桶川市環境経済部環境対策推進課 〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号 電話：048-786-3211（代表） E-mail：kankyo@city.okegawa.lg.jp 市HP：https://www.city.okegawa.lg.jp



桶川市のマスコットキャラクター
「オケちゃん」
